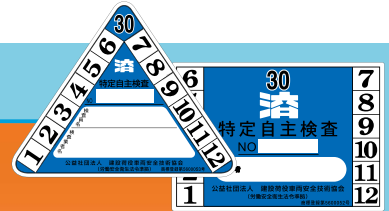


# 建設荷役車両



VOL.40 No.237

第**237**号  
2018-9

平成30年9月1日発行 (隔月1回1日発行)



公益  
社団法人

**建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくじんかん

# ORタイヤ販売開始!!

いつものタイヤで交換しようかな？

ちょっと待って！

その前に一度お問い合わせ下さい！

圧倒的コストパフォーマンスで  
貴社の経費節約に  
貢献いたします!!

## スキッドステアローダ用

|            |     |
|------------|-----|
| 570×12     | 6PR |
| 23×8.50-12 | 6PR |
| 27×8.50-15 | 6PR |
| 10×16.5    | 6PR |
| 12×16.5    | 8PR |

スキッドステアローダ用

ホイールローダー用

## ホイールローダー用

|            |      |         |      |
|------------|------|---------|------|
| 12.5/70-16 | 6PR  | 20.5-25 | 20PR |
| 15.5/60-18 | 8PR  | 23.5-25 | 20PR |
| 16.9-24    | 10PR | 26.5-25 | 28PR |
| 17.5-25    | 16PR | 29.5-25 | 28PR |

他、サイズ多数取り揃え

※大型建機用ホイール多数サイズ取り揃えております。  
※注入ウレタンによるノーパンク化も対応。

## MRC 丸中ゴム工業株式会社

本社：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-5556 FAX:052-889-5558

名古屋営業所：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-1777 FAX:052-883-2511

東京支店：座間市小松原 2-17-16

TEL:046-256-8206 FAX:046-256-8208

仙台営業所：仙台市宮城野区中野 5-3-8

TEL:022-387-0020 FAX:022-786-0440

大阪営業所：摂津市鳥飼中 3-6-60

TEL:072-650-5650 FAX:072-650-3650

(公社)建設荷役車両安全技術協会  
広報委員会 行

FAX : 03-3221-3665

機関誌『建設荷役車両』をご愛読いただきありがとうございます。  
皆さまのお役にたてる誌面づくりのために  
アンケートにご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※この用紙はホームページの「会員限定ページ」  
からもダウンロードできます。  
(URL <http://www.sacl.or.jp/>)

**回答有効期限：2018年10月31日**

- ◆ 下記の記事について、あてはまるものを一つ選んで□に✓を入れてください。  
お読みになった記事は“おもしろい”、“どちらともいえない”、“つまらない”のうち一つを  
お読みにならなかった記事は読んでいないを選んでください。

| 番号 | 記事カテゴリ              | 読んだ(あてはまるものを一つ選んでください)   |                          |                          | 読んで<br>いない               |
|----|---------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|    |                     | おもしろい                    | どちらともいえない                | つまらない                    |                          |
| ①  | 広報                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②  | 実践講座 (そこが知りたい働き方改革) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③  | コーヒーブレイク・随想         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④  | 技術解説                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤  | 経済情報                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥  | 我が社のセールスポイント        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑦  | イラスト災害事例            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑧  | 製品紹介                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

- ◆ 協会のWebサイトや広告品について、あてはまるものを一つずつ選んで✓を入れてください。

| 番号 | 広告アイテム等  | 知っている                    | 見た気がする                   | 知らない                     |
|----|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ⑨  | ポスター、チラシ   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑩  | 協会Webサイト( <a href="http://www.sacl.or.jp">www.sacl.or.jp</a> ) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑪  | PRステッカー“特自検はお済みですか?”   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

ポスター、チラシ

協会Webサイト([www.sacl.or.jp](http://www.sacl.or.jp))

PRステッカー“特自検はお済みですか?”



- ◆ 本誌全般の感想や、取り上げてほしい話題、講座のテーマなどありましたらご記入ください。

- ◆ お手数ですが、下記情報をご記入ください。

|                                   |                                 |                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| フリガナ<br>●名 前:                     | ●年齢:                            | ●性別:                            |
| ●勤務先名称:                           | ●役職:                            | 歳 男・女                           |
| ●勤務先所在地: 〒□□□□-□□□□<br>都 道<br>府 県 | TEL: ( )                        |                                 |
| ●職種:(最も近いものを一つ選んで✓を入れてください。)      |                                 |                                 |
| 代表・役員 <input type="checkbox"/>    | 営業 <input type="checkbox"/>     | サービス <input type="checkbox"/>   |
| 設計・技術開発等 <input type="checkbox"/> | 現業・製造等 <input type="checkbox"/> | 総務・経理等 <input type="checkbox"/> |
| その他 <input type="checkbox"/>      |                                 |                                 |

※ 抽選で10名様に図書カードを贈呈いたします。結果発表は発送をもって代えさせていただきます。  
※ ご記入いただいた個人情報は抽選品発送及び個人が特定できない形の集計・調査に使用させていただきます。



ご協力ありがとうございました

公社 建設荷役車両安全技術協会  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

2018/9月号



とくじけんくん

- ◆ 第7回 定時総会報告
- ◆ 全国労働衛生週間に当たって  
平成30年度全国労働衛生週間実施要綱
- ◆ 平成30年度特定自主検査強調月間について



とくじけんくん

# 建設荷役車両

2018-09 VOL.40 No.237

## INDEX

### ■ 巻頭言

日本人と働き方改革 ..... 竹村 広一 4

■ 就任挨拶 ..... 酒井 信介 5

### ■ 広報

第7回定時総会報告 ..... 6

全国労働衛生週間に当たって ..... 51

平成30年度建設荷役車両特定自主検査強調月間 ..... 61

### ■ 技術解説

9.4.1 油圧ショベル搭載「お知らせ機能付周囲監視装置（FVM2）」の紹介... 66

### ■ そこが知りたい！「実践 働き方改革 労務管理講座」

これって労働時間？ ..... 中辻 めぐみ 70

### ■ 随想

心を豊かにしてくれるもの ..... 室町 正博 80

### ■ シリーズ特集Ⅹ

作業中の災害事例..... 83

### ■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント..... 栃木県支部 コマツ栃木株式会社 87

## ■ コーヒーブレイク

第111話 続編 『いい旅』 ..... 寺岡 晟 92

■ 製品紹介 ..... 100  
 ホイールローダ 2機種 / 新型超大型油圧ショベルEX-7シリーズ / 新型  
 SH120LC-7 マテリアルハンドリング機

## ■ 経済情報-1

緊急レポート：骨太政策と外国人労働の重要性

..... みずほ総合研究所 103

## ■ 経済情報-2

『キーワードで読み解く地方創生』、重要な地産外商と地域商社

..... みずほ総合研究所 105

建荷協の動き ..... 107

平成30年度支部別検査者の研修・教育の予定表 ..... 108

## ■ お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 ..... 116

協会発行図書等のご案内 ..... 117

特定自主検査者資格取得者名簿（平成30年6月1日～平成30年7月31日）... 121

支部一覧 ..... 124

編集後記 ..... 125



## 日本人と働き方改革

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
理事 竹村 広一

コマツ 執行役員 建機マーケティング本部 国内販売本部長

働き方改革の議論が喧しい。一億総活躍社会のためには多様な働き方を可能にする工夫が大事で、これにより企業の生産性は高まり、新たな成長を図ることに繋がる。働く人たちへも新たな所得を得るチャンスが広がる。経済は好循環に向かうという設計図である。無論、この改革は働く人の視点に立つことが大前提であり、やり方次第のところはあるにせよ、長時間労働などの是正にも役立つ可能性は高いと思われる。そうなればこれは、安全・衛生という観点でも極めてよい影響が期待されるであろう。

当協会は建設荷役車両の性能保持や使用に関する安全確保に様々な形で寄与し、労働災害防止に繋げることを責務として活動しているわけだが、機械周辺で働く方々の労働環境整備が進むことで、我々の活動効果も増大することになるのだから、事業者・経営者でもある協会員は働き方改革へ積極的であるべきだ。しかしながら現実には、ハードルは高いかもしれない。例えば長時間労働を考えた場合、一般的な労働者では、欧米に比べ日本は明らかに長い時間働いているであろう。古代より神から稲作(仕事)を「ことよさし(=委託)」されたとする日本人は、労働に対価を求めた西欧合理主義とは一線を画す労働感を持っていると思われ、それは現代の社会・企業文化

の根底に影響を残しているようだ。『安全を最も優先すべき』とする安全文化も同じで、随分前になるが「安全と水は、ただで手に入ると思っている」との評に表れる日本人の希薄な安全意識は、社会や企業が安全活動を根付かせる上で超えなければいけない壁となる。

法制度が出来上がっても、これに魂を入れるのは社会や企業の責任である。我々は、そのための意識改革や組織風土改革は、働き方改革やそれに連なる安全・安心な世の中の実現に不可欠なものとして、不退転の決意で取り組まなければならない。幸い、追い風もある。急速なICTの進歩とそれへの企業の投資増は、結果として現場の生産性向上や安全への投資として顕著な効果を示すようになってきている。また、同様の社会改革として進行中のダイバーシティは、社会・企業の文化を変えて行く触媒となっていて、労働観にしろ、安全意識にしろ、明確な変化の兆しは至るところに芽生えてきた感覚が確かにある。こうしたことが社会や企業の中で、血となり肉となるにはまだまだ時間を要することだろうが、まずは一歩を踏み出したと言えるかもしれない。

働き方改革も安全・安心な社会構築も、ダイバーシティとあわせて、日本の抱える諸課題を解き明かす大きなカギであるのだから。



## 就 任 挨拶

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
会長 酒井 信介

去る平成30年6月15日の第7回定時総会・理事会におきまして吉識前会長の後を受け、会長に就任致しました酒井信介でございます。本協会の会長を仰せつかり大変光栄なことであると同時に、その責任の重大さを感じ身の引き締まる思いであります。会員の皆様のご協力を賜りながら職責を果たし、協会の使命の達成と一層の発展のために微力を尽くしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

当協会は、建設荷役車両の性能の保持・向上及びその使用にあたっての安全の確保、そういうことをもって労働災害の防止に貢献するということを目的とした会員の集合体であります。

これらのことを自覚しまして会員の皆様はもとより理事の方々、支部長の方々、支部職員の皆様方のご意見を拝聴しながら事業の運営に努めてまいります。

また、公益認定法人の組織としてのガバナンスの決定に努めてまいりますのでご協力の程よろしくお願い致します。

吉識前会長は、東京大学時代の私の大先輩にあたりまして、吉識前会長及び歴代会長のご功績を汚さないように今後とも精一

杯努力させていただきますので、重ねてご協力の程よろしくお願い申し上げます。

ここで私の自己紹介を簡単にさせていただきます。

東京大学の方に学生として入って以来、教職として40年弱勤めまして、分野としては機械工学分野でして、専門としては安全性とか信頼性を行ってまいりました。

最後の5年間は、航空宇宙学専攻に移りましてJAXA（宇宙航空研究開発機構）と共同の活動を行ってまいりました。

そこでは、『我が国における有人宇宙飛行を実現する』といった、そういうようなことを研究テーマに取り組んでまいりました。

この協会との関連で言いますと、クレーン協会の方で結構長く活動を行いまして、『構造規格の中に限界状態設計を取り入れる』という活動を行ってまいりました。

今後は、これまでの経験を活かしまして建設荷役車両安全技術協会の発展のために尽力したいと考えていますが、何分不慣れでございますので皆様方のご協力のもと精一杯努力してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 第7回

## 定時総会報告

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会



第7回 定時総会全景

## はじめに

第7回定時総会は、平成30年6月15日（金）ホテルグランドパレス4階「ゴールデンルーム」で開催された。

定刻午後3時に総会が開催され、議事終了後平成30年通年表彰が執り行われた。



吉識会長挨拶

## 議事経過

## 1. 開会

定刻、事務局から「本日の出席正会員数：70社、書面表決正会員数：3,059社、出席者総数：3,129社で正会員数：4,233社の過半数に達しており、定款第18条に定める定足数を満たしている。」旨を告げ、開会した。

## 2. 会長挨拶

公益社団法人としての第7回定時総会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、梅雨空の足元の悪い中、またご多忙のところ本定時総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

また、ご来賓の皆様にもお忙しい中、お越しいただいております。ありがとうございます。

さて、当協会は会員の皆様方はもとより、厚生労働省及び経済産業省、更には、関係団体のご支援、ご協力のもと、建設荷役車両の性能の保持向上とその使用に関する安全の確保を図り、もって労働災害の防止に寄与することの目的に向かって、順調に発展して参ることができました。更には公益認定法人としての運営につきましても順調に推移しております。ここに改めて関係者の方々に深く感謝申しあげる次第であります。

また、本日表彰を受けられます方々におかれましては、誠におめでとうございます。

これは偏に特自検制度の普及・定着、更には作業の安全等を担保するための工夫に対するご功績が認められたものであります。今後ともそれぞれの地域の中心となって、建設荷役車両の安全水準の向上のためご尽力、ご活躍されますことをお願い申し上げます。

労働災害の発生状況を見ますと、建設荷役車両による労働災害は長期的には減少しているものの依然として発生しており、労働安全衛生法に基づく特定自主検査の円滑な推進により建設荷役車両の「災害ゼロ」を目指す当協会にとって、看過できない状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成30年度

の当協会の事業計画では、前年度に引き続き労働災害の防止を目的とした各種事業を本部・支部一体化の下に展開することとしております。

当協会といたしましては、公益法人の理念に基づき、役職員一同、より一層、組織及び事業運営に努力し労働災害の防止に貢献いたす所存ですので本日ご参集の皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の総会報は、報告事項として、平成29年度事業報告、平成30年度事業計画書、平成30年度収支予算書の3件がございます。また、決議事項として平成29年度決算報告関係書類の承認及び本年度は役員の改選の年になっておりまして役員の改選に関する件の2件がございますので、何卒ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

### 3. 来賓挨拶

来賓としてご出席の厚生労働省の労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室長 縄田 英樹様 並びに 経済産業省の製造産業局 産業機械課 課長補佐 潮崎 雄治様から、それぞれご祝辞を頂いた。



厚生労働省  
縄田 英樹様



経済産業省  
潮崎 雄治様

#### 4. 議長着席

事務局から「定時総会の議長は、定款第16条の定めるところにより、会長が当たる。」旨を告げ、会長が議長席についた。

#### 5. 議事録署名人の選出

議長から、定款第20条第2項の定める議事録署名人の選出について、「議事録署名人の選出方法について、特にご意見がなければ、

増田 浩明 監事

木村 和紀 監事

にお願いしたい。」旨を諮ったところ、本人及び全員異議がなく、全会一致で選出された。

#### 6. 議事経過

##### (1) 報告事項

議長から、「これから報告する事項については、全て第13回理事会に置いて承認されたものである。」旨を告げた。

##### 報告事項1 平成29年度事業報告の件

議長から、「平成29年度事業報告について小澤常務理事から報告させる。」旨を告げ、小澤常務理事に報告を求めた。



小澤  
常務理事

小澤常務理事から、「報告事項1 平成29年度事業報告」に基づき、報告がなされた。

議長から「これらに関する質問等はないか。」の旨を求めたが、特に質問等は無かった。

##### 報告事項2 平成30年度事業計画の件

議長から、「平成30年度事業計画について小澤常務理事から説明させる。」旨を告げ、小澤常務理事に説明を求めた。

小澤常務理事から、「報告事項2 平成30年度事業計画」に基づき、説明がなされた。

議長から「これらに関する質問等はないか。」の旨を求めたが、特に質問等は無かった。

### 報告事項3 平成30年度収支予算書の件

議長から、「平成30年度収支予算書について小澤常務理事から説明させる。」旨を告げ、小澤常務理事に説明を求めた。

小澤常務理事から、「報告事項3 平成30年度収支予算書」に基づき、説明がなされた。

議長から「これらに関する質問等はないか。」の旨を求めたが、特に質問等は無かった。

## (2) 決議事項

### 第1号議案 平成29年度決算報告書関係書類承認の件

議長から、「平成29年度決算報告関係書類について小澤常務理事から説明させる。」旨を告げ、小澤常務理事に説明を求めた。

小澤常務理事から、「第1号議案 平成29年度決算報告関係書類」について、主要事項の要点説明がなされた。

次いで、議長の要請により、増田監事から「私たち監事は、定款第24条の規定に基づき、平成29年度における理事の職務の執行を監査するとともに業務及び財産の状況を調査し、計算書類等を検討した。その結果、「事業報告」は建荷協の状況を正しく示しており、理事の職務の

執行に関して不正行為等の事実は認められなかった。また、「決算報告」は適正に表示しているものと認めるので、ここに報告する。」旨の監査報告が行われた。

ここで議長から「これらに対する質問・意見をお願いしたい。」旨を諮ったが特に意見はなく、「特に質問、意見がなければ、第1号議案の平成29年度決算報告関係書類について事務局説明のとおり承認することに異議ないか。」の旨を諮ったが、特に異議がなく、全会一致で承認された。

### 第2号議案 役員の改選に関する件

議長から、「役員の任期は2年であり、本年は改選の年となる。については役員の改選を行うこととし、小澤常務理事から説明させる」旨を告げ、小澤常務理事に説明を求めた。

小澤常務理事から、「第2号議案 役員の改選に関する件」に基づき、主要事項の要点説明がなされた。

議長から、「これに関する質問、意見をお願いしたい。」旨を諮ったが、特に質問、意見はなく「特に、質問、意見がなければ、定款第18条第3項の定めるところにより、名簿記載の順に候補者一人ずつお諮りすることとする。」旨を告げ、理事候補者39名の選任について一人ずつ諮ったところ、候補者全員の選任が全会一致で承認され、下記のとおり可決確定した。

理事 酒井 信介  
 理事 小澤 真一  
 理事 塚本 恵  
 理事 絹川 秀樹  
 理事 竹村 広一  
 理事 酒井 一郎  
 理事 寺本 健  
 理事 徳田 裕司  
 理事 池田 孝美  
 理事 米沢 理生  
 理事 小津 泰史  
 理事 植木 睦央  
 理事 水島 敏文  
 理事 木村 政俊  
 理事 洗 光範  
 理事 国清 嘉人  
 理事 秋田 進  
 理事 小平 正芳  
 理事 松尾 善行  
 理事 辻村 敏夫  
 理事 池田 進  
 理事 今田 徹男  
 理事 東 日出夫  
 理事 新倉 恭一  
 理事 鎌田 豊  
 理事 佐野 俊和  
 理事 塩釜 達男  
 理事 松田 全弘  
 理事 瀧川 雅司  
 理事 諸星 清  
 理事 麻生 誠  
 理事 檜垣 隆三

理事 森木 英光  
 理事 中野 誠司  
 理事 光本 浩二  
 理事 佐藤 達男  
 理事 浅井 裕章  
 理事 山田 功  
 理事 益田 浩市

引き続き、議長から監事候補2名の選任について一人ずつ諮ったところ、候補者全員の選任が全会一致で承認され、下記のとおり可決確定した。

監事 増田 浩明  
 監事 木村 和紀

ここで、議長から、臨時理事会開催のため暫時休憩とする旨を告げた。

(この間、別室で臨時理事会が開催され、定款第22条第2項の定めに基づく会長、副会長及び常務理事の選定が行われた。)

議長から、議事再開を告げた後、事務局から「ただ今別室にて開催された臨時理事会において、定款第22条第2項の定めに基づく理事会の決議により、会長、副会長及び常務理事が選定された。」旨の報告がなされ、事務局に新しい「役員名簿」を配布させ、その説明を求めた。

事務局から、「会長には、酒井信介理事が選定された。副会長には、酒井一郎理事、秋田進理事、麻生誠理事が、常務理事には、小澤慎一理事が選定された。

なお、定款45条に基づく事務局長には、同条第3項の規定に基づく理事会の決議

により、小澤常務理事が事務局長を兼務することとなった。」旨の説明がなされた。

議長から、「以上をもって、本定時総会の議事を終了した。」旨を告げた。

## 8. 平成30年通年表彰

総会の審議終了後、顕彰規程に基づく平成30年の通年表彰の企業賞及び特別功績賞について表彰式が行われ、吉識会長から「企業賞」（5社）及び「特別功績賞」（4名）の方々に対し、それぞれ表彰状と副賞が授与された。受賞された方々は、誠におめでとうございました。

（平成30年通年表彰のうち支部総会にて表彰された功績賞及び技能賞他受賞者全員の名簿を本記事46ページに掲載しております。）

### ● 企業賞（5事業所）

- ㈱中央重機  
[群馬県支部]
- トヨタL&F千葉㈱  
[千葉県支部]
- ロジスネクストユニキャリア㈱  
東北支社新潟支店  
[新潟県支部]
- トヨタL&F福井㈱  
[福井県支部]
- 沖縄産機㈱  
[沖縄県支部]



企業賞  
中央重機㈱  
代表者：諸星 清氏



企業賞  
トヨタL&F千葉㈱  
代表者：小名木俊明氏



企業賞  
ロジスネクストユニキャリア㈱  
東北支社新潟支店  
代表者：佐藤辰樹氏



企業賞  
トヨタL&F福井㈱  
代表者：前原 博氏



企業賞  
沖縄産機㈱  
代表者：運天達男氏

● 特別功績賞（4名）

- 山田 晴造 様 草野建設氏  
[福島県支部]



特別功績賞  
草野建設(株)  
山田 晴造 氏

- 井上 博行 氏 ロジスネクストユニキャリア(株)  
[大阪府支部] 関西支社



特別功績賞  
ロジスネクストユニキャリア(株)  
関西支社  
井上 博行氏

- 大野 和彌 氏 北国建機販売(株)  
[富山県支部]



特別功績賞  
北国建機販売(株)  
大野 和彌 氏

授与式の後に受賞者を代表して特別功績賞を受賞された富山県支部の北国建機販売(株)の大野和彌氏に謝辞を述べていただきました。

そして、吉識会長と受賞者全員による記念撮影をしまして滞りなく表彰式を終えました。

- 大弥 保憲 氏 トヨタエルアンドエフ石川(株)  
[石川県支部]



特別功績賞  
トヨタエルアンドエフ石川(株)  
大弥 保憲 氏



謝辞を述べる  
大野氏



記念撮影

## 9. 会長の交代

### ■ 吉識会長退任の挨拶

本日 会長を退任するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。



吉識前会長

私は、平成22年5月31日 第24回通常総会（当時）に於いて、高田会長の後任として建荷協設立以来 三代目の会長ということで就任致しました。

本協会の対象とする活動分野、あるいは社会への貢献の仕方は、私の今までの専門分野とは異なりましたが、以前に委員として参加していた特定自主検査制度研究会での経験を活かしながら当協会の使命である建設荷役車両による労働災害の防止を目的とした特自検制度の普及・促進を図るための各種事業を本・支部一体化の下に展開することに努めて参りました。

また、就任して2年後の平成24年4月には社団法人から公益社団法人に移行致しました。

これに関しましては、申請の準備段階から携わってまいりましたが、移行して今年で6年経過し、会員の皆様のご協力により、事業運営も順調に推移しております。

8年間にわたり、会員の皆様をはじめ

として本・支部役職員の皆様方のご支援・ご協力を頂きましたことに深く感謝致し、厚く御礼を申し上げます。

最後になりますが、酒井新会長のもと、本協会のますますの発展と皆様方のご健勝を祈念致しまして私の退任の挨拶とさせていただきます。

### ■ 酒井新会長就任の挨拶

定時総会・理事会におきまして吉識前会長の後を受け、会長に就任致しました酒井信介です、どうぞよろしくお願い致します。（中略）



酒井新会長

今後は、これまでの経験を活かしまして建設荷役車両安全技術協会の発展のために尽力したいと考えていますが、何分不慣れでございますので皆様方のご協力のもと精一杯努力してまいります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 10. 閉会

事務局から「以上をもって、第7回定時総会は、すべての次第を終了した。」旨を告げ閉会した。



※（ ）内数字は、前年度実績

平成29年度の当協会の事業は、建設荷役車両に係る特自検の普及及び定着による労働災害の防止を最重点として、次により展開した。

## 1 事業活動の積極的推進

### (1) 建設荷役車両の定期（特定）自主検査の普及及び定着

事業場における建設荷役車両の定期（特定）自主検査の普及及び定着を図るため、特定自主検査巡回指導員制度の普及促進、特定自主検査強調月間の展開等を積極的に推進した。

#### ア 検査済標章等の管理の徹底

平成29年4月から平成30年3月の間に次のとおり特定自主検査済標章等を頒布した。

|                   |    |             |                |
|-------------------|----|-------------|----------------|
| ① 特定自主検査済標章       | 合計 | 1,979,962 枚 | ( 1,945,229 枚) |
| a 検査業者用           |    | 1,344,214 枚 | ( 1,333,879 枚) |
| b 事業内用            |    | 635,748 枚   | ( 611,350 枚)   |
| ② 定期自主検査済標章       |    | 118,408 枚   | ( 109,833 枚)   |
| ③ 出荷標章合計          |    | 181,715 枚   | ( 178,212 枚)   |
| a 特定自主検査用         |    | 180,881 枚   | ( 177,007 枚)   |
| b 定期自主検査用         |    | 834 枚       | ( 1,205 枚)     |
| ④ アタッチメント出荷シール    |    | 17,718 枚    | ( 14,764 枚)    |
| ⑤ アタッチメント検査済シール   | 合計 | 85,745 枚    | ( 84,692 枚)    |
| a アタッチメント検査済シール 大 |    | 30,182 枚    | ( 31,300 枚)    |
| b アタッチメント検査済シール 小 |    | 55,563 枚    | ( 53,397 枚)    |

#### イ 検査・記録表の普及促進

特定自主検査記録表及び特定自主検査台帳等を下記の部数頒布し、検査・整備記録の普及促進を図った。

|                 |           |              |
|-----------------|-----------|--------------|
| ① 特定自主検査記録表     | 217,969 冊 | ( 219,410 冊) |
| ② 特定自主検査記録簿     | 2,473 部   | ( 2,402 部)   |
| ③ 特定自主検査台帳（検査業） | 2,023 部   | ( 1,857 部)   |
| ④ 特定自主検査台帳（事業内） | 1,079 部   | ( 1,025 部)   |

#### ウ 特定自主検査の実施体制及びその管理体制の整備・促進

(ア) 「特定自主検査登録検査業者必携」、「特定自主検査関係法令・通達集」、「特定自主検査業務マニュアル」及び「特定自主検査に関するQ&A」を下記数頒布し、実

施体制及びその管理体制の整備、促進を図った。

- |                      |        |   |         |
|----------------------|--------|---|---------|
| ① 特定自主検査登録検査業者必携     | 577冊   | ( | 592冊)   |
| ② 特定自主検査関係法令・通達集     | 4,415冊 | ( | 4,886冊) |
| ③ 特定自主検査業務マニュアル(検査業) | 345冊   | ( | 606冊)   |
| ④ 特定自主検査業務マニュアル(事業内) | 425冊   | ( | 418冊)   |
| ⑤ 特定自主検査に関するQ&A      | 125冊   | ( | 401冊)   |

(イ) 「特定自主検査業務点検表〔検査業者用及び事業内用〕の解説」を作成し、巡回指導や強調月間等で頒布して適正な特定自主検査の定着を図った。

- |                           |        |   |         |
|---------------------------|--------|---|---------|
| ① 「特定自主検査業務点検表〔検査業者用〕の解説」 | 4,600枚 | ( | 4,500枚) |
| ② 「特定自主検査業務点検表〔事業内用〕の解説」  | 6,600枚 | ( | 6,300枚) |

エ 特定自主検査巡回指導員制度の普及促進と巡回指導のレベルの向上

(ア) 新任巡回指導員研修の実施 開催回数2回 受講者30名

(イ) 巡回指導活性化のため、本部支援策を検討する。

ブロック別巡回指導情報交換会を開催し、他支部の良い事例等を参考に自支部における巡回指導活動の改善を図って貰うこととした。

オ 「特定自主検査強調月間」の展開

① 強調月間に合わせ、各種リーフレット、のぼり、業務点検表及びその解説等を作成し会員、関係機関等に配布した。

- |                |          |   |           |
|----------------|----------|---|-----------|
| a 特自検リーフレット    | 325,000枚 | ( | 332,000枚) |
| b 強調月間リーフレット   | 162,000枚 | ( | 160,000枚) |
| c 特自検ポスター      | 16,000枚  | ( | 16,000枚)  |
| d 強調月間用「ステッカー」 | 13,000枚  | ( | 13,000枚)  |
| e 業務点検表(検査業者用) | 6,000枚   | ( | 4,700枚)   |
| f 業務点検表(事業内用)  | 9,000枚   | ( | 7,000枚)   |

② 所轄労働局、労働基準監督署の指導を得て、巡回指導員等延べ768名により1,462事業場の巡回指導を実施した。

(2) 登録教習機関の適正な運用

ア 登録教習機関による各種技能講習を下記のように実施した。

- |        |        |   |         |
|--------|--------|---|---------|
| a 支部数  | 18支部   | ( | 18支部)   |
| b 実施回数 | 147回   | ( | 164回)   |
| c 受講者数 | 3,266名 | ( | 3,394名) |

イ 登録教習機関となっている支部に対し、計画どおり内部監査・指導を実施した。

|         |     |   |      |
|---------|-----|---|------|
| 監査実施支部数 | 5支部 | ( | 7支部) |
|---------|-----|---|------|

(3) 検査者(員)養成研修・安全衛生教育等の充実

特定自主検査に係る講師養成研修、検査者(員)研修、能力向上教育等を計画的に実施した。

ア 資格取得研修の充実及び計画的実施の促進

(ア) 検査者(員)の養成

|                    |        |           |
|--------------------|--------|-----------|
| ① 検査者(員)研修修了証の発行件数 |        |           |
| a 事業内検査者           | 957件   | ( 994件)   |
| b 検査業者検査員          | 2,002件 | ( 2,174件) |
| ② 事業内検査者研修         |        |           |
| a 実施回数             | 69回    | ( 67回)    |
| b 受講者数             | 1,063名 | ( 1,066名) |
| ③ 検査業者検査員研修        |        |           |
| a 実施回数             | 145回   | ( 143回)   |
| b 受講者数             | 2,123名 | ( 2,239名) |

(イ) 指導書・スライド等の改訂

資格取得研修及び能力向上教育の指導書を改訂した。

車両系建設機械(締固め用)のスライド(資格取得研修マニュアル、能力向上教育テキスト)を改訂した。

(ウ) 検査業者検査員研修機関の内部監査実施

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| 監査実施支部 | 15支部 | ( 15支部) |
|--------|------|---------|

イ 能力向上教育等の充実及び計画的実施の促進

(ア) 能力向上教育等の実施

|          |        |           |
|----------|--------|-----------|
| ① 能力向上教育 |        |           |
| a 実施回数   | 130回   | ( 121回)   |
| b 受講者数   | 3,004名 | ( 2,931名) |
| ② 実務研修   |        |           |
| a 実施回数   | 103回   | ( 93回)    |
| b 受講者数   | 1,678名 | ( 1,743名) |
| ③ 安全教育   |        |           |
| a 実施回数   | 61回    | ( 59回)    |
| b 受講者数   | 1,298名 | ( 1,430名) |

ウ 研修講師研修会の実施

|             |     |        |
|-------------|-----|--------|
| ① 新任研修講師の研修 |     |        |
| a 開催回数      | 2回  | ( 2回)  |
| b 受講者数      | 36名 | ( 42名) |

|   |                         |     |        |
|---|-------------------------|-----|--------|
| ② | ベテラン講師交流・研修会            |     |        |
| a | 開催回数                    | 1回  | ( 1回)  |
| b | 受講者数                    | 18名 | ( 26名) |
| ③ | 実務研修「検査業者業務点検コース」講師養成研修 |     |        |
| a | 開催回数                    | 1回  | ( 1回)  |
| b | 受講者数                    | 17名 | ( 22名) |
| ④ | 建機付属クレーン講師養成研修          | 1回  |        |
|   |                         | 33名 |        |

#### (4) 検査・整備技術の向上

建設荷役車両の検査・整備技術の向上に必要な技術資料、情報等を収集し提供するとともに、建設荷役車両の安全に関する知識の普及促進を図った。

また、検査・整備関連考案技術の募集・評価・公表を行った。

##### ア 検査・整備技術資料の整備・充実

(ア) 特自検マニュアル及び能力向上教育テキストの同時改訂を行った。

- ① 特自検マニュアル（整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械及び解体用機械）
- ② 能力向上教育テキスト（整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械及び解体用機械）

なお、テキストの改訂にあたっては、新しい装置・技術の解説、新製品の情報及び災害予知訓練シート等を新たに追加した。

(イ) 特定自主検査マニュアル（原動機）の改訂を行った。

(ウ) 検査整備基準値表の改訂を行った。

- ① 油圧式ショベル（クローラ式）検査整備基準値表
- ② トラクターショベル（ホイール式）検査整備基準値表
- ③ ブル・ドーザー検査整備基準値表
- ④ 解体用機械検査整備基準値表

(エ) 改訂したマニュアルの改訂内容について、研修講師から意見要望を収集した。

##### イ 検査・整備技術情報の調査推進

(ア) 検査・整備技術に関する技術情報を「機関誌」に掲載した。

新しい製品、装置及び部品に関するもの 31件

(イ) 機関誌の「技術解説」をメーカー会員に依頼し掲載した。 4件

##### ウ 建設荷役車両の安全向上に関する知識の普及促進

クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）特定自主検査記録表改訂を行った。

## エ 行政施策への対応

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械、コンクリート打設用機械）の月例指針（素案）を作成した。

## オ 検査・整備関連「考案賞」を募集し、評価した。

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| ① 応募数 | 75 件（ | 47 件） |
| ② 結果  |       |       |
| a 金賞  | 2 件（  | 1 件）  |
| b 銀賞  | 3 件（  | 2 件）  |
| c 努力賞 | 5 件（  | 3 件）  |

## (5) リスクアセスメント等の導入

検査・整備業の事業場におけるリスクアセスメント等の導入の推進を図った。

## ア 『中小規模事業場向けリスクアセスメント実践ガイド（現場活動編）』に昨年度のトリアルで作成した資料等の内容を加味し製本化した。

## イ 作成済みの『中小規模事業場向けリスクアセスメント実践ガイド』の解説を協会機関誌に6回にわたり掲載した。

## ウ 完成した『中小規模事業場向けリスクアセスメント実践ガイド』、『付属書』及び『事例集』を用いた支部講師向けの研修会を本部にて開催した。

## (6) 特自検実施状況等の調査

特自検に係る実施の状況、各社の取り組みなどの調査、分析について検討した。

- ・ 特自検委員会での要旨説明及び意見収集や会員理事へのヒアリングなどを行い、平成30年度からの着手に向けて、実施期間、調査対象など中身についての検討、計画の作成や調査方法等に関し業者ヒアリング等、準備を行った。

## (7) 広報活動の推進

機関誌・ポスター・リーフレット等のPR資料、ホームページ及びマスメディア等により、特定自主検査制度の普及・定着化を図るための適切な情報をタイムリーに公開・提供した。

## ア 特自検PR資料の制作と活用

## (ア) 特自検PR資料の制作・配布

|                               |            |            |
|-------------------------------|------------|------------|
| ① ポスター、リーフレット、ステッカー等を制作し配布した。 |            |            |
| a 平成29年度特自検強調月間用リーフレット        | 162,000 枚（ | 160,000 枚） |
| .....                         | 9 月初旬配布    |            |
| b 平成29年度特自検強調月間用ステッカー         | 13,000 枚（  | 13,000 枚）  |
| .....                         | 9 月初旬配布    |            |

- c 平成29年度特自検PR用のぼり  
 ..... 9月初旬配布 5,000枚 ( 550枚)
- d 平成30年版特自検年間ポスター  
 .....12月初旬配布 16,000枚 ( 16,000枚)
- e 平成30年版特自検年間リーフレット  
 .....12月初旬配布 325,000枚 ( 332,000枚)

② 年間ポスター案選考について、昨年度より実施した実際に使用可能なモデルを想定し、そのモデルの宣材写真によるポスター応募案9点(1社3点)の中から広報委員並びに本・支部職員の投票による決定方法により、本年度は支部長にも投票に参加して貰い実施した。

③ 年間リーフレットの特自検対象機械のイラストの更新を行った。(追加:1機種)

④ 特自検PR用のぼりについて、昨年度まで希望会員を対象に有償で配布していたものを本年度は、検査・整備業、ディーラー会員並びに検査業検査資格登録のリース・レンタル業会員を対象に無償配布した。(制作枚数:6,000枚、配布枚数:5,000枚、残数1,000枚委託倉庫在庫)

⑤ 協会ロゴ入りクリアファイルを50,000枚制作し追加補充した。

(イ) 協賛団体の行事、各種会議等の機会を通じ、リーフレット等の特自検PR資料を配布し、特自検の普及促進を図った。

平成29年版年間リーフレットを5団体10,000枚配布

イ 機関誌に関するニーズの把握及び掲載内容の充実

(ア) 機関誌モニターアンケートの調査方法、調査項目・内容について見直しを行った。

(イ) 「職場の安全・環境改善講座」新シリーズ題材について調査・検討を行った。

ウ 情報発信の充実

特自検強調月間のPR活動

(ア) 特自検強調月間の広告を業界向け新聞・雑誌等への掲載

日刊工業新聞他、物流・運輸・倉庫関係業界紙11紙、建通新聞グループ33紙に掲載した。

(イ) 建荷協並びに特自検制度のPR活動等

中災防、建災防、港湾災防、林災防、労働調査会等の刊行物に建荷協並びに特自検のPR広告を掲載した。

(ウ) 本部ホームページのリニューアルの検討・実施

現状のメニュー・コンテンツ構成・内容の見直しを実施した。

## 2 組織の円滑な運営

### (1) 新公益法人移行後における的確な運営

#### ア 公益法人としての的確な運営

定款に基づき、理事会及び総会の的確な運営を図った。

#### イ 組織の充実

職員研修会議を開催し、適正な支部運営のための組織の充実を図った。

#### ウ 本部役員と支部長が一体となった法人運営

情報交換を密にするためブロック別支部長会議を開催し、本部役員と支部長の一体となった法人運営に努めた。

### (2) コンプライアンスの確立

ハラスメント等に係る相談体制及び内部通報制度の的確な運用を図り、コンプライアンスの徹底に努めた。

### (3) 組織体制の整備

入会の促進による組織の充実を図った。

#### ① 会員総数（平成30年3月末現在）

##### a 正会員

|           |         |             |
|-----------|---------|-------------|
| 製造業       | 27 社    | ( 28 社 )    |
| 建設業       | 288 社   | ( 287 社 )   |
| 荷役業等      | 85 社    | ( 81 社 )    |
| 製造工業等     | 46 社    | ( 47 社 )    |
| リース・レンタル業 | 650 社   | ( 648 社 )   |
| 検査・整備業    | 2,949 社 | ( 3,007 社 ) |
| その他       | 188 社   | ( 183 社 )   |
| 小計        | 4,233 社 | ( 4,281 社 ) |

##### b 賛助会員

|      |       |           |
|------|-------|-----------|
| 関係団体 | 15 団体 | ( 15 団体 ) |
|------|-------|-----------|

##### c 会員総数

|         |             |
|---------|-------------|
| 4,248 社 | ( 4,296 社 ) |
|---------|-------------|

#### ② 入退会状況

|        |      |          |
|--------|------|----------|
| a 新規入会 | 48 社 | ( 54 社 ) |
| b 退会   | 96 社 | ( 79 社 ) |

### (4) 支部活動の推進

#### ア 支部活動の促進

|              |       |           |
|--------------|-------|-----------|
| 小規模支部等に対する助成 | 20 支部 | ( 23 支部 ) |
|--------------|-------|-----------|

## イ 本・支部間の連携の強化

- ① 支部の推薦に基づく企業賞等の表彰の実施
- ② 新任支部事務局長等研修会議の開催 6 支部 6 名 (12名)
- ③ 新任支部職員研修会の開催 4 支部 4 名 (10名)

## (5) 行政機関等との連携

関係行政機関との連携を図るとともに、関係団体等の行う安全衛生活動等に積極的に参加した。

## (6) 情報の公開

必要な情報をインターネット等により公開した。

**3 会議等の開催**

## (1) 会議

## ア 第 6 回定時総会

## ① 開催日及び場所

平成29年 6 月 9 日 ホテルグランドパレス

## ② 報告事項

- a 平成28年度事業報告の件
- b 平成29年度事業計画書の件
- c 平成29年度収支予算書の件

## ③ 決議事項

- a 平成28年度決算報告関係書類承認の件
- b 役員の補充に関する件

## ④ 定時総会終了後顕彰規程に基づく通年表彰

|          |               |
|----------|---------------|
| a 企業賞    | 7 社 ( 3 社 )   |
| b 特別功績賞  | 1 名 ( 2 名 )   |
| c 功績賞    | 43 名 ( 41 名 ) |
| d 技能賞    | 77 名 ( 77 名 ) |
| e 考案賞 金賞 | 1 件 ( 2 件 )   |
| 銀賞       | 2 件 ( 3 件 )   |
| 努力賞      | 3 件 ( 4 件 )   |

## イ 理事会

## (ア) 第11回

## ① 開催日及び場所

平成29年 5 月17日 ホテルグランドパレス



## ② 報告事項

代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

## ③ 決議事項

- a 会員の承認について
- b 平成28年度事業報告及び附属明細書承認の件
- c 平成28年度決算報告関係書類承認の件
- d 第6回定時総会の開催及び提出議案承認の件

## (イ) 第12回

## ① 開催日及び場所

平成30年3月16日 ホテルグランドパレス

## ② 報告事項

- a 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
- b 平成30年通年表彰被表彰者の決定について
- c 任期満了に伴う次期運営幹事の決定について

## ③ 決議事項

- a 平成30年度事業計画書承認の件
- b 平成30年度行事予定承認の件
- c 平成30年度収支予算書承認の件

## ウ 運営幹事会

## ① 開催回数等

第16回から第18回まで 3回開催

## ② 意見交換事項

協会の事業運営に関する事項

## エ 全国支部長会議

## ① 開催日及び場所

平成30年1月25日 ホテルグランドパレス

## ② 意見交換事項等

- a 協会現況報告
- b 平成30年度事業計画（素案）
- c 平成30年度行事予定（案）
- d 協会全体の資産の現状と対応について

## オ 全国支部事務局長会議

- ① 開催日及び場所  
平成30年1月26日 ホテルグランドパレス
- ② 議題  
平成30年度の事業運営に関する課題等
- カ ブロック別支部長会議
- ① 開催日及び場所
- |   |            |             |          |
|---|------------|-------------|----------|
| a | 北海道・東北ブロック | 平成29年10月19日 | 岩手県盛岡市   |
| b | 関東・甲信越ブロック | 平成29年10月30日 | 群馬県高崎市   |
| c | 東海・北陸ブロック  | 平成29年11月14日 | 三重県津市    |
| d | 近畿ブロック     | 平成29年10月24日 | 滋賀県草津市   |
| e | 中国・四国ブロック  | 平成29年11月21日 | 徳島県徳島市   |
| f | 九州・沖縄ブロック  | 平成29年11月28日 | 鹿児島県鹿児島市 |
- ② 議題  
支部運営に関する課題等
- キ 支部職員研修会議
- ① 開催日及び場所  
平成29年10月5日、6日 ホテルグランドパレス
- ② 研修内容  
協会業務全般に関する事項等
- ク ブロック別職員研修会議
- ① 開催日及び場所
- |   |                        |                |        |
|---|------------------------|----------------|--------|
| a | 北海道・東北ブロック及び関東・甲信越ブロック | 平成30年2月1日、2日   | 福島県郡山市 |
| b | 東海・北陸ブロック及び近畿ブロック      | 平成30年2月8日、9日   | 静岡県静岡市 |
| c | 中国・四国ブロック及び九州・沖縄ブロック   | 平成30年2月15日、16日 | 山口県山口市 |
- ② 研修内容  
支部資産保有のあり方等について
- ケ 新任支部事務局長等研修会議
- ① 開催日及び場所  
平成29年6月22日、23日 協会会議室

## ② 研修内容

協会業務に関する基本的事項等

## コ 新任支部職員研修

## ① 開催日及び場所

平成29年 7月 3日、4日 協会会議室

## ② 研修内容

総務、物販及び経理処理等に関する基本的事項等

## (2) 常設委員会等活動

委員会活動は、上記「1 事業活動の積極的推進」に関し、それぞれ次の関係委員会において、慎重な検討が行われた。

## 常設委員会

|            |       |
|------------|-------|
| 特自検委員会     | 4 回開催 |
| 検査・整備技術委員会 | 4 回開催 |
| 研修委員会      | 4 回開催 |
| 広報委員会      | 6 回開催 |

**報告事項2****平成30年度事業計画書**

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会は、平成24年 4月 1日より公益認定を受け、会員の皆様方のご協力のもと、建設荷役車両の性能の保持向上とその使用に関する安全の確保を図り、もって労働災害の防止に寄与することを目的とし、事業活動を行っている。

労働災害の発生状況を見ると、死傷災害は全産業において長期的には減少傾向にあるが、平成29年の労働災害の発生状況は、平成30年 2月の速報値によると、死亡災害は917人、前年同期比プラス43人（4.9%増）、休業 4日以上の死傷災害は114,842人、前年同期比プラス 2,755人（2.5%増）となっている。

こうした中、建設荷役車両による労働災害は長期的には減少しているものの依然として発生しており、労働安全衛生法に基づく定期（特定）自主検査の円滑な推進により建設荷役車両の「災害ゼロ」を目指す当協会にとって、看過できない状況にある。

このような状況を踏まえ、平成30年度の当協会の事業計画は、前年度に引き続き、労働災害の防止を目的として、以下により各種事業を本部・支部一体化の下に展開するものとする。

## 1 事業活動の積極的推進

- (1) 建設荷役車両の定期（特定）自主検査の普及及び定着  
特定自主検査強調月間の展開等を積極的に推進するとともに、特定自主検査巡回指導員制度の周知徹底とそのレベル向上に努め、その活用を促進する。
- (2) 登録教習機関の適正な運営  
登録教習機関として、登録支部に対し計画的に内部監査・指導を実施する。
- (3) 検査者（員）養成研修、安全衛生教育の充実  
特定自主検査者（員）の資格取得研修、能力向上教育等を計画的に実施する。  
また、新たな研修講師を養成すると共に、研修講師の交流・研修会を通じて研修・教育レベルの向上を図る。
- (4) 検査・整備技術の向上  
定期（特定）自主検査者の検査・整備技術の向上に必要な技術資料、情報等を収集し提供するとともに、建設荷役車両の安全に関する知識の普及促進を図る。  
また、検査・整備関連考案技術の募集、評価及び公表を行う。
- (5) リスクアセスメント等の導入  
検査・整備の現場における労働災害防止のために、リスクアセスメント等の導入を推進する。
- (6) 特自検実施状況等の調査  
特自検に係る実施の現況、各社の取り組みなどの調査、分析に関して、調査対象及び調査事項について検討する。
- (7) 広報活動の推進  
機関誌、ポスター・リーフレット等のPR資料、ホームページ等により、特定自主検査制度の普及・定着化を図るために適切な情報をタイムリーに公開・提供する。
- (8) 行政施策への対応  
車両系建設荷役車両に係る行政施策へ適切に対応する。

## 2 組織の円滑な運営

- (1) 公益法人としての的確な運営  
定款及び各種規程等に基づく法人の的確な運営を図る。
- (2) コンプライアンスの確立  
ハラスメントに係る相談体制及び内部通報制度の的確な運用を図り、もってコンプライアンスの徹底を図る。

(3) 組織体制の整備

会員の加入を促進し組織の充実を図るとともに、組織運営に係る基本的事項について検討する。

(4) 支部活動の推進

引き続き本部・支部間の連携を密にし、小規模支部等に対する助成を行う等し、支部活動の活性化を図る。

また、支部の行う研修・教育等の適切な運用を図る。

(5) 関係行政機関等との連携

関係行政機関等との連携を図るとともに、関係団体との連携を密にし、安全衛生活動等を積極的に行う。

(6) 情報の公開

必要な情報をインターネット等により公開する。

### 3 会議等の開催

(1) 会議の開催

定時総会（1回）、理事会（2回）、運営幹事会（原則3回）、全国支部長会議（1回）、全国支部事務局長会議（1回）、ブロック別支部長会議（延べ6回）、基本事項検討ワーキンググループ（適宜）、新任支部事務局長等研修会議（適宜）、新任支部職員研修会議（適宜）、支部職員研修会議（1回）を開催する。

(2) 常設委員会等の開催

常設委員会は、年間を通じて開催する。また、必要に応じて、特設委員会の設置・開催及び常設委員会のもとに小委員会を設置・開催し、効率的な業務運営に資する。

### 4 対策の推進

上記1から3までに掲げる事業を次のように具体化し、総合的に推進する。

## 平成30年度事業計画具体的実施事項

(注) \_\_\_\_ は、新規事業を示す。

| 事業実施項目   | 具体的実施事項   |  |
|--|---|--|
|  | 本部  | 支部   |
| <b>1 事業活動の積極的推進</b>                            |   |  |
| (1) 建設荷役車両の定期（特定）自主検査の普及及び定着<br>ア 検査済標章等の管理の徹底 | 「標章の使い方から管理まで」の小冊子や「年間リーフレット」等を活用して、検査済標章等の普及と管理の徹底を図る。   |  |
| イ 検査・整備記録の普及促進                                 | 特定自主検査記録表及び特定自主検査台帳の普及と適正な記録・管理の徹底を図る。  |  |
| ウ 特定自主検査の実施体制及びその管理体制の整備、促進                    | (ア) あらゆる機会を通じ、次の各書籍及び資料等を活用して、特定自主検査の適正な実施促進を図る。<br>① 「特定自主検査登録検査業者必携」<br>② 「特定自主検査関係法令・通達集」<br>③ 「特定自主検査業務マニュアル（検査業、事業内用）」<br>④ 「特定自主検査に関するQ&A」<br>⑤ 「特定自主検査業務点検表」<br>⑥ 「特定自主検査業務点検表の解説」 |  |
|  | (イ) 「特定自主検査管理セミナー」の開催を促進する。   | (イ) 「特定自主検査管理セミナー」を実施する。                         |
|  | (ウ) 標章頒布時に活用できる窓口資料の開発・検討作成した窓口資料を提供する。   | (ウ) 意見等の収集作業に協力する。提供された資料を活用する。                  |
| エ 特定自主検査巡回指導員制度の普及促進と巡回指導のレベルの向上               | (ア) 巡回指導員制度の周知徹底  | (ア) 巡回指導員による巡回指導を積極的に実施する。                       |
|  | (イ) 新任巡回指導員の集合教育を本部において2回開催する。  | (イ) 新任巡回指導員を本部の集合教育へ派遣する。                        |
|  | (ウ) <u>ブロック別巡回指導情報交換会を開催する。</u>   | (ウ) <u>ブロック別巡回指導情報交換会の情報を基に自支部の巡回指導方法等を改善する。</u> |
|  | (エ) 巡回指導時の資料として災害事例集を作成する。  | (エ) 災害事例集を活用し特自検査の促進を図る。                         |
| オ 「特定自主検査強調月間」の展開                              | 「特定自主検査強調月間」(11月)の運動を全国一斉に効果的に展開する。   |  |
| (2) 登録教習機関の適正な運営                               | 登録教習機関として登録支部に対し、計画的に内部監査・指導を実施する。  | (ア) 登録教習機関として適正な運営を図る。<br>(イ) 支部における内部監査を実施する。   |

| 事業実施項目   | 具体的実施事項  |                              |
|--|--|------------------------------|
|  | 本部   | 支部                           |
| (3) 検査者養成研修、安全衛生教育の充実<br>ア 資格取得研修の充実及び計画的実施の促進 | (ア) 資格取得研修の年間計画を機関誌、HPにて広報する。  | (ア) 資格取得研修の年間計画を策定し報告する。     |
|  | (イ) 広域担当講師及び検査実習担当講師の制度を推進する。  |                              |
|  | (ウ) 資格取得マニュアル・能力向上テキストの改訂に伴って、指導書・スライド等の見直しを行う。 <u>(車両系建設機械(整地運搬)、原動機)</u>                 |                              |
|  | (エ) 検査員研修の監査を行う。   | (エ) 監査に協力する。                 |
|  |  |                              |
| イ 能力向上教育、実務研修、安全教育（以下「能力向上教育等」という。）の充実及び計画的実行  | (ア) 能力向上教育等の年間計画を機関誌・HPに広報する。  | (ア) 能力向上教育等の年間計画を策定し本部へ報告する。 |
|  | (イ) <u>車両系建設機械(基礎工事用)などの開催回数の少ない能力向上教育の開催を支援する。</u>  |                              |
| ウ 研修講師の養成及び研修・教育レベルの向上                         | (ア) 新任講師研修を実施する。   | (ア) 新任講師を派遣する。               |
|  | (イ) 「ベテラン講師交流・研修会」を開催し、研修・教育のレベル向上を図る。   | (イ) ベテラン研修講師を派遣する。           |
|  | (ウ) 実務研修「検査業者業務点検コース」の講師研修を開催する。   | (ウ) 講師候補を派遣する。               |
|  | (エ) 「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」の講師養成研修を開催する。  | (エ) 講師候補を派遣する。               |
|  | (オ) 講師の研修時の負担軽減を図ることを目指した教材のあり方の検討を行う。   | (オ) 調査等に協力する。                |
| エ 離島における各種研修等の開催の要望への対応                        | 離島における各種研修・教育等に係る経費を助成する。  | 離島における各種研修・教育等の計画的な実施に努める。   |
| (4) 検査・整備技術の向上<br>ア 検査・整備技術資料の整備・充実            | (ア) <u>特自検マニュアルを改訂する。</u><br>① 特自検マニュアル(基礎工事用機械)<br>② 特自検マニュアル(不整地運搬車)<br>③ 特自検マニュアル(検査機器) |                              |

| 事業実施項目                   | 具体的実施事項  |                          |
|--------------------------|--|--------------------------|
|                          | 本部   | 支部                       |
|                          | (イ) <u>能力向上教育用テキスト</u> を改訂する。<br>① 能力向上教育テキスト（基礎工事用機械）<br>② 能力向上教育テキスト（不整地運搬車）   |                          |
|                          | (ウ) <u>特定自主検査記録表記入要領</u> の改訂を行う。   |                          |
|                          | (エ) 今年度改訂するマニュアル等の改訂内容について年度始め、事前に意見要望を集める。  | (エ) 研修講師から意見等の収集作業に協力する。 |
| イ 検査・整備技術情報の調査推進         | (ア) 次の情報を収集し「機関誌」に掲載する。<br>① 新しい製品、機構及び部品に関するもの<br>② 検査、整備に関するもの<br>③ 検査機器、技術に関するもの  |                          |
|                          | (イ) 機関誌の「技術解説」をメーカーに依頼し毎号掲載する。   |                          |
| ウ 建設荷役車両の安全向上に関する知識の普及促進 | 定期自主検査記録表（特定自主検査記録表、月次）を改訂する。<br>① フォークリフト3種<br>② トラクターショベル（ホイール式）<br>③ 油圧ショベル（クローラ式）<br>④ 解体用機械<br>⑤ 振動ローラー<br>⑥ 建柱車<br>⑦ ジブ・リーダー・ワイヤロープ<br>⑧ 高所作業車（トラック式）<br>⑨ 下部走行体（トラック）<br>⑩ コンクリートポンプ車 |                          |



| 事業実施項目   | 具体的実施事項   |  |
|--|---|--|
|  | 本部  | 支部   |
| エ 検査・整備関連考案情報の募集、評価及び公表  | 「考案賞」対象考案の募集、評価及び公表を行う。   |  |
| (5) リスクアセスメント等の導入<br>検査・整備業の事業場におけるリスクアセスメント等の導入の推進  | リスクアセスメント実践マニュアル（中小規模事業場編）類を活用した効果的なリスクアセスメントの全国への展開、推進の支援として講師研修の開催、支部講習での講師支援を行う。           | (ア) 従来のリスクアセスメント講習の内容に小規模事業場向の内容を付加し、講習の充実を図る。<br>(イ) 会員企業での実践導入を推進する。 |
| (6) 特自検実施状況等の調査<br>特自検の更なる普及、促進を図るための新たな活動の企画や業界、関係団体等への提言を目的とした特自検に関わる状況、会員企業の取り組みなどの調査、分析の実施 | 特定自主検査の取り組みに関する状況や問題点、疑義等及び安全管理の推進状況、検査者の教育等の実態の調査分析を行うため会員企業等への調査を開始し、内容については検討を継続する。        | 会員企業への協力依頼、趣旨説明等や問い合わせへの対応を行う。   |
| (7) 広報活動の推進<br>ア 特自検PR資料の制作  | (ア) 年間ポスターの制作<br>(イ) 年間リーフレットの制作<br>(ウ) 強調月間PR資料（リーフレット、ステッカー）の制作                             |  |
| イ 機関誌の内容の充実  | 機関誌掲載記事コンテンツの見直し及び新企画の調査・検討   |  |
| ウ 情報発信の充実  | (ア) 特自検強調月間のPR<br>広告掲載媒体（業界新聞・業界誌等）の検討及び業界に特化した広告内容等の検討並びに広告の実施<br>(イ) 本部ホームページのリニューアルの検討及び実施 |  |
| <b>2 組織の円滑な運営</b><br>(1) 公益法人としての的確な運営<br>ア 法人の的確な運営   | 定款に基づき理事会、総会の<br>的確な運営を行う。  | 支部規約に基づき支部理事会、支部総会の的確な運営を行う。   |

| 事業実施項目                               | 具体的実施事項   |                        |
|--------------------------------------|---|------------------------|
|                                      | 本部  | 支部                     |
| イ 組織の充実                              | (ア) 事務局の組織体制及び業務処理体制の整備・充実に努める。<br>(イ) 会計処理の基準となる各種規程や運用基準等に基づき、適正な会計処理に努める。<br>(ウ) 会務及び会計経理を監査事項とした内部職員及び公認会計士・税理士による監査・指導を計画的に実施する。                                 |                        |
| ウ 本部役員と支部長が一体となった法人運営                | メール等による直接的な連絡網を活用し、本部役員と支部長が情報交換を密にした法人運営を行う。   |                        |
| (2) コンプライアンスの徹底                      | (ア) ハラスメント防止体制の適正な運用を図る。<br>(イ) 内部通報制度の適正な運用を図る。<br>(ウ) ハラスメント等の相談コーナー及び内部通報制度に基づく相談等に対する対応委員会の適正な運営を図る。<br>(エ) 関係法令、国が定めるガイドラインその他の規範を遵守し、特定個人情報及び個人情報の管理と保護の徹底に努める。 |                        |
| (3) 組織体制の整備<br>ア 入会の促進による組織の充実等      | 未加入の検査業者、事業内検査事業者等の入会を促進する。   |                        |
| イ 組織運営に係る基本問題への取り組み                  | 本部役員、支部長等によるワーキンググループにより検討する。   |                        |
| (4) 支部活動の推進<br>ア 本・支部間の連携の強化         | 顕彰制度を円滑に運営する。   | 顕彰規程に基づき適格者の推薦を行う。     |
| イ 支部活動の促進                            | 巡回指導の促進、標章等頒布の促進、研修の実施、本・支部連携に係る会議の開催、小規模支部等に対する助成を行う。  | 支部助成制度を活用し円滑な業務の推進を図る。 |
| (5) 関係行政機関等との連携<br>関係行政機関等との連携の強化    | 関係行政機関及び関係団体と連携を図る。   |                        |
| (6) 情報の公開<br>インターネットによるディスクロージャーへの対応 | 最新の業務及び財務等に関する資料をインターネット等で公開する。   |                        |

| 事業実施項目  | 具体的実施事項   |               |
|---|---|---------------|
|   | 本部  | 支部            |
| <b>3 会議等の開催</b>                                 |   |               |
| (1) 会議の開催                                       |   |               |
| ア 定時総会の開催 (年1回)                                 | (ア) 第7回定時総会 平成30年6月15日開催予定                          | (イ) 支部定時総会の開催 |
| イ 理事会の開催 (年2回)                                  | (ア) 第13回理事会<br>平成30年5月16日開催予定                       | (ア) 支部理事会の開催  |
|   | (イ) 第14回理事会<br>平成31年3月15日開催予定                       |               |
| ウ 運営幹事会の開催 (年3回)                                | 第19回運営幹事会<br>平成30年5月10日開催予定<br>このほか平成31年3月までに2回開催予定 |               |
| エ 全国支部長会議の開催                                    | 平成31年1月24日開催予定                                      |               |
| オ 全国支部事務局長会議の開催 (年1回)                           | 平成31年1月25日開催予定                                      |               |
| カ ブロック別支部長会議の開催 (延べ6回)                          | 平成30年9月～11月開催予定 (開催予定地 検討中)                         |               |
| キ 基本事項検討のためのワーキンググループの開催 (適宜)                   | 検討事項に応じ、適宜開催する。                                     |               |
| ク 新任事務局長等研修会議の開催 (適宜)                           | 平成30年6月28日～29日開催予定<br>その他必要に応じ開催する。                 |               |
| ケ 新任支部職員研修会議の開催 (適宜)                            | 平成30年7月5日～6日開催<br>その他必要に応じ開催する。                     |               |
| コ 支部職員研修会議の開催 (年1回)                             | 平成30年10月4日～5日開催予定                                   |               |
| (2) 常設委員会等活動<br>上記1の「事業活動の積極的推進」に関し、右記の常設委員会を開催 | 特自検委員会<br>検査・整備技術委員会<br>研修委員会<br>広報委員会<br>を開催する。    |               |

## 報告事項 3

## 平成30年度収支予算書

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目          | 当 年 度     | 前 年 度     | 増 減      | 備考(前年予算値ほか)             |
|--------------|-----------|-----------|----------|-------------------------|
| I 一般正味財産増減の部 |           |           |          |                         |
| 1. 経常増減の部    |           |           |          |                         |
| (1) 経常収益     |           |           |          |                         |
| 受取入会金        | 3,510     | 3,510     | 0        | 新規入会 70社 (70社)          |
| 受取会費         | 259,481   | 260,791   | △1,310   | 会員数 4,283社 (4,293社)     |
| 事業収益         | 1,300,521 | 1,268,643 | 31,878   |                         |
| 出版物等頒布収益     | 163,146   | 150,560   | 12,586   | 記録表等の頒布                 |
| 検査者研修収益      | 249,176   | 241,225   | 7,951    | 受講者 8,928名 (8,959名)     |
| 検査指導収益       | 781,781   | 778,255   | 3,526    | 標準頒布数 2,330千枚 (2,304千枚) |
| 運転技能講習収益     | 106,418   | 98,603    | 7,815    | 18支部 (18支部)             |
| 雑収益          | 22,284    | 24,701    | △2,417   |                         |
| 梱包手数料収益      | 12,208    | 11,519    | 689      |                         |
| 雑収益          | 9,451     | 12,575    | △3,124   |                         |
| 受取利息         | 625       | 607       | 18       |                         |
| 【経常収益計】      | 1,585,796 | 1,557,645 | 28,151   |                         |
| (2) 経常費用     |           |           |          |                         |
| 事業費          | 1,486,507 | 1,418,626 | 67,881   |                         |
| 出版物費         | 56,136    | 57,915    | △1,779   | 記録表等の印刷費 備考1            |
| 検査者研修費       | 106,434   | 100,186   | 6,248    | 備考2                     |
| 検査済標準費       | 26,098    | 24,584    | 1,514    | 仕入数 2,520千枚 (2,472千枚)   |
| 運転技能講習費      | 68,628    | 63,127    | 5,501    | 18支部 (18支部) 備考2         |
| その他講習費       | -         | 7,362     | △7,362   | 備考2                     |
| 巡回指導費        | 27,754    | 24,330    | 3,424    |                         |
| 検査・整備調査研究費   | -         | 2,342     | △2,342   | 備考3                     |
| 登録証銘板費       | 640       | 177       | 463      |                         |
| 調査研究費        | 10,261    | 1,626     | 8,635    | 特自検査実施状況等の調査 備考3        |
| 広報費          | 53,363    | 50,835    | 2,528    |                         |
| 記念事業費        | 4,000     | 6,900     | △2,900   | 創立周年 1支部 (4支部)          |
| 顕彰関係諸費       | 5,405     | 5,653     | △248     |                         |
| 棚卸資産減耗損      | 5,000     | 5,000     | 0        |                         |
| 役員報酬         | 7,635     | -         | 7,635    | 備考4                     |
| 給料手当         | 455,061   | -         | 455,061  | 備考5                     |
| 職員給料         | -         | 437,798   | △437,798 | 備考5                     |
| 諸手当          | -         | 18,284    | △18,284  | 備考5                     |
| 臨時雇賃金        | -         | 5,078     | △5,078   | 備考5                     |
| 賞与引当金繰入額     | 36,935    | 36,326    | 609      |                         |
| 退職給付費用       | 24,183    | 22,026    | 2,157    |                         |
| 法定福利費        | 77,765    | 77,124    | 641      |                         |
| 福利厚生費        | 11,066    | 11,115    | △49      |                         |
| 職員通勤費        | 20,439    | 20,955    | △516     |                         |
| 諸謝金          | 1,017     | 1,107     | △90      |                         |
| 旅費交通費        | 40,003    | 39,665    | 338      |                         |
| 部会・委員会費      | 12,490    | 22,636    | △10,146  |                         |
| 教育研修費        | 8,139     | 13,615    | △5,476   |                         |
| 会議費          | 62,345    | 53,715    | 8,630    |                         |
| 通信運搬費        | 49,863    | 50,626    | △763     |                         |
| 減価償却費        | 30,534    | 28,192    | 2,342    |                         |
| 消耗什器備品費      | -         | 18,397    | △18,397  | 備考6                     |
| 消耗品費         | 17,302    | 14,964    | 2,338    | 備考6                     |
| 修繕費          | 5,020     | 2,640     | 2,380    |                         |
| 印刷製本費        | 3,217     | 3,328     | △111     |                         |
| 燃料費          | 474       | 445       | 29       |                         |
| 光熱水料費        | 9,671     | 9,412     | 259      |                         |
| 賃借料          | 86,041    | 84,504    | 1,537    |                         |
| 共益費          | 13,550    | 13,652    | △102     |                         |
| 車両維持費        | 861       | 994       | △133     |                         |
| 保険料          | 4,678     | 4,719     | △41      |                         |
| 情報システム運用費    | 101,224   | 49,128    | 52,096   | システムの再構築 (特定資産の取崩) 備考6  |
| 委託人件費        | 16,740    | 2,978     | 13,762   | 出向者等経費                  |
| 委託事務所費       | -         | 30        | △30      | 備考7                     |

## 収支予算書

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

(単位:千円)

| 科 目            | 当 年 度     | 前 年 度     | 増 減     | 備考(前年予算値ほか) |
|----------------|-----------|-----------|---------|-------------|
| 渉外費            | 2,548     | 2,877     | △329    |             |
| 租税公課           | 12,141    | 11,563    | 578     | 消費税等        |
| 諸会費            | 2,083     | 2,021     | 62      |             |
| 支払手数料          | 5,339     | -         | 5,339   | 備考7.8       |
| 雑費             | 4,354     | 8,675     | △4,321  | 備考8         |
| 未収償却額          | 70        | -         | 70      | 備考9         |
| 管理費            | 119,440   | 141,128   | △21,688 |             |
| 役員報酬           | 7,635     | 15,646    | △8,011  | 備考4         |
| 給料手当           | 43,119    | -         | 43,119  | 備考5         |
| 職員給料           | -         | 37,518    | △37,518 | 備考5         |
| 諸手当            | -         | 11,079    | △11,079 | 備考5         |
| 賞与引当金繰入額       | 4,585     | 4,493     | 92      |             |
| 退職給付費用         | 2,346     | 3,066     | △720    |             |
| 法定福利費          | 10,518    | 13,039    | △2,521  |             |
| 福利厚生費          | 925       | 892       | 33      |             |
| 職員通勤費          | 2,237     | 2,688     | △451    |             |
| 諸謝金            | 3,915     | 4,044     | △129    |             |
| 旅費交通費          | 2,340     | 1,560     | 780     |             |
| 会議費            | 8,310     | 15,049    | △6,739  |             |
| 通信運搬費          | 3,804     | 2,968     | 836     |             |
| 減価償却費          | 3,590     | 2,674     | 916     |             |
| 消耗什器備品費        | -         | 3,500     | △3,500  | 備考6         |
| 消耗品費           | 956       | 982       | △26     | 備考6         |
| 印刷製本費          | 650       | 40        | 610     |             |
| 光熱水料費          | 462       | 462       | 0       |             |
| 賃借料            | 6,636     | 6,636     | 0       |             |
| 共益費            | 3,570     | 3,570     | 0       |             |
| 情報システム運用費      | 13,132    | 10,568    | 2,564   | 備考6         |
| 渉外費            | 10        | 80        | △70     |             |
| 租税公課           | 370       | 229       | 141     | 印紙税等        |
| 諸会費            | 130       | 130       | 0       |             |
| 支払手数料          | 160       | -         | 160     | 備考8         |
| 雑費             | 10        | 215       | △205    | 備考8         |
| 未収償却額          | 30        | -         | 30      | 備考9         |
| 【経常費用計】        | 1,605,947 | 1,559,754 | 46,193  |             |
| 【当期経常増減額】      | △20,151   | △2,109    | △18,042 |             |
| 2. 経常外増減の部     |           |           |         |             |
| (1) 経常外収益      |           |           |         |             |
| (2) 経常外費用      |           |           |         |             |
| 【当期一般正味財産増減額】  | △20,151   | △2,109    | △18,042 |             |
| 【当期一般正味財産期首残高】 | 2,728,077 | 2,402,043 | 326,034 |             |
| 【当期一般正味財産期末残高】 | 2,707,926 | 2,399,934 | 307,992 |             |
| II 正味財産期末残高    | 2,707,926 | 2,399,934 | 307,992 |             |

(備考1) 前年度予算まで「その他物品費」で経理していた費用に対応する収益科目の表示に符合させて、本年度予算では「出版物費」に合算計上している。前年度予算との比較対照のため組替え掲記したもので、承認予算額とは符合しない。

(備考2) 前年度予算まで「その他講習費」で計上していた費用は、本年度予算では「検査者研修費」と「運転技能講習費」で計上している。

(備考3) 前年度予算まで「検査・整備調査研究費」で計上していた費用は、本年度予算では「調査研究費」に計上している。

(備考4) 前年度予算まで「管理費」のみで計上していた「役員報酬」のうち公益目的事業の費用は、本年度予算では「事業費」で計上している。

(備考5) 前年度予算まで「職員給料」「諸手当」「臨時雇賃金」で区分経理していた職員等の給料や賞与は、本年度予算では「給料手当」で計上している。

(備考6) 前年度予算まで「消耗什器備品費」で計上していた費用は、その費用の性質から本年度予算では「消耗品費」と「情報システム運用費」で計上している。

(備考7) 前年度予算まで「委託事務所費」で計上していた費用は、その費用の性質から本年度予算では「支払手数料」で計上している。

(備考8) 前年度予算まで「雑費」で計上していた銀行振込等の手数料は、その費用を区分経理するため本年度予算では「支払手数料」で計上している。

(備考9) 「未収償却額」が毎年発生しているため、本年度より予算化し、「事業費」と「管理費」それぞれに計上している。

(備考10) 当期における資金の借入れ及び重要な設備投資の予定はない。

収支予算書内訳表

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

公益社団法人建設荷役車同安全技術協会

| 科目            | 特定検事業     | 公益目的事業会計 |         | 小計        | 法人会計    | 合計        |
|---------------|-----------|----------|---------|-----------|---------|-----------|
|               |           | 技能講習     | 公益共通    |           |         |           |
| 1 一般正財団産廃焼却の部 |           |          |         |           |         |           |
| 1. 経営陣への部     |           |          |         |           |         |           |
| (1) 経費        |           |          |         |           |         |           |
| 受取入金          | -         | -        | 1,760   | 1,760     | 1,750   | 3,510     |
| 受取会費          | -         | -        | 130,017 | 130,017   | 129,464 | 259,481   |
| 事業収益          | 1,194,103 | 106,418  | -       | 1,300,521 | -       | 1,300,521 |
| 出版物等頒布収益      | 163,146   | -        | -       | 163,146   | -       | 163,146   |
| 検査者研修収益       | 249,176   | -        | -       | 249,176   | -       | 249,176   |
| 検査指導収益        | 781,781   | -        | -       | 781,781   | -       | 781,781   |
| 運転技能講習収益      | -         | 106,418  | -       | 106,418   | -       | 106,418   |
| 雑収益           | 21,884    | -        | -       | 21,884    | 400     | 22,284    |
| 梱包手数料収益       | 12,208    | -        | -       | 12,208    | -       | 12,208    |
| 雑収益           | 9,451     | -        | -       | 9,451     | -       | 9,451     |
| 受取利息          | 225       | -        | -       | 225       | 400     | 625       |
| (2) 経常収益計     | 1,215,987 | 106,418  | 131,777 | 1,454,182 | 131,614 | 1,585,796 |
| (2) 経常費用      |           |          |         |           |         |           |
| 事業費           | 1,367,320 | 119,157  | 30      | 1,486,507 | -       | 1,486,507 |
| 出版物費          | 56,136    | -        | -       | 56,136    | -       | 56,136    |
| 検査者研修費        | 106,434   | -        | -       | 106,434   | -       | 106,434   |
| 検査者指導費        | 26,098    | -        | -       | 26,098    | -       | 26,098    |
| 運転技能講習費       | -         | 68,628   | -       | 68,628    | -       | 68,628    |
| 巡回指導費         | 27,754    | -        | -       | 27,754    | -       | 27,754    |
| 登録諸料費         | 640       | -        | -       | 640       | -       | 640       |
| 調査研究費         | 10,261    | -        | -       | 10,261    | -       | 10,261    |
| 広報費           | 53,363    | -        | -       | 53,363    | -       | 53,363    |
| 記念事業費         | 4,000     | -        | -       | 4,000     | -       | 4,000     |
| 顕彰関係諸費        | 5,405     | -        | -       | 5,405     | -       | 5,405     |
| 顕彰関係諸費        | 5,000     | -        | -       | 5,000     | -       | 5,000     |
| 印刷関係諸費        | 7,482     | 153      | -       | 7,635     | -       | 7,635     |
| 役員報酬          | 431,944   | 23,117   | -       | 455,061   | -       | 455,061   |
| 給料手当          | 35,088    | 1,847    | -       | 36,935    | -       | 36,935    |
| 賞与引当金繰入額      | 23,041    | 1,142    | -       | 24,183    | -       | 24,183    |
| 退職給付費用        | 74,117    | 3,648    | -       | 77,765    | -       | 77,765    |
| 法定福利費         | 10,386    | 680      | -       | 11,066    | -       | 11,066    |
| 福利厚生費         | 19,415    | 1,024    | -       | 20,439    | -       | 20,439    |
| 職員通勤費         | 951       | 66       | -       | 1,017     | -       | 1,017     |
| 旅費            | 38,001    | 2,002    | -       | 40,003    | -       | 40,003    |
| 部会・委員会費       | 12,490    | -        | -       | 12,490    | -       | 12,490    |
| 教育研修費         | 8,139     | -        | -       | 8,139     | -       | 8,139     |
| 会議費           | 59,548    | 2,797    | -       | 62,345    | -       | 62,345    |
| 通信運搬費         | 48,170    | 1,693    | -       | 49,863    | -       | 49,863    |
| 減価償却費         | 28,943    | 1,591    | -       | 30,534    | -       | 30,534    |
| 消耗品費          | 16,358    | 944      | -       | 17,302    | -       | 17,302    |
| 修繕費           | 4,018     | 1,002    | -       | 5,020     | -       | 5,020     |
| 印刷製本費         | 3,124     | 93       | -       | 3,217     | -       | 3,217     |
| 燃料費           | 390       | 84       | -       | 474       | -       | 474       |
| 光熱水料費         | 8,984     | 687      | -       | 9,671     | -       | 9,671     |
| 賃借料           | 80,987    | 5,054    | -       | 86,041    | -       | 86,041    |
| 共益費           | 13,391    | 159      | -       | 13,550    | -       | 13,550    |
| 車両維持費         | 809       | 52       | -       | 861       | -       | 861       |
| 保険料           | 4,582     | 96       | -       | 4,678     | -       | 4,678     |
| 情報システム運用費     | 100,204   | 1,020    | -       | 101,224   | -       | 101,224   |
| 委託人件費         | 16,400    | 340      | -       | 16,740    | -       | 16,740    |
| 遊外費           | 2,405     | 143      | -       | 2,548     | -       | 2,548     |
| 租税公課          | 11,785    | 356      | -       | 12,141    | -       | 12,141    |
| 諸会費           | 1,980     | 103      | -       | 2,083     | -       | 2,083     |

(単位：千円)

収支予算書内訳表

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目            | 特目検事業     | 技能講習    | 公益目的事業会計<br>公益共通 | 小 計       | 法人会計<br>法人会計 | 合 計       |
|----------------|-----------|---------|------------------|-----------|--------------|-----------|
| 支払手数料          | 5,051     | 288     | -                | 5,339     | -            | 5,339     |
| 雑費             | 4,006     | 348     | -                | 4,354     | -            | 4,354     |
| 未収償還額          | 40        | -       | 30               | 70        | -            | 70        |
| 管理費            | -         | -       | -                | -         | 119,440      | 119,440   |
| 役員報酬           | -         | -       | -                | -         | 7,635        | 7,635     |
| 給料手当           | -         | -       | -                | -         | 43,119       | 43,119    |
| 賞与引当金繰入額       | -         | -       | -                | -         | 4,585        | 4,585     |
| 退職給付費用         | -         | -       | -                | -         | 2,346        | 2,346     |
| 法定福利費          | -         | -       | -                | -         | 10,518       | 10,518    |
| 福利厚生費          | -         | -       | -                | -         | 925          | 925       |
| 職員通勤費          | -         | -       | -                | -         | 2,237        | 2,237     |
| 諸謝金            | -         | -       | -                | -         | 3,915        | 3,915     |
| 旅費交通費          | -         | -       | -                | -         | 2,340        | 2,340     |
| 会議費            | -         | -       | -                | -         | 8,310        | 8,310     |
| 通信通郵便費         | -         | -       | -                | -         | 3,804        | 3,804     |
| 減価償却費          | -         | -       | -                | -         | 3,590        | 3,590     |
| 消耗品費           | -         | -       | -                | -         | 956          | 956       |
| 印刷製本費          | -         | -       | -                | -         | 650          | 650       |
| 光熱水料費          | -         | -       | -                | -         | 462          | 462       |
| 賃借料            | -         | -       | -                | -         | 6,636        | 6,636     |
| 雑費             | -         | -       | -                | -         | 3,570        | 3,570     |
| 具置費            | -         | -       | -                | -         | 13,132       | 13,132    |
| 情報システム運用費      | -         | -       | -                | -         | 10           | 10        |
| 渉外費            | -         | -       | -                | -         | 370          | 370       |
| 租税公課           | -         | -       | -                | -         | 130          | 130       |
| 諸会費            | -         | -       | -                | -         | 160          | 160       |
| 支払手数料          | -         | -       | -                | -         | 10           | 10        |
| 雑費             | -         | -       | -                | -         | 30           | 30        |
| 未収償還額          | -         | -       | -                | -         | 119,440      | 119,440   |
| 【経常費用計】        | 1,367,320 | 119,157 | 30               | 1,486,507 | -            | 1,605,947 |
| 【当期経常増減額】      | △151,333  | △12,739 | 131,747          | △32,325   | 12,174       | △20,151   |
| 2. 経常外収支       |           |         |                  |           |              |           |
| (1) 経常外収益      |           |         |                  |           |              |           |
| (2) 経常外費用      |           |         |                  |           |              |           |
| 【当期一般正味財産増減額】  | △151,333  | △12,739 | 131,747          | △32,325   | 12,174       | △20,151   |
| 【当期末正味財産期首残高】  | -         | -       | -                | -         | -            | 2,728,077 |
| 【当期一般正味財産期末残高】 | -         | -       | -                | -         | -            | 2,707,926 |
| II. 正味財産期末残高   | -         | -       | -                | -         | -            | 2,707,926 |

## 第1号議案

## 平成29年度決算報告

## 貸借対照表

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 平成30年 3月31日 現在 (単位：円)

| 科 目               | 当 年 度             | 前 年 度             | 増 減            |
|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| <b>I 資産の部</b>     |                   |                   |                |
| 1. 流動資産           |                   |                   |                |
| 現金                | 1,197,572         | 1,186,232         | 11,340         |
| 普通預金              | 505,126,677       | 369,651,752       | 135,474,925    |
| 郵便貯金              | 4,608,288         | 6,549,388         | △1,941,100     |
| 振替貯金              | 4,411,128         | 14,903,377        | △10,492,249    |
| 定期預金              | 10,869,313        | 59,081,453        | △48,212,140    |
| 未収会費              | 480,000           | 640,000           | △160,000       |
| 未収入金              | 36,421,236        | 32,477,737        | 3,943,499      |
| 前払金               | 1,631,814         | 1,494,497         | 137,317        |
| 棚卸資産              | 56,214,424        | 63,696,813        | △7,482,389     |
| 流動資産合計            | 620,960,452       | 549,681,249       | 71,279,203     |
| 2. 固定資産           |                   |                   |                |
| (1) 特定資産          |                   |                   |                |
| 退職給付引当資産          | 189,317,826       | 181,354,974       | 7,962,852      |
| 電子機器等更新整備資産       | 207,583,421       | 243,539,097       | △35,955,676    |
| 会計システム等再構築資産      | 76,867,080        | 100,033,080       | △23,166,000    |
| 基幹システム等再構築資産      | 389,000,000       | 290,000,000       | 99,000,000     |
| 業務管理体制強化資産        | 559,841,396       | 559,841,396       | 0              |
| 記念事業積立資産          | 40,724,050        | 40,724,050        | 0              |
| 顕彰基金積立資産          | 190,000,000       | 190,000,000       | 0              |
| 運営安定積立資産          | 591,717,502       | 591,717,502       | 0              |
| 施設拡充積立資産          | 2,500,000         | 2,500,000         | 0              |
| 特定資産合計            | 2,247,551,275     | 2,199,710,099     | 47,841,176     |
| (2) その他の固定資産      |                   |                   |                |
| 建物                | 22,903,078        | 22,040,082        | 862,996        |
| 建物付属設備            | 3,450,811         | 2,764,579         | 686,232        |
| 構築物               | 18,073,271        | 924,872           | 17,148,399     |
| 車両運搬具             | 249,817           | 499,631           | △249,814       |
| 什器備品              | 37,725,102        | 55,784,435        | △18,059,333    |
| ソフトウェア            | 3,997,512         | 5,989,546         | △1,992,034     |
| 電話加入権             | 3,330,912         | 3,330,912         | 0              |
| 商標権               | 438,903           | 533,343           | △94,440        |
| 敷金                | 23,052,777        | 22,738,497        | 314,280        |
| 保証金               | 20,943,100        | 20,688,100        | 255,000        |
| その他の固定資産合計        | 134,165,283       | 135,293,997       | △1,128,714     |
| 固定資産合計            | 2,381,716,558     | 2,335,004,096     | 46,712,462     |
| 資産合計              | 3,002,677,010     | 2,884,685,345     | 117,991,665    |
| <b>II 負債の部</b>    |                   |                   |                |
| 1. 流動負債           |                   |                   |                |
| 未払金               | 11,727,621        | 13,049,768        | △1,322,147     |
| 未払法人税等            | 513,100           | 403,100           | 110,000        |
| 未払消費税等            | 15,036,900        | 15,963,500        | △926,600       |
| 前受金               | 8,705,772         | 9,952,634         | △1,246,862     |
| 預り金               | 8,517,751         | 5,899,675         | 2,618,076      |
| 仮受金               | 380,609           | 5,021,923         | △4,641,314     |
| 賞与引当金             | 42,614,520        | 41,829,505        | 785,015        |
| 流動負債合計            | 87,496,273        | 92,120,105        | △4,623,832     |
| 2. 固定負債           |                   |                   |                |
| 退職給付引当金           | 189,317,826       | 181,354,974       | 7,962,852      |
| 固定負債合計            | 189,317,826       | 181,354,974       | 7,962,852      |
| 負債合計              | 276,814,099       | 273,475,079       | 3,339,020      |
| <b>III 正味財産の部</b> |                   |                   |                |
| 一般正味財産            | 2,725,862,911     | 2,611,210,266     | 114,652,645    |
| (うち特定資産への充当額)     | ( 2,058,233,449 ) | ( 2,018,355,125 ) | ( 39,878,324 ) |
| 正味財産合計            | 2,725,862,911     | 2,611,210,266     | 114,652,645    |
| 負債及び正味財産合計        | 3,002,677,010     | 2,884,685,345     | 117,991,665    |



## 正味財産増減計算書

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位：円)

| 科 目          | 当 年 度         | 前 年 度         | 増 減         |
|--------------|---------------|---------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |             |
| 1. 経常増減の部    |               |               |             |
| (1) 経常収益     |               |               |             |
| 受取入金         | 2,400,000     | 2,750,000     | △350,000    |
| 受取会費         | 261,263,600   | 259,362,200   | 1,901,400   |
| 事業収益         | 1,307,049,382 | 1,307,256,122 | △206,740    |
| 出版物等頒布収益     | 168,025,068   | 171,812,836   | △3,787,768  |
| 検査者研修収益      | 250,598,269   | 260,293,541   | △9,695,272  |
| 検査指導収益       | 783,383,250   | 770,204,700   | 13,178,550  |
| 運転技能講習収益     | 105,042,795   | 104,945,045   | 97,750      |
| 雑収益          | 26,382,810    | 27,305,389    | △922,579    |
| 梱包手数料収益      | 12,330,248    | 12,070,319    | 259,929     |
| 雑収益          | 13,771,594    | 14,752,438    | △980,844    |
| 受取利息         | 280,968       | 482,632       | △201,664    |
| 【経常収益計】      | 1,597,095,792 | 1,596,673,711 | 422,081     |
| (2) 経常費用     |               |               |             |
| 事業費          | 1,385,841,220 | 1,380,785,715 | 5,055,505   |
| 出版物費         | 37,148,299    | 42,734,993    | △5,586,694  |
| 検査者研修費       | 98,767,024    | 97,656,268    | 1,110,756   |
| 検査済標章費       | 21,729,300    | 23,321,017    | △1,591,717  |
| 運転技能講習費      | 70,008,640    | 67,020,748    | 2,987,892   |
| その他講習費       | 7,011,339     | 7,171,799     | △160,460    |
| 巡回指導費        | 20,605,120    | 19,637,117    | 968,003     |
| 検査・整備調査研究費   | 794,129       | 1,407,632     | △613,503    |
| 登録証銘板費       | 361,200       | 223,200       | 138,000     |
| その他物品費       | 15,827,811    | 17,739,837    | △1,912,026  |
| 調査研究費        | 1,121,403     | 983,965       | 137,438     |
| 広報費          | 38,084,393    | 38,464,382    | △379,989    |
| 記念事業費        | 3,007,537     | 348,000       | 2,659,537   |
| 顕彰関係諸費       | 5,068,294     | 4,639,048     | 429,246     |
| 棚卸資産減耗損      | 3,336,510     | 4,431,096     | △1,094,586  |
| 役員報酬         | 7,597,232     | 7,338,675     | 258,557     |
| 職員給料         | 430,693,408   | 430,702,142   | △8,734      |
| 諸手当          | 17,803,619    | 16,713,102    | 1,090,517   |
| 臨時雇賃金        | 5,349,160     | 3,944,164     | 1,404,996   |
| 賞与引当金繰入額     | 36,934,816    | 36,325,986    | 608,830     |
| 退職給付費用       | 30,175,826    | 26,838,761    | 3,337,065   |
| 法定福利費        | 73,348,914    | 72,988,875    | 360,039     |
| 福利厚生費        | 8,841,191     | 8,578,450     | 262,741     |
| 職員通勤費        | 19,133,430    | 18,703,023    | 430,407     |
| 諸謝金          | 1,410,430     | 928,939       | 481,491     |
| 旅費交通費        | 32,852,746    | 34,448,263    | △1,595,517  |
| 部会・委員会費      | 10,229,263    | 14,958,082    | △4,728,819  |
| 教育研修費        | 7,040,639     | 1,541,387     | 5,499,252   |
| 会議費          | 55,071,760    | 45,924,653    | 9,147,107   |
| 通信運搬費        | 52,641,101    | 51,369,475    | 1,271,626   |
| 減価償却費        | 33,130,984    | 31,503,638    | 1,627,346   |
| 消耗什器備品費      | 13,675,797    | 19,681,664    | △6,005,867  |
| 消耗品費         | 18,870,059    | 14,457,883    | 4,412,176   |
| 修繕費          | 4,606,167     | 2,974,942     | 1,631,225   |
| 印刷製本費        | 4,005,489     | 3,586,062     | 419,427     |
| 燃料費          | 442,567       | 339,083       | 103,484     |
| 光熱水料費        | 9,164,347     | 8,614,011     | 550,336     |
| 賃借料          | 87,577,634    | 83,620,668    | 3,956,966   |
| 共益費          | 15,154,884    | 15,137,377    | 17,507      |
| 車両維持費        | 806,738       | 877,505       | △70,767     |
| 保険料          | 3,503,610     | 4,698,150     | △1,194,540  |
| 情報システム運用費    | 52,157,959    | 69,892,347    | △17,734,388 |
| 委託人件費        | 7,141,170     | 4,878,629     | 2,262,541   |
| 委託事務所費       | 0             | 232,990       | △232,990    |

## 正味財産増減計算書

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位：円)

| 科 目            | 当 年 度         | 前 年 度         | 増 減         |
|----------------|---------------|---------------|-------------|
| 渉外費            | 1,147,962     | 1,312,009     | △164,047    |
| 租税公課           | 11,398,265    | 11,085,349    | 312,916     |
| 諸会費            | 2,182,028     | 1,933,007     | 249,021     |
| 雑費             | 8,760,629     | 8,809,136     | △48,507     |
| 未収償却額          | 120,397       | 68,186        | 52,211      |
| 管理費            | 96,601,927    | 113,274,791   | △16,672,864 |
| 役員報酬           | 7,597,232     | 7,338,674     | 258,558     |
| 職員給料           | 34,559,768    | 36,888,821    | △2,329,053  |
| 諸手当            | 10,721,817    | 11,252,319    | △530,502    |
| 賞与引当金繰入額       | 4,584,565     | 4,492,404     | 92,161      |
| 退職給付費用         | 2,633,700     | 2,180,186     | 453,514     |
| 法定福利費          | 10,919,366    | 11,265,227    | △345,861    |
| 福利厚生費          | 321,088       | 509,093       | △188,005    |
| 職員通勤費          | 2,050,610     | 2,073,936     | △23,326     |
| 諸謝金            | 3,914,800     | 3,942,789     | △27,989     |
| 旅費交通費          | 288,497       | 1,448,051     | △1,159,554  |
| 会議費            | 5,875,898     | 10,955,998    | △5,080,100  |
| 通信運搬費          | 548,370       | 1,694,321     | △1,145,951  |
| 減価償却費          | 1,151,805     | 2,777,096     | △1,625,291  |
| 消耗什器備品費        | 47,117        | 410,584       | △363,467    |
| 消耗品費           | 207,910       | 346,032       | △138,122    |
| 印刷製本費          | 1,991,971     | 1,577,131     | 414,840     |
| 光熱水料費          | 147,762       | 150,964       | △3,202      |
| 賃借料            | 2,892,492     | 2,890,650     | 1,842       |
| 共益費            | 1,531,788     | 1,533,630     | △1,842      |
| 保険料            | 115,600       | 88,600        | 27,000      |
| 情報システム運用費      | 4,093,359     | 8,790,558     | △4,697,199  |
| 租税公課           | 49,900        | 369,400       | △319,500    |
| 諸会費            | 126,000       | 80,960        | 45,040      |
| 雑費             | 117,434       | 187,367       | △69,933     |
| 未収償却額          | 113,078       | 30,000        | 83,078      |
| 【経常費用計】        | 1,482,443,147 | 1,494,060,506 | △11,617,359 |
| 【当期経常増減額】      | 114,652,645   | 102,613,205   | 12,039,440  |
| 2. 経常外増減の部     |               |               |             |
| (1) 経常外収益      |               |               |             |
| 【経常外収益計】       | 0             | 0             | 0           |
| (2) 経常外費用      |               |               |             |
| 固定資産除却損        | 0             | 320,469       | △320,469    |
| 【経常外費用計】       | 0             | 320,469       | △320,469    |
| 【当期経常外増減額】     | 0             | △320,469      | 320,469     |
| 【当期一般正味財産増減額】  | 114,652,645   | 102,292,736   | 12,359,909  |
| 【当期一般正味財産期首残高】 | 2,611,210,266 | 2,508,917,530 | 102,292,736 |
| 【当期一般正味財産期末残高】 | 2,725,862,911 | 2,611,210,266 | 114,652,645 |
| Ⅱ 正味財産期末残高     | 2,725,862,911 | 2,611,210,266 | 114,652,645 |

正味財産増減計算書内訳表

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

| 科目           | 特目検事業         | 公益目的事業会計    |               | 小計            | 法人会計<br>法人会計  | 合計            |
|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|              |               | 技能講習        | 公益共通          |               |               |               |
| 1 一般正味財産増減の部 |               |             |               |               |               |               |
| (1) 経常増減の部   |               |             |               |               |               |               |
| ① 経常収入       | -             | -           | 1,200,000     | 1,200,000     | 1,200,000     | 2,400,000     |
| ② 経常支出       | -             | -           | 130,877,800   | 130,877,800   | 130,877,800   | 261,755,600   |
| ③ 経常増減       | -             | -           | 1,069,122,200 | 1,069,122,200 | 1,069,122,200 | 2,138,244,400 |
| ④ 経常収入       | 1,202,006,587 | 105,042,795 | -             | 1,307,049,382 | -             | 1,307,049,382 |
| ⑤ 経常支出       | 168,025,068   | -           | -             | 168,025,068   | -             | 168,025,068   |
| ⑥ 経常増減       | 250,998,269   | -           | -             | 250,998,269   | -             | 250,998,269   |
| ⑦ 経常収入       | 783,383,250   | -           | -             | 783,383,250   | -             | 783,383,250   |
| ⑧ 経常支出       | -             | 105,042,795 | -             | 105,042,795   | -             | 105,042,795   |
| ⑨ 経常増減       | 26,312,085    | -           | -             | 26,312,085    | 70,725        | 26,382,810    |
| ⑩ 経常収入       | 12,330,248    | -           | -             | 12,330,248    | -             | 12,330,248    |
| ⑪ 経常支出       | 13,771,594    | -           | -             | 13,771,594    | -             | 13,771,594    |
| ⑫ 経常増減       | 210,213       | -           | -             | 210,213       | 70,725        | 280,938       |
| ⑬ 経常収入       | 1,228,318,672 | 105,042,795 | 132,077,800   | 1,465,439,267 | 131,656,525   | 1,597,095,792 |
| (2) 経常費用     |               |             |               |               |               |               |
| ① 経常費用       | 1,271,075,863 | 114,652,279 | 113,078       | 1,385,841,220 | -             | 1,385,841,220 |
| ② 経常費用       | 37,148,299    | -           | -             | 37,148,299    | -             | 37,148,299    |
| ③ 経常費用       | 98,767,024    | -           | -             | 98,767,024    | -             | 98,767,024    |
| ④ 経常費用       | 21,729,300    | -           | -             | 21,729,300    | -             | 21,729,300    |
| ⑤ 経常費用       | -             | 70,008,640  | -             | 70,008,640    | -             | 70,008,640    |
| ⑥ 経常費用       | 7,011,339     | -           | -             | 7,011,339     | -             | 7,011,339     |
| ⑦ 経常費用       | 20,605,120    | -           | -             | 20,605,120    | -             | 20,605,120    |
| ⑧ 経常費用       | 794,129       | -           | -             | 794,129       | -             | 794,129       |
| ⑨ 経常費用       | 361,200       | -           | -             | 361,200       | -             | 361,200       |
| ⑩ 経常費用       | 15,827,811    | -           | -             | 15,827,811    | -             | 15,827,811    |
| ⑪ 経常費用       | 1,121,403     | -           | -             | 1,121,403     | -             | 1,121,403     |
| ⑫ 経常費用       | 38,084,393    | -           | -             | 38,084,393    | -             | 38,084,393    |
| ⑬ 経常費用       | 3,007,537     | -           | -             | 3,007,537     | -             | 3,007,537     |
| ⑭ 経常費用       | 5,068,294     | -           | -             | 5,068,294     | -             | 5,068,294     |
| ⑮ 経常費用       | 3,336,510     | -           | -             | 3,336,510     | -             | 3,336,510     |
| ⑯ 経常費用       | 7,445,287     | 151,945     | -             | 7,597,232     | -             | 7,597,232     |
| ⑰ 経常費用       | 409,531,094   | 21,162,314  | -             | 430,693,408   | -             | 430,693,408   |
| ⑱ 経常費用       | 17,482,235    | 321,384     | -             | 17,803,619    | -             | 17,803,619    |
| ⑲ 経常費用       | 4,969,953     | 379,207     | -             | 5,349,160     | -             | 5,349,160     |
| ⑳ 経常費用       | 35,088,075    | 1,846,741   | -             | 36,934,816    | -             | 36,934,816    |
| ㉑ 経常費用       | 28,603,721    | 1,572,105   | -             | 30,175,826    | -             | 30,175,826    |
| ㉒ 経常費用       | 70,342,146    | 3,006,768   | -             | 73,348,914    | -             | 73,348,914    |
| ㉓ 経常費用       | 8,273,292     | 567,899     | -             | 8,841,191     | -             | 8,841,191     |
| ㉔ 経常費用       | 18,300,428    | 853,002     | -             | 19,153,430    | -             | 19,153,430    |
| ㉕ 経常費用       | 1,209,256     | 201,174     | -             | 1,410,430     | -             | 1,410,430     |
| ㉖ 経常費用       | 32,852,746    | -           | -             | 32,852,746    | -             | 32,852,746    |
| ㉗ 経常費用       | 10,229,263    | -           | -             | 10,229,263    | -             | 10,229,263    |
| ㉘ 経常費用       | 7,040,639     | -           | -             | 7,040,639     | -             | 7,040,639     |
| ㉙ 経常費用       | 54,427,922    | 643,838     | -             | 55,071,760    | -             | 55,071,760    |
| ㉚ 経常費用       | 51,066,388    | 1,574,713   | -             | 52,641,101    | -             | 52,641,101    |
| ㉛ 経常費用       | 31,427,987    | 1,702,997   | -             | 33,130,984    | -             | 33,130,984    |
| ㉜ 経常費用       | 12,743,152    | 932,645     | -             | 13,675,797    | -             | 13,675,797    |
| ㉝ 経常費用       | 17,993,311    | 876,748     | -             | 18,870,059    | -             | 18,870,059    |
| ㉞ 経常費用       | 3,462,805     | 1,143,362   | -             | 4,606,167     | -             | 4,606,167     |
| ㉟ 経常費用       | 3,918,838     | 86,651      | -             | 4,005,489     | -             | 4,005,489     |
| ㊱ 経常費用       | 367,729       | 74,838      | -             | 442,567       | -             | 442,567       |
| ㊲ 経常費用       | 8,515,690     | 648,657     | -             | 9,164,347     | -             | 9,164,347     |
| ㊳ 経常費用       | 82,865,590    | 4,712,044   | -             | 87,577,634    | -             | 87,577,634    |
| ㊴ 経常費用       | 15,004,953    | 149,931     | -             | 15,154,884    | -             | 15,154,884    |
| ㊵ 経常費用       | 772,145       | 34,593      | -             | 806,738       | -             | 806,738       |

(単位：円)

正味財産増減計算書内訳表

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位：円)

| 科 目            | 特自檢事業         | 技能講習        | 公益目的事業会計<br>公益共通 | 小 計           | 法人会計<br>法人会計 | 合 計           |
|----------------|---------------|-------------|------------------|---------------|--------------|---------------|
| 保険料            | 3,429,686     | 73,924      | -                | 3,503,610     | -            | 3,503,610     |
| 借費システム運用費      | 51,819,787    | 338,172     | -                | 52,157,959    | -            | 52,157,959    |
| 委託人仕費          | 6,747,696     | 393,474     | -                | 7,141,170     | -            | 7,141,170     |
| 渉外費            | 1,075,094     | 72,868      | -                | 1,147,962     | -            | 1,147,962     |
| 租税公課           | 11,028,865    | 369,400     | -                | 11,398,265    | -            | 11,398,265    |
| 諸会費            | 2,057,342     | 124,686     | -                | 2,182,028     | -            | 2,182,028     |
| 雑費             | 8,113,070     | 647,559     | -                | 8,760,629     | -            | 8,760,629     |
| 未収債却額          | 7,319         | -           | 113,078          | 120,397       | -            | 120,397       |
| 管理費            | -             | -           | -                | -             | 96,601,927   | 96,601,927    |
| 役員報酬           | -             | -           | -                | -             | 7,597,232    | 7,597,232     |
| 職員給料           | -             | -           | -                | -             | 34,559,768   | 34,559,768    |
| 賞与当            | -             | -           | -                | -             | 10,721,817   | 10,721,817    |
| 買身引当金繰入額       | -             | -           | -                | -             | 4,584,565    | 4,584,565     |
| 退職給付費用         | -             | -           | -                | -             | 2,633,700    | 2,633,700     |
| 法定福利費          | -             | -           | -                | -             | 10,919,366   | 10,919,366    |
| 福利厚生費          | -             | -           | -                | -             | 321,088      | 321,088       |
| 職員通勤費          | -             | -           | -                | -             | 2,050,610    | 2,050,610     |
| 諸謝金            | -             | -           | -                | -             | 3,914,800    | 3,914,800     |
| 旅費交通費          | -             | -           | -                | -             | 288,497      | 288,497       |
| 会議費            | -             | -           | -                | -             | 5,875,898    | 5,875,898     |
| 通信運搬費          | -             | -           | -                | -             | 548,370      | 548,370       |
| 運賃借却費          | -             | -           | -                | -             | 1,151,805    | 1,151,805     |
| 運賃借却品費         | -             | -           | -                | -             | 47,117       | 47,117        |
| 消耗品費           | -             | -           | -                | -             | 207,910      | 207,910       |
| 印刷製本費          | -             | -           | -                | -             | 1,991,971    | 1,991,971     |
| 光熱水料費          | -             | -           | -                | -             | 147,762      | 147,762       |
| 賃借料            | -             | -           | -                | -             | 2,892,492    | 2,892,492     |
| 共益費            | -             | -           | -                | -             | 1,531,788    | 1,531,788     |
| 保険料            | -             | -           | -                | -             | 115,600      | 115,600       |
| 借費システム運用費      | -             | -           | -                | -             | 4,093,359    | 4,093,359     |
| 租税公課           | -             | -           | -                | -             | 49,900       | 49,900        |
| 雑費             | -             | -           | -                | -             | 126,000      | 126,000       |
| 雑費             | -             | -           | -                | -             | 117,434      | 117,434       |
| 雑費             | -             | -           | -                | -             | 113,078      | 113,078       |
| 未収債却額          | -             | -           | -                | -             | -            | -             |
| 【経常費用計】        | 1,271,075,863 | 114,652,279 | 113,078          | 1,385,841,220 | 96,601,927   | 1,482,443,147 |
| 【当期経常増減額】      | 342,757,191   | 49,609,484  | 131,964,722      | 79,598,047    | 35,054,598   | 114,652,645   |
| 2. 経常外増減の部     |               |             |                  |               |              |               |
| (1) 経常外収益      |               |             |                  |               |              |               |
| (2) 経常外費用      |               |             |                  |               |              |               |
| 【当期一般正味財産増減額】  | 442,757,191   | 49,609,484  | 131,964,722      | 79,598,047    | 35,054,598   | 114,652,645   |
| 【当期一般正味財産期首残高】 | -             | -           | -                | -             | -            | 2,611,210,266 |
| 【当期一般正味財産期末残高】 | -             | -           | -                | -             | -            | 2,725,862,911 |
| II 正味財産期末残高    | -             | -           | -                | -             | -            | 2,725,862,911 |

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

- (1) 棚卸資産の評価方法について  
棚卸資産の評価方法は、移動平均原価法を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却について  
減価償却の方法は、定率法を採用している。
- (3) 引当金の計上基準について  
賞与引当金は、役職員の賞与金の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。  
退職給付引当金は、役職員の退職給付の支給に備えるため、期末要支給額に相当する金額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理方法について  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

### 2 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科 目          | 前期末残高         | 当期増加額       | 当期減少額      | 当期末残高         |
|--------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 退職給付引当資産     | 181,354,974   | 29,008,675  | 21,045,823 | 189,317,826   |
| 電子機器等更新整備資産  | 243,539,097   | 0           | 35,955,676 | 207,583,421   |
| 会計システム等再構築資産 | 100,033,080   | 0           | 23,166,000 | 76,867,080    |
| 基幹システム等再構築資産 | 290,000,000   | 99,000,000  | 0          | 389,000,000   |
| 業務管理体制強化資産   | 559,841,396   | 0           | 0          | 559,841,396   |
| 記念事業積立資産     | 40,724,050    | 0           | 0          | 40,724,050    |
| 顕彰基金積立資産     | 190,000,000   | 0           | 0          | 190,000,000   |
| 運営安定積立資産     | 591,717,502   | 0           | 0          | 591,717,502   |
| 施設拡充積立資産     | 2,500,000     | 0           | 0          | 2,500,000     |
| 合 計          | 2,199,710,099 | 128,008,675 | 80,167,499 | 2,247,551,275 |

### 3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科 目          | 当期末残高         | (うち指定正味財産からの充当額) | (うち一般正味財産からの充当額) | (うち負債に対する額)   |
|--------------|---------------|------------------|------------------|---------------|
| 退職給付引当資産     | 189,317,826   | -                | -                | (189,317,826) |
| 電子機器等更新整備資産  | 207,583,421   | -                | (207,583,421)    | -             |
| 会計システム等再構築資産 | 76,867,080    | -                | (76,867,080)     | -             |
| 基幹システム等再構築資産 | 389,000,000   | -                | (389,000,000)    | -             |
| 業務管理体制強化資産   | 559,841,396   | -                | (559,841,396)    | -             |
| 記念事業積立資産     | 40,724,050    | -                | (40,724,050)     | -             |
| 顕彰基金積立資産     | 190,000,000   | -                | (190,000,000)    | -             |
| 運営安定積立資産     | 591,717,502   | -                | (591,717,502)    | -             |
| 施設拡充積立資産     | 2,500,000     | -                | (2,500,000)      | -             |
| 合 計          | 2,247,551,275 | -                | (2,058,233,449)  | (189,317,826) |

### 4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科 目    | 取得価額        | 減価償却累計額     | 当期末残高      |
|--------|-------------|-------------|------------|
| 建物     | 57,507,350  | 34,604,272  | 22,903,078 |
| 建物付属設備 | 13,080,425  | 9,629,614   | 3,450,811  |
| 構築物    | 19,458,148  | 1,384,877   | 18,073,271 |
| 車両運搬具  | 3,747,393   | 3,497,576   | 249,817    |
| 什器備品   | 145,948,968 | 108,223,866 | 37,725,102 |
| ソフトウェア | 270,721,400 | 266,723,888 | 3,997,512  |
| 商標権    | 1,153,400   | 714,497     | 438,903    |
| 合 計    | 511,617,084 | 424,778,590 | 86,838,494 |

### 5 引当金の明細

(単位：円)

| 科目      | 期首残高        | 当期増加額      | 当期減少額      |     | 期末残高        |
|---------|-------------|------------|------------|-----|-------------|
|         |             |            | 目的使用       | その他 |             |
| 賞与引当金   | 41,829,505  | 42,614,520 | 41,829,505 | 0   | 42,614,520  |
| 退職給付引当金 | 181,354,974 | 29,008,675 | 21,045,823 | 0   | 189,317,826 |

## 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

平成29年度決算においては、「基本財産及び特定資産の明細」と「引当金の明細」を財務諸表の注記に記載しているため、省略している。

## 財産目録

平成30年 3月31日 現在

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

(単位:円)

| 貸借対照表科目             | 場所・物量等         | 使用目的等  | 金額            |
|---------------------|----------------|--|---------------|
| <b>I 資産の部</b>       |                |  |               |
| <b>1. 流動資産</b>      |                |  |               |
| 現金                  | 手元保管           | 運転資金として  | 1,197,572     |
| 普通預金                | 三井住友銀行東京公務部ほか  | 運転資金として  | 505,126,677   |
| 郵便貯金                | 札幌北5条中郵便局ほか    | 運転資金として  | 4,608,288     |
| 振替貯金                | 東京貯金事務社外振替口座ほか | 運転資金として  | 4,411,128     |
| 定期預金                | みずほ銀行横浜東口支店ほか  | 運転資金として  | 10,869,313    |
| 未収会費                | 会費・入会金         | 公益目的事業に係る会費の未収分  | 480,000       |
| 未収入金                | 検査業検査済標準等頒布ほか  | 公益目的事業に係る代金の未収分  | 36,421,236    |
| 前払金                 | 事務所賃借料ほか       | 前払分として   | 1,631,814     |
| 棚卸資産                | 出版物・検査済標準等     | 公益目的事業に供する出版物・標準等の貯蔵品  | 56,214,424    |
| 流動資産合計              |                |  | 620,960,452   |
| <b>2. 固定資産</b>      |                |  |               |
| <b>(1) 特定資産</b>     |                |  |               |
| 退職給付引当資産            | 三井住友銀行東京公務部ほか  | 役職員の退職給付に備えるための資産  | 189,317,826   |
| 電子機器等更新整備資産         | 三井住友銀行東京公務部    | 共用財産であり、うち81.6%は公益事業で、18.4%は管理部門の什器備品を更新、補充または拡充するための資産        | 207,583,421   |
| 会計システム等再構築資産        | 三井住友銀行東京公務部    | 共用財産であり、うち81.6%は公益事業で、18.4%は管理部門に要する会計システム等を更新整備するための資産        | 76,867,080    |
| 基幹システム等再構築資産        | 三井住友銀行東京公務部    | 特自検事業の基幹システム等を更新整備するための資産                                      | 389,000,000   |
| 業務管理体制強化資産          | 三井住友銀行東京公務部ほか  | システムの維持管理の費用にあてるための資産  | 559,841,396   |
| 記念事業積立資産            | りそな銀行東京公務部ほか   | 周年記念事業等を行うための資産  | 40,724,050    |
| 顕彰基金積立資産            | りそな銀行東京公務部     | 公益目的保有財産であり通年表彰及び周年表彰を行うための資産                                  | 190,000,000   |
| 運営安定積立資産            | りそな銀行東京公務部ほか   | 事業運営の安定化を図るための資産   | 591,717,502   |
| 施設拡充積立資産            | りそな銀行東京公務部ほか   | 建物および付属設備を改良又は拡充するための資産  | 2,500,000     |
| 特定資産合計              |                |  | 2,247,551,275 |
| <b>(2) その他の固定資産</b> |                |  |               |
| 建物                  | 支部事務所・研修センターほか | 共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している | 22,903,078    |
| 建物付属設備              | 支部事務所内装ほか      | 共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している | 3,450,811     |
| 構築物                 | 研修用路面舗装ほか      | 公益目的財産であり公1特自検および公2技能講習用に供している                                 | 18,073,271    |
| 車両運搬具               | 小型乗用車ほか        | 共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している | 249,817       |
| 什器備品                | パソコン・サーバーほか    | 共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している | 37,725,102    |
| ソフトウェア              | 業務統合管理システムほか   | 共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検                                 | 3,997,512     |

## 財産目録

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

平成30年 3月31日 現在

(単位:円)

| 貸借対照表科目   | 場所・物量等  | 使用目的等  | 金額            |
|-----------|---------|--|---------------|
| 電話加入権     |         | および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している<br>共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している | 3,330,912     |
| 商標権       | 標章商標権ほか | 公益目的保有財産であり特自検事業に供している   | 438,903       |
| 敷金        |         | 共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している                                     | 23,052,777    |
| 保証金       |         | 共用財産であり、うち81.6%は公益目的財産として公1特自検および公2技能講習用に供し、18.4%は管理運営の用に供している                                     | 20,943,100    |
| その他固定資産合計 |         |  | 134,165,283   |
| 固定資産合計    |         |  | 2,381,716,558 |
| 資産合計      |         |  | 3,002,677,010 |
| II 負債の部   |         |  |               |
| 1. 流動負債   |         |  |               |
| 未払金       | 共益費ほか   | 公益目的事業に係る諸費用の未払い分  | 11,727,621    |
| 未払法人税等    |         | 均等割り 県民市民税等  | 513,100       |
| 未払消費税等    |         | 消費税等の未納付額  | 15,036,900    |
| 前受金       |         | 研修受講料ほか前受金   | 8,705,772     |
| 預り金       |         | 所得税・地方税・社会保険料ほか預り金   | 8,517,751     |
| 仮受金       |         |  | 380,609       |
| 賞与引当金     |         | 役職員の賞与のうち当期に帰属するもの   | 42,614,520    |
| 流動負債合計    |         |  | 87,496,273    |
| 2. 固定負債   |         |  |               |
| 退職給付引当金   |         | 役職員の退職金の支払いに備えたもの  | 189,317,826   |
| 固定負債合計    |         |  | 189,317,826   |
| 負債合計      |         |  | 276,814,099   |
| 【正味財産合計】  |         |  | 2,725,862,911 |

## 第2号議案

## 役員の改選に関する件

| 業種別          | 役員   | 氏名    | 所属               | 役職                               |
|--------------|------|-------|------------------|----------------------------------|
| 本部           | 会長   | 酒井 信介 | 横浜国立大学           | 客員教授                             |
| メーカー（建機）     | 副会長  | 酒井 一郎 | 酒井重工業(株)         | 代表取締役社長                          |
| ユーザー（フォーク）   | 同    | 秋田 進  | 日本通運(株)          | 取締役兼常務執行役員                       |
| 検査・整備業（建機）   | 同    | 麻生 誠  | (株)筑豊製作所         | 代表取締役社長                          |
| 本部           | 常務理事 | 小澤 真一 | (常勤)             | 公募                               |
| メーカー（建機）     | 理事   | 塚本 恵  | キャタピラー           | 代表執行役員 渉外広報担当<br>コントリーマネージャー     |
| 〃            | 同    | 絹川 秀樹 | コベルコ建機(株)        | 常務執行役員 ショベル営業本部長                 |
| 〃            | 同    | 竹村 広一 | コマツ              | 執行役員 建機マーケティング本部<br>国内販売本部長      |
| 〃            | 同    | 寺本 健  | 住友建機(株)          | 顧問                               |
| 〃            | 同    | 徳田 裕司 | (株)タダノ           | 執行役員                             |
| 〃            | 同    | 池田 孝美 | 日立建機(株)          | 営業統括本部 ライフサイクルサポ<br>ート本部長執行役     |
| メーカー（フォーク）   | 同    | 米沢 理生 | (株)豊田自動織機        | L&Fカンパニーサービス部部長                  |
| 〃            | 同    | 小津 泰史 | 三菱ロジスネクスト(株)     | 上席執行役員 海外営業本部長                   |
| ユーザー（建機）     | 同    | 植木 睦央 | 鹿島建設(株)          | 機械部長                             |
| 〃            | 同    | 水島 敏文 | 清水建設(株)          | 生産技術本部 機械技術部長                    |
| 〃            | 同    | 木村 政俊 | 大成建設(株)          | 土木本部 機械部長                        |
| 〃            | 同    | 洗光 範  | (株)竹中工務店         | 生産本部 生産企画部部長 機械電気担当              |
| ユーザー（フォーク）   | 同    | 国清 嘉人 | 山九(株)            | 執行役員 ロジスティクスソリュー<br>ション事業本部 副本部長 |
| 〃            | 同    | 小平 正芳 | (株)日立物流          | グリーンロジスティック推進部長                  |
| ユーザー（リース）    | 同    | 松尾 善行 | 関東フォークリフトサービス(株) | 代表取締役                            |
| 〃            | 同    | 辻村 敏夫 | 西尾レントオール(株)      | 取締役                              |
| 検査・整備業（建機）   | 同    | 池田 進  | 池田内燃機工業(株)       | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 今田 徹男 | 共和工業(株)          | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 東日 出夫 | 光東(株)            | 代表取締役                            |
| 〃            | 同    | 新倉 恭一 | 国際サービスシステム(株)    | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 鎌田 豊  | コマツカスタマーサポート(株)  | 執行役員 サービス管掌                      |
| 〃            | 同    | 佐野 俊和 | コマツサービスエース(株)    | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 塩釜 達雄 | (株)佐久本工機         | 取締役会長                            |
| 〃            | 同    | 松田 全弘 | 住友建機販売(株)        | 取締役カスタマーサポート部長                   |
| 〃            | 同    | 瀧川 雅司 | (株)滝川自工          | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 諸星 清  | (株)中央重機          | 代表取締役                            |
| 〃            | 同    | 檜垣 隆三 | (株)東洋内燃機工業社      | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 森木 英光 | マルマテクニカ(株)       | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 中野 誠司 | 山中産業(株)          | 代表取締役                            |
| 検査・整備業（フォーク） | 同    | 光本 浩二 | 特殊車輛整備工業(株)      | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 佐藤 達男 | トヨタL&F中部(株)      | 取締役社長                            |
| 〃            | 同    | 浅井 裕章 | トヨタL&F東京(株)      | 代表取締役社長                          |
| 〃            | 同    | 山田 功  | 日通商事(株)          | 整備製作部長                           |
| 〃            | 同    | 益田 浩市 | ロジスネクスト東京(株)     | 常務取締役                            |
| 監事           |      | 増田 浩明 | (株)加藤製作所HICOM事業部 | HICOM事業部総務・人事部人事・<br>安全グループ担当部長  |
| 〃            |      | 木村 和紀 | 大東重機工事(株)        | 代表取締役                            |



## 平成30年通年表彰の被表彰者

### 1 企業賞（5事業所）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績が認められる企業（事業所）の表彰である。  
（支部名簿順）

| 支 部 名 | 企 業 名                     |
|-------|---------------------------|
| 群馬県支部 | 株式会社中央重機                  |
| 千葉県支部 | トヨタL&F千葉株式会社              |
| 新潟県支部 | ロジスネクストユニキャリア株式会社東北支社新潟支店 |
| 福井県支部 | トヨタL&F福井株式会社              |
| 沖縄県支部 | 沖縄産機株式会社                  |

### 2 特別功績賞（4名）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績のうち、特に社会的な功績が認められる個人の表彰である。

| 支 部 名 | 氏 名   | 所 属 会 員 名             |
|-------|-------|-----------------------|
| 福島県支部 | 山田 晴造 | 草野建設株式会社              |
| 富山県支部 | 大野 和彌 | 北国建機販売株式会社            |
| 石川県支部 | 大弥 保憲 | トヨタエルアンドエフ石川株式会社      |
| 大阪府支部 | 井上 博行 | ロジスネクストユニキャリア株式会社関西支社 |

### 3 功績賞（39名）

定期（特定）自主検査制度の定着化に顕著な功績が認められる個人の表彰である。  
（支部名簿順）

| 支 部 名  | 氏 名   | 所 属 事 業 所 名           |
|--------|-------|-----------------------|
| 青森県支部  | 寺澤 照彦 | 有限会社寺澤重車輛             |
| 宮城県支部  | 大友 雅彦 | 日本キャタピラー合同会社          |
| 秋田県支部  | 加賀谷 剛 | 秋田車両整備株式会社            |
| 山形県支部  | 渡辺 寿彦 | まるわ建機株式会社             |
| 茨城県支部  | 高德 幸次 | 茨城小松フォークリフト株式会社       |
| 栃木県支部  | 小林 豊  | 神興機械サービス株式会社          |
| 群馬県支部  | 赤石 清志 | 北関東ニチュ株式会社            |
| 埼玉県支部  | 伊藤 光男 | 酒井重工業株式会社             |
| 千葉県支部  | 川面 利雄 | ロジスネクスト東京株式会社         |
|        | 池田 則行 | 株式会社タダノ教習センター         |
| 東京都支部  | 古賀 徳美 | ロジスネクストユニキャリア株式会社関東支社 |
| 神奈川県支部 | 櫻井 学  | 神奈川県支部研修講師            |
|        | 石原 俊和 | 神奈川県支部研修講師            |
| 新潟県支部  | 佐藤 政男 | 北陸建機株式会社              |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 山梨県支部  | 村松 敬  | 株式会社日建  |
| 長野県支部  | 遠藤 和好 | 株式会社前田製作所   |
|        | 小林 政孝 | 日立建機日本株式会社北関東信越支社長野支店                             |
| 岐阜県支部  | 棚橋 剛大 | マルアイ商事株式会社  |
| 愛知県支部  | 平田 千秋 | ロジスネクストユニキャリア株式会社中部支社                             |
| 三重県支部  | 水谷 文雄 | ロジスネクストユニキャリア株式会社                                 |
| 滋賀県支部  | 藤井 大  | 京栄ニチュ株式会社   |
|        | 川村 徳広 | 川村重機サービス有限会社                                      |
| 京都支部   | 梅永 芳之 | トヨタL&F近畿株式会社                                      |
| 奈良県支部  | 吉村 良三 | 株式会社中和  |
| 岡山県支部  | 谷 正治  | 両備ホールディングス株式会社両備テクノカンパニー                          |
|        | 大森 均  | 三共リース株式会社   |
| 広島県支部  | 田中 幸治 | 日本キャタピラー合同会社                                      |
|        | 丹羽 正  | 西尾レントオール株式会社                                      |
| 山口県支部  | 圓尾 信治 | マルオ有限会社   |
| 徳島県支部  | 福田 富雄 | 四国建設機械販売株式会社徳島支店                                  |
| 香川県支部  | 日浦 計敏 | 南海TCM株式会社   |
| 愛媛県支部  | 栗田 真景 | コマツカスタマーサポート株式会社近畿四国カンパニー<br>東予地区サービスセンタ西条サービスセンタ |
| 福岡県支部  | 江上 忠義 | ロジスネクスト九州株式会社                                     |
| 熊本県支部  | 大隈 勝人 | 株式会社球磨建機サービス                                      |
| 大分県支部  | 小田須磨男 | 有限会社ワコーディーゼル                                      |
|        | 西田 富夫 | キャタピラー九州株式会社大分支店                                  |
| 宮崎県支部  | 綿谷 忠雄 | 日立建機日本株式会社  |
| 鹿児島県支部 | 栄川 睦雄 | 鹿児島県研修講師  |
| 沖縄県支部  | 具志 哲  | 株式会社佐久本工機   |

#### 4 技能賞(76名)

定期(特定)自主検査・整備に尽力し顕著な業績が認められる個人の表彰である。

(支部名簿順)

| 支部名   | 氏名    | 所属事業所  |
|-------|-------|--|
| 北海道支部 | 伊田 慎吾 | 株式会社アイチコーポレーション                                    |
|       | 山口 伸博 | コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー<br>リフト北海道サービス部根室・中標津サービス課 |
|       | 丸山 誠  | 株式会社澄川工作所  |
| 青森県支部 | 立本 正治 | 株式会社中才自動車修理工場                                      |
|       | 村林 源生 | 有限会社村林機械工業   |
| 岩手県支部 | 蓼目 幸博 | 株式会社小野寺商会  |
|       | 眞下 竹弘 | 一沢コンクリート工業株式会社                                     |
| 宮城県支部 | 見附 康穂 | 日立建機日本株式会社   |
|       | 佐藤 浩之 | コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー<br>リフト宮城岩手サービス部仙台北サービス課    |

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 秋田県支部  | 山本 和彦 | 住友建機販売株式会社                                     |
| 山形県支部  | 押野 広幸 | 東日本コベルコ建機株式会社南東北支社山形営業所                        |
| 福島県支部  | 齋藤 実  | 株式会社持立自動車整備工場                                  |
|        | 金成 昭治 | 株式会社協和機工                                       |
| 茨城県支部  | 横倉 竹美 | 茨城建機株式会社                                       |
|        | 鈴木 四郎 | 小松崎機械株式会社                                      |
| 栃木県支部  | 安齋 哲夫 | 有限会社安齋重機サービス                                   |
|        | 上原 孝則 | 東日本コベルコ建機株式会社                                  |
| 群馬県支部  | 大崎健一朗 | コーエイ株式会社                                       |
| 埼玉県支部  | 内田 真琴 | 株式会社アイチコーポレーション                                |
|        | 川上 等  | 日輸車輛株式会社                                       |
|        | 長島 進  | 東日本コベルコ建機株式会社北関東支社                             |
| 千葉県支部  | 島田 旭  | 有限会社木村自動車工業                                    |
|        | 石野 敏郎 | ANA成田エアポートサービス株式会社                             |
|        | 中川 政典 | 株式会社大誠恒産                                       |
| 東京都支部  | 天野 浩義 | ロジスネクスト東京株式会社                                  |
|        | 須藤 浩二 | ロジスネクストユニキャリア株式会社関東支社                          |
|        | 木村 直之 | 鹿島道路株式会社                                       |
|        | 白井 紀全 | トヨタエルアンドエフ東京株式会社                               |
| 神奈川県支部 | 大立 利幸 | ロジスネクストユニキャリア株式会社                              |
| 新潟県支部  | 渡部 徹  | ジー・エム建機リース株式会社                                 |
|        | 石曾根 徹 | 株式会社橋詰商会                                       |
|        | 熊木 秀一 | 株式会社サンコー                                       |
| 富山県支部  | 老田 敏弘 | 山室重機株式会社                                       |
| 石川県支部  | 姫崎 裕  | 川下建機工業株式会社                                     |
| 福井県支部  | 竹内 克顕 | シラサワ建機株式会社                                     |
| 山梨県支部  | 河西 淳  | 甲陽建機リース株式会社                                    |
| 長野県支部  | 矢野 守  | 株式会社原鉄伊那営業所                                    |
|        | 三石 賢二 | 宮下建設工業株式会社                                     |
|        | 伊勢山 渡 | トヨタエルアンドエフ長野株式会社長野営業所                          |
|        | 中野 郷志 | 株式会社協和   |
| 岐阜県支部  | 桂川 勝利 | 東美濃農業協同組合                                      |
|        | 立道 和弘 | アルプス自動車株式会社                                    |
|        | 西川 統人 | コマツカスタマーサポート株式会社中部カンパニー<br>リフト東海サービス部名岐中央サービス課 |
| 静岡県支部  | 清水 康之 | 株式会社マルマサ機工                                     |
|        | 奥村 富男 | トヨタL&F静岡株式会社                                   |
|        | 有田 始史 | 静岡小松フォークリフト株式会社                                |
|        | 岸 義己  | 大興産業株式会社                                       |
|        | 栗田 真一 | 鈴与オートテックサービス株式会社                               |
| 愛知県支部  | 米田 宗保 | 中京重機株式会社                                       |
|        | 久保田 豊 | 東海オートメンテナンス株式会社                                |

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 大阪府支部  | 志治 淳一 | ロジスネクスト近畿株式会社                                       |
|        | 嶋 雄一  | 株式会社アイチコーポレーション関西支店                                 |
| 兵庫県支部  | 市川 誠二 | 東運サービス株式会社  |
|        | 坂井 正二 | 株式会社アイチコーポレーション                                     |
|        | 北村 俊輔 | トヨタL&F兵庫株式会社  |
| 和歌山県支部 | 吉田 清孝 | コマツカスタマーサポート株式会社近畿四国カンパニー<br>リフト大阪サービス部和歌山サービス課     |
|        | 鈴木 将太 | 株式会社キナン   |
| 鳥取県支部  | 猪口 学  | テクノレンタル株式会社   |
| 広島県支部  | 羽原 富右 | 共和工業株式会社  |
|        | 中野 憲治 | 有限会社三共重機  |
|        | 丹木 教浩 | リペア丹木   |
| 山口県支部  | 邑上 信正 | 山陽リース株式会社   |
| 徳島県支部  | 堀岡 茂樹 | 四国機器株式会社鳴門総合センター                                    |
| 香川県支部  | 安西 高宏 | 株式会社タクテック   |
| 愛媛県支部  | 渡辺 三男 | トヨタL&F西四国株式会社                                       |
|        | 松本 竜二 | ロジスネクストユニキャリア株式会社                                   |
| 高知県支部  | 徳平 圭治 | 四国建設機械販売株式会社高知支店                                    |
| 福岡県支部  | 古賀 政彦 | トヨタL&F福岡株式会社  |
|        | 寺山 義郎 | コマツカスタマーサポート株式会社九州沖縄カンパニー<br>福岡地区サービスセンタ福岡サービスセンタ   |
| 佐賀県支部  | 川崎 昭  | コマツカスタマーサポート株式会社九州沖縄カンパニー<br>佐賀長崎地区サービスセンタ佐賀サービスセンタ |
| 熊本県支部  | 植松 実  | ロジスネクストユニキャリア株式会社八代サービスセンター                         |
| 大分県支部  | 田中 勝己 | 株式会社津留自動車工業   |
|        | 増本 章  | 住友建機販売株式会社大分支店                                      |
| 鹿児島県支部 | 道野 睦男 | ロジスネクストユニキャリア株式会社九州支社鹿児島支店                          |
| 沖縄県支部  | 与那嶺 勝 | 株式会社佐久本工機   |
|        | 江洲 広  | ニッケンリース株式会社   |

## 5 考案賞（応募件数：75件）

定期（特定）自主検査を主体とする検査技術、機器等に係る優秀な考案又は改善であると認められる個人又はグループの表彰である。

### (1) 【金 賞】（2件）

| 支部名   | 氏名    | 所属事業所                         |
|-------|-------|-------------------------------|
| 兵庫県支部 | 井上 賢一 | トヨタL&F兵庫株式会社 阪神営業所            |
|       |       | 腰痛軽減いす&寝板                     |
| 熊本県支部 | 許斐 勝  | 日立建機日本株式会社 九州支社<br>九州支店 大津営業所 |
|       |       | Wi-Fiカメラを用いた安全作業              |

## (2) 【銀 賞】 (3 件)

| 支 部 名 | 氏 名         | 所 属 事 業 所   |
|-------|-------------|---|
| 千葉県支部 | 内山 晴雄       | トヨタL&F千葉株式会社<br>サービス部 業務課                           |
|       |             | フロントハブ脱着用治具   |
| 新潟県支部 | 斎藤 聖<br>他7名 | コマツカスタマーサポート株式会社<br>関越カンパニー長岡地区サービスセンタ<br>長岡サービスセンタ |
|       |             | ホイールローダーバケットピンコードリング取り付け時の安全治具                      |
| 広島県支部 | 竹下 和之       | 株式会社アイチコーポレーション<br>中四国支店 広島中央CSC                    |
|       |             | 電動ラジコン式重錘巻取・操出装置 (特定自主検査時測定治具)                      |

## (2) 【努力賞】 (5 件)

| 支 部 名 | 氏 名  | 所 属 企 業 名   |
|-------|--|---|
| 青森県支部 | 成田 司   | トヨタL&F青森株式会社 サービス本部                                 |
|       |  | フォークリフトの現地作業標準化による労働災害の防止と作業の効率化                    |
|       | 中村 達也<br>成田 貴幸<br>長根 康太<br>荒谷 英美<br>下田中安美<br>高橋 典夫<br>津取場 陸<br>石田 勝彦 | コマツカスタマーサポート株式会社<br>東北カンパニー八戸地区サービスセンタ<br>八戸サービスセンタ |
|       |  | ホイールローダーのカッティングエッジ交換作業改善                            |
| 新潟県支部 | 杉本 知己  | トヨタL&F新潟株式会社 中条営業所                                  |
|       |  | フォークリフトフロントアクスルハウジング端部保護キャップ                        |
|       | 前田 政範  | 日立建機日本株式会社<br>北関東信越支社 長岡営業所                         |
|       |  | オイル交換後フィルタ処理  |
| 福岡県支部 | 有田 康德  | 株式会社筑豊製作所 福岡支店 サービス課                                |
|       |  | 小型杭打ち機ガイドギブ摩耗限度測定治具                                 |

# 全国労働衛生週間に当たって

## —平成30年度全国労働衛生週間実施要綱—

厚生労働省

平成30年7月18日 厚生労働省厚生労働事務次官より会長宛、平成30年度全国労働衛生週間の実施に伴い、協力の依頼がありましたのでお知らせ致します。

厚生労働省発基安 0718 第1号  
平成 30 年 7 月 18 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

平成30年度(第69回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、平成30年度全国労働衛生週間実施要綱(別添)に基づき、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 平成30年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は200件前後となっている。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は56.6%（平成28年労働安全衛生調査（実態調査））にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は37.1%である。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている。

この他、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート（SDS）の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ60.0%、51.6%（平成28年労働安全衛生調査（実態調査）特別集計）にとどまっている状況が認められる。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030年頃にその解体棟数がピークを迎えるとされている。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとしている。

また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしている。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組むこととしている。

さらに、化学物質対策については、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメントの確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「こころとからだの健康づくりみんなで進める働き方改革」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2. スローガン

**「こころとからだの健康づくりみんなで進める働き方改革」**

## 3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会



## 5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7. 実施者

各事業場

## 8. 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

## (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

### ア 重点事項

#### (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
- d 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- e 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- f 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

#### (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。

a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

b 研修等による両立支援に関する意識啓発

c 相談窓口等の明確化

d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備

e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用

(エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認

b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進

c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底

- (a) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
- (b) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
  - a 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
    - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
    - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
    - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
  - b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
    - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞取り等の実施
    - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
  - c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
    - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
    - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (カ) その他の重点事項
  - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
    - 腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく以下の対策の実施
      - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
      - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
      - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
      - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

- b 職場における受動喫煙防止対策の推進
  - (a) 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - (b) 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - (c) 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- c 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
  - (a) WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
  - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
  - (d) 救急措置の事前の確認と実施
- イ 労働衛生 3 管理の推進等
  - (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
    - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
    - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
    - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
    - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
    - e 現場管理者の職務権限の確立
    - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
  - (イ) 作業環境管理の推進
    - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
    - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
    - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
  - (ウ) 作業管理の推進
    - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
    - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
    - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

## (エ) 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

## (オ) 労働衛生教育の推進

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

## (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

## (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

## (ク) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

## ウ 作業の特性に応じた事項

## (ア) 粉じん障害防止対策の徹底

- a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
  - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
  - (d) じん肺健康診断の着実な実施
  - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

## (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底

## (ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

- (エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- (オ) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (カ) 石綿障害予防対策の徹底
  - a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
  - b 石綿製品の全面禁止の徹底
  - c 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - d 離職後の健康管理の推進
- (キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
  - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- エ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進
 

東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、平成28年熊本地震に関しては(ア)の取組を実施する。

  - (ア) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
  - (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
  - (ウ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

## 平成30年度建設荷役車両特定自主検査強調月間

## “特自検の適正実施”を重点に

本年11月全国一斉に実施

厚生労働省・経済産業省 後援

7 団体 協賛

建荷協 主唱

今年で34年目を迎える「平成30年度建設荷役車両特定自主検査強調月間」は、“安全の心を託す特自検”をスローガンとして、登録検査業者及び事業内検査を行う事業者においては検査の実施体制の整備を、ユーザーにおいては検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることと致しました。

この月間は、厚生労働省・経済産業省後援、中災防、建災防、陸災防、港湾災防、林災防、建機工、産車協等7関係団体と建設荷役車両の製造業者等の協賛のもとに11月に全国一斉に展開されます。各事業者の皆さんにおかれましては、本運動の趣旨をご理解の上、強調月間の実施事項を再確認されることをお願い致します。



(1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者は、それぞれの立場において次のことを実施してください。

- 「特定自主検査業務点検表」及びその解説（11月号掲載予定）[検査業者用又は事業内用] を使って、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理が適正に行われているか、業務点検を行ってください。

- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行ってください。

(2) フォークリフト・車両系建設機械等を使用する事業者及びリース・レンタル事業者は、それぞれの立場において次のことを実施してください。

- 特自検が計画的に実施されているか確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

実施に当たり不明な点などありましたら最寄りの当協会支部にご相談ください。

私どもは、事業者の皆様方と力を合わせて特定自主検査の普及の輪をさらに広げて、その定着と内容の充実を図り、労働災害のない明るい職場・環境づくりの実現に努めていきたいと願っております。





**特定自主検査業務点検表 [事業内用]**

BP-YC-04-A

事業内検査を行う事業者は労働安全衛生法に基づき、自社における特定自主検査を適正に行わなければならない。

この点検表は、現に、自社で行っている特定自主検査が適正に実施されているかどうか、自己点検をする為のものです。

特定自主検査が適正に行われるよう、常に心掛けていただくことはもちろんですが、この点検表を使って、少なくとも年1回（例えば、11月の特定自主検査強調月間行事の一環として）、自社の特定自主検査の実施状況をチェックしてください。点検の結果、不適正な項目がありましたら、直ちに改善するようにしてください。

|          |       |              |  |
|----------|-------|--------------|--|
| 検査実施事業所名 |       | 点検責任者<br>職氏名 |  |
| 点検年月日    | 年 月 日 | 点検者<br>職氏名   |  |

「\*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。 判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

| 区分    | No.                                  | 項目   | 判定  | 備考 |      |                 |  |  |
|-------|--------------------------------------|--|---|----|------|-----------------|--|--|
| 組織・管理 | 1                                    | 特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している   |   |    |      |                 |  |  |
|       | 2                                    | 必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している  |   |    |      |                 |  |  |
|       | 3                                    | 標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している  |   |    |      |                 |  |  |
|       | 4                                    | 教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している   |   |    |      |                 |  |  |
| 機械の管理 | 5                                    | 検査対象機械一覧表を整備してある。(検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの) |   |    |      |                 |  |  |
|       | 6                                    | 年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている  |   |    |      |                 |  |  |
|       | 7                                    | 検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している  |   |    |      |                 |  |  |
|       | 8                                    | * 検査対象機械は、1年に1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期的に、漏れなく検査を行っている                                |   |    |      |                 |  |  |
|       | 検査者                                  | 9  | 検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの) |    |      |                 |  |  |
|       |                                      | 10   | * 機械等の種類ごとに検査者を配置してある   | 人数 | 判定   |                 |  |  |
|       |                                      | 11   | フォークリフト   |    |      |                 |  |  |
|       |                                      | 12   | 不整地運搬車  |    |      |                 |  |  |
| 13    |                                      | 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用)  |   |    |      |                 |  |  |
| 14    |                                      | 車両系建設機械(基礎工事用)   |   |    |      |                 |  |  |
| 15    |                                      | 車両系建設機械(締め用)   |   |    |      |                 |  |  |
| 16    |                                      | 車両系建設機械(コンクリート打設用)   |   |    |      |                 |  |  |
| 17    |                                      | 高所作業車  |   |    |      |                 |  |  |
| 18    |                                      | 検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している   |   |    |      |                 |  |  |
| 19    | 過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている            |  |   |    |      |                 |  |  |
| 20    | 検査資格者を明確にするために検査者標識(ワッペン、腕章等)を装着している |  |   |    |      |                 |  |  |
| 検査機器  | 21                                   | 検査機器台帳を備えている   |   |    |      |                 |  |  |
|       | 22                                   | 検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である   |   |    |      |                 |  |  |
|       | 23                                   | 検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある   |   |    |      |                 |  |  |
|       |                                      |  | 台数  | 判定 | 整備状況 |                 |  |  |
|       |                                      | ①圧力計<br>(コンプレッションゲージ)  | ダイヤル用<br>ガッソ用   |    |      | ⑤油圧計            |  |  |
|       |                                      | ②回転計   |   |    |      | ⑥電圧計            |  |  |
|       |                                      | ③シックネスゲージ  |   |    |      | ⑦電流計            |  |  |
|       |                                      | ④ノズルテスター   |   |    |      | ⑧探傷器(又はカーチェック等) |  |  |
|       |                                      |  |   |    |      | ⑨磨耗ゲージ          |  |  |

| 区分   | No.                                     | 項目   | 判定  | 備考 |  |
|--|---|--|---|----|--|
| 検査済標章  | 24                                      | 標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている                                  |   |    |  |
|  | 25                                      | 標章受払簿を備えている  |   |    |  |
|  | 26                                      | 標章の貼付位置は適切である  |   |    |  |
|  | 27                                      | 標章受払簿の残数と現物が一致している   |   |    |  |
|  | 28                                      | 標章はロッカー等施錠設備のある箇所保管している                                      |   |    |  |
|  | 29                                      | 年末残数の廃棄処理を適正に行っている   |   |    |  |
| 帳簿等  | 標章受払簿                                   | 30   | 標章の受払は適正に記載されている                                  |    |  |
|  |   | 31   | 受入数、払出数、残数に差異がない                                  |    |  |
|  |   | 32   | 月ごと（週ごと）等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である                   |    |  |
|  |   | 33   | 廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている                         |    |  |
|  | 34                                      | 3年間保存している  |   |    |  |
|  | 標章貼付簿                                   | 35   | 標章番号順等系統的に記載されている                                 |    |  |
|  |   | 36   | 記載事項に漏れがない  |    |  |
|  |   | 37   | 再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。                          |    |  |
|  |   | 38   | 標章番号に欠番はない  |    |  |
|  |   | 39   | 汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している            |    |  |
|  |   | 40   | 紛失した標章は、紛失理由を記載してある                               |    |  |
|  |   | 41   | 一人一日あたりの検査台数は適正である                                |    |  |
|  |   | 42   | 3年間保存している   |    |  |
|  | 特定自主検査検査記録表                             | 43   | 特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている |    |  |
|  |   | 44   | * 記載事項に漏れはない                                      |    |  |
|  |   | 45   | メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号                    |    |  |
|  |   | 46   | * 特定自主検査実施年月日                                     |    |  |
|  |   | 47   | * 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署・押印している              |    |  |
|  |   | 48   | 機械責任者名が自署・押印している                                  |    |  |
|  |   | 49   | * 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない                           |    |  |
|  |   | 50   | 該当しない箇所は「該当なし（－）」が記されている                          |    |  |
|  |   | 51   | 適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している                      |    |  |
|  |   | 52   | * 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している |    |  |
|  |   | 53   | 重大な安全装備の未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている        |    |  |
| 54   |   | 検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている                          |   |    |  |
| 55   | 定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している |  |   |    |  |
| 56   | * 3年間保存している                             |  |   |    |  |
| <b>注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい</b> |   |  |   |    |  |
| 検査業検査  | 57                                      | 検査業者が作成した特定自主検査記録表（検査結果証明書）を所定の年数（3年間）保存している                 |   |    |  |
|  | 58                                      | 検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している |   |    |  |
| 総合判定   |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |
|  |   |  |   |    |  |

点検後、この点検表と改善結果は関係帳簿等と一緒に3年間保管して下さい。

©2012 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会



特定自主検査業務点検表 [検査業者用]

BP-YC-02-B

|        |   |   |    |          |              |   |   |
|--------|---|---|----|----------|--------------|---|---|
| 検査業者名  |   |   |    | 点検年月日    | 年            | 月 | 日 |
| 登録番号   | 第 | 号 | 区分 | 本社・検査事務所 | 点検責任者<br>職氏名 |   |   |
| 検査事務所名 |   |   |    |          | 点検者<br>職氏名   |   |   |

「\*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

| 区分    | No.                                  | 項目   |   |      |                         | 判定 | 備考    |  |
|-------|--------------------------------------|--|---|------|-------------------------|----|-------|--|
| 組織・管理 | 体制                                   | 1  | 本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している   |      |                         |    |       |  |
|       |                                      | 2  | 検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている  |      |                         |    |       |  |
|       |                                      | 3  | 検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している  |      |                         |    |       |  |
|       |                                      | 4  | 本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している  |      |                         |    |       |  |
|       |                                      | 5  | 検査事務所における検査実施状況を把握している  |      |                         |    |       |  |
|       | 報告                                   | 6  | 各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している   |      |                         |    |       |  |
|       |                                      | 7  | * 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。） |      |                         |    |       |  |
|       |                                      | 教育   | 8   | 教育内容 |                         | 判定 | 研修・教育 |  |
|       | 社内                                   |  |   |      | * 検査業者検査員資格取得研修         |    |       |  |
|       | その他                                  |  |   |      | * 能力向上教育                |    |       |  |
|       |                                      |  |   |      | 実務研修<br>安全教育<br>管理者セミナー |    |       |  |
| 揭示    | 9                                    | 最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している                           |   |      |                         |    |       |  |
|       | 10                                   | * 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない      |   |      |                         |    |       |  |
|       | 11                                   | 検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している                                   |   |      |                         |    |       |  |
|       | 12                                   | 検査業者銘板を見やすい場所に掲示している                                     |   |      |                         |    |       |  |
|       | 13                                   | 検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている                                    |   |      |                         |    |       |  |
| 検査員   | 14                                   | 検査員名簿を備えている  |   |      |                         |    |       |  |
|       | 15                                   | * 機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる                                   |   |      | 登録の有無                   | 人数 | 判定    |  |
|       |                                      | フォークリフト  |   |      | 有・無                     |    |       |  |
|       |                                      | 不整地運搬車   |   |      | 有・無                     |    |       |  |
|       |                                      | 車両系建設機械（整地・運搬・積みみ用、掘削用及び解体用）                             |   |      | 有・無                     |    |       |  |
|       |                                      | 車両系建設機械（基礎工事用）   |   |      | 有・無                     |    |       |  |
|       |                                      | 車両系建設機械（締固め用）  |   |      | 有・無                     |    |       |  |
|       | 車両系建設機械（コンクリート打設用）                   |  |   | 有・無  |                         |    |       |  |
|       | 高所作業車                                |  |   | 有・無  |                         |    |       |  |
|       | 16                                   | 検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している                               |   |      |                         |    |       |  |
| 17    | 過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている            |  |   |      |                         |    |       |  |
| 18    | 検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している |  |   |      |                         |    |       |  |
| 業務規程  | 19                                   | 業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している                                 |   |      |                         |    |       |  |
|       | 20                                   | * 業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない                 |   |      |                         |    |       |  |
|       | 21                                   | ・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）                             |   |      |                         |    |       |  |
|       | 22                                   | * ・特定自主検査を行うことができる機械等の種類                                 |   |      |                         |    |       |  |
|       | 23                                   | * ・検査料の額及び収納方法に関する事項                                     |   |      |                         |    |       |  |
|       | 24                                   | * ・特定自主検査記録表（検査結果証明証）の発行に関する事項                           |   |      |                         |    |       |  |
|       | 25                                   | * ・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項                              |   |      |                         |    |       |  |
|       | 26                                   | * ・休日、営業時間、検査場所  |   |      |                         |    |       |  |
|       | 27                                   | * ・出張検査の要領   |   |      |                         |    |       |  |
|       | 28                                   | * ・検査済標章の発行及び管理  |   |      |                         |    |       |  |
|       | 29                                   | * ・記録表（検査結果証明証）、検査済標章の再発行                                |   |      |                         |    |       |  |
|       | 30                                   | * 業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している |   |      |                         |    |       |  |

| 区分   | No.   | 項目                                 | 判定  | 備考 |      |                 |    |      |
|------|---|------------------------------------|---|----|------|-----------------|----|------|
| 検査機器 | 31  | 検査機器台帳を備えている                       |   |    |      |                 |    |      |
|      | 32  | * 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である     |   |    |      |                 |    |      |
|      | 33  | 検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある           |   |    |      |                 |    |      |
|      |   |                                    | 台数  | 判定 | 整備状況 | 台数              | 判定 | 整備状況 |
|      |   | ①圧力計<br>(コンプレッションゲージ)              | ディーゼル用  |    |      | ⑤油圧計            |    |      |
|      |   |                                    | ガソリン用   |    |      | ⑥電圧計            |    |      |
|      |   | ②回転計                               |   |    |      | ⑦電流計            |    |      |
|      |   | ③シックネスゲージ                          |   |    |      | ⑧探傷器(又はカーチェック等) |    |      |
|      |   | ④ノズルテスター                           |   |    |      | ⑨磨耗ゲージ          |    |      |
|      | 検査済標章   | 34                                 | 標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている                     |    |      |                 |    |      |
| 35   |   | 標章受払い簿を備えている                       |   |    |      |                 |    |      |
| 36   |   | 標章の貼付位置は適切である                      |   |    |      |                 |    |      |
| 37   |   | 標章受払簿の残数と現物が一致している                 |   |    |      |                 |    |      |
| 38   |   | 標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している           |   |    |      |                 |    |      |
| 39   |   | 年末残数の廃棄処理を適切に行っている                 |   |    |      |                 |    |      |
| 帳簿等  | 標章受払簿   | 40                                 | 標章の受払は適正に記載されている                                |    |      |                 |    |      |
|      |   | 41                                 | 受入数、払出数、残数に差異がない                                |    |      |                 |    |      |
|      |   | 42                                 | 月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である                 |    |      |                 |    |      |
|      |   | 43                                 | 廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている                       |    |      |                 |    |      |
|      |   | 44                                 | * 3年間保存している                                     |    |      |                 |    |      |
|      | 特定自主検査台帳・検査料収納簿                               | 45                                 | 証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている                       |    |      |                 |    |      |
|      |   | 46                                 | 記載事項に漏れがない                                      |    |      |                 |    |      |
|      |   | 47                                 | 標章払出後、長期間未記載(仕掛り)のものがない                         |    |      |                 |    |      |
|      |   | 48                                 | 検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている             |    |      |                 |    |      |
|      |   | 49                                 | 再発行の場合、再発行受領書を受領している                            |    |      |                 |    |      |
|      |   | 50                                 | 検査料金は業務規程どおりである                                 |    |      |                 |    |      |
|      |   | 51                                 | 一人一日あたりの検査台数は適正である                              |    |      |                 |    |      |
|      |   | 52                                 | 汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残片を保管している           |    |      |                 |    |      |
|      |   | 53                                 | 紛失した標章は、紛失理由を記載してある                             |    |      |                 |    |      |
|      |   | 54                                 | * 3年間保存している                                     |    |      |                 |    |      |
|      |   | 55                                 | 特定自主検査記録表(検査結果証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている |    |      |                 |    |      |
|      |   | 56                                 | 記載事項に漏れはない                                      |    |      |                 |    |      |
|      |   | 57                                 | * 特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所                         |    |      |                 |    |      |
|      |   | 58                                 | * メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号                |    |      |                 |    |      |
|      |   | 59                                 | * 特定自主検査実施年月日                                   |    |      |                 |    |      |
|      |   | 60                                 | * 特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している            |    |      |                 |    |      |
| 61   | 検査事務所責任者名が自署・押印している                           |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 62   | * 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない                       |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 63   | 該当しない箇所は「該当なし(-)」が記されている                      |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 64   | 適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している                  |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 65   | * 補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している       |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 66   | 安全に係る重要な未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 67   | 記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている             |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 68   | 定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している       |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 69   | * 3年間保存している                                   |                                    |   |    |      |                 |    |      |
| 日報   | 70  | 作業日報と記録表(検査結果証明証)で検査員および検査日が一致している |   |    |      |                 |    |      |
|      | 71  | 3年間保存している                          |   |    |      |                 |    |      |
| 総合判定 |   |                                    |   |    |      |                 |    |      |
|      |   |                                    |   |    |      |                 |    |      |
|      |   |                                    |   |    |      |                 |    |      |
|      |   |                                    |   |    |      |                 |    |      |

点検後、この点検表と改善結果は関係帳簿等と一緒に3年間保管して下さい。

© 2013 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

## 9.4.1 油圧ショベル搭載「お知らせ機能付 周囲監視装置 (FVM2)」の紹介

加藤 英彦\*

当社は、油圧ショベルオペレーターの周囲安全確認サポートシステム (Field View Monitor; 以下FVMと表記) を住友重機械工業(株)と共同で開発し、油圧ショベル LEGESTシリーズ (SH120-5/SH200-5/SH240-5) のオプション装置として2011年夏より発売。機械後方270°の範囲をひと目でチェックできる機能がお客様より高い評価を頂いたことから、2012年に発売した6型シリーズでは、全機種標準装備とした。

当社は、このFVMを進化させた「お知らせ機能付 周囲監視装置 (FVM2)」を開発し、オフロード法2014年基準適合の油圧ショベル (SH120-7/SH200-7/SH125X-7/SH135X-7/SH235X-7) に標準装備することとした。今回は、このFVM2の特徴について紹介する。

### 1. はじめに

我が国の建設業における労働災害発生状況\*の推移を見てみると、平成26年～平成28年までの3年間は減少傾向にあるものの、平成28年においても294人の人命が失われている状況である。建設業における死亡事故の原因として、墜落・自動車に次いで多いのが、建設機械等による災害である。

建設機械等による災害の中には、衝突・挟まれ・轢かれのような建設機械と人の接触による事故が含まれている。特に油圧ショベルの場合、機械の近くで別の作業員が作業していることが多く、油圧ショベルのオペレーターが機械の周囲確認を簡単・確実に行えるようにすることが機械と人の接触による災害を減らすために必要である。そこで、当社は機械周囲の状況がひと目で確認できるFVMを開発し、油圧ショベルに搭載してきた (図1)。

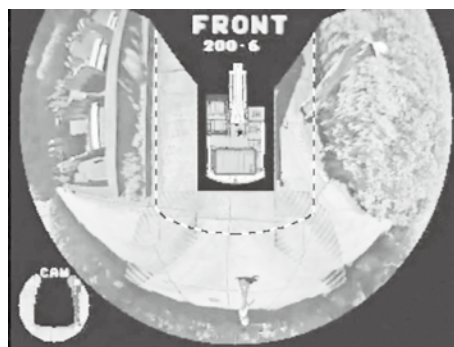


図1 FVM表示画像

\*出典：「建設業労働災害防止協会」HP ([https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/statistics/index.html](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/statistics/index.html))

※ 住友建機(株) 技術本部 技術部 電気制御グループ グループリーダー

このFVMを搭載することでオペレーターは機械周囲の状況を簡単に確認できるようになったが、オペレーターが機械を操作する前に画面を見ることが前提となっており、うっかり画面を見ずに機械を操作してしまうことまでは防げないのが課題となっていた。

この課題を克服するために開発したのが、お知らせ機能付 周囲監視装置（FVM2）である。

## 2. FVM2の概要

FVM2は、油圧ショベルに搭載されたカメラの映像の中に人の形があるかどうかを解析し、周囲に人がいる可能性があるると判断した場合に、映像と音で“お知らせ”することによってオペレーターの周囲安全確認をサポートするシステムである。

FVM2システムが周囲に人がいる可能性があるると判断した場合、人と機械の距離に応じて2段階のお知らせを行うようにしている（図2）。

### a) 機械周囲約2m以内と判断した場合

映像：カメラ表示に赤色枠を重畳表示する。

音：ピピッ！ピピッ！…と連続吹鳴する。

### b) 機械周囲約2m～約4mの範囲と判断した場合

映像：カメラ表示に黄色枠を重畳表示する。

音：ピピッ！と人がいると判断した場合に1回だけ吹鳴する。

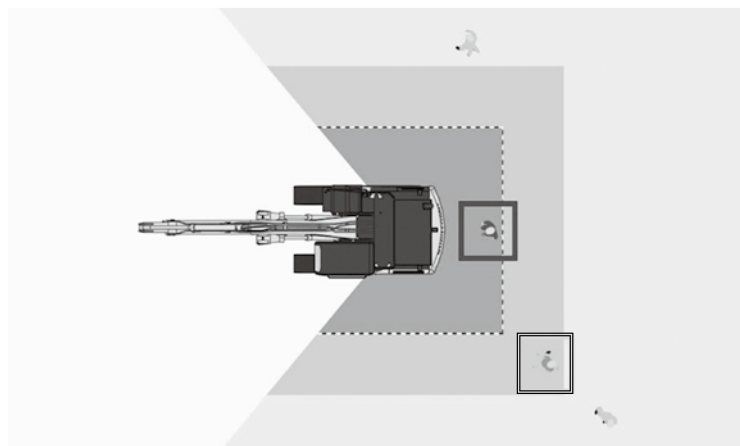


図2 FVM2表示イメージ

FVM2は従来のFVMと同様、3つのカメラ映像を合成した鳥瞰表示、カメラの映像をそのまま表示するスルー表示が可能であり、稼働現場の環境に合わせてオペレーターが切り替えることができるようにしている。鳥瞰表示の場合は、人の足下を中心とした正方形の枠を表示する（図3）。カメラスルー表示の場合は、人を囲む形での枠を表示する（図4）

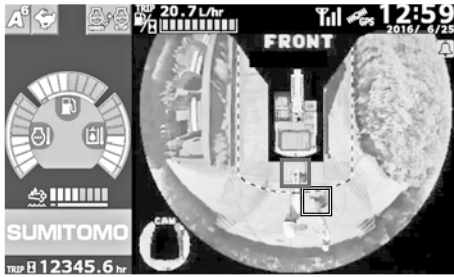


図3 鳥瞰表示の場合



図4 カメラスルー表示の場合

### 3. FVM2の特徴

FVM2は、油圧ショベルに特化した周囲安全確認サポートシステムとして、下記のような特徴を持たせている。

#### 1) コストを低減したことによる標準装備化

周囲の状況を検知する手段として、自動車での自動ブレーキ機能ではミリ波レーダー・ステレオカメラ等、対象物の距離を検出する機器が使用されている。

自動車の自動ブレーキ機能の場合、車体前方の狭い範囲のみ検知できれば良いが、油圧ショベルの場合は、上部旋回体が360°自由に回転するため、検知しなければならない範囲が圧倒的に広い。そのため、多数の距離検出センサーを搭載する必要があり、非常に大きなコストがかかってしまう。

FVM2は、元々FVMで標準搭載されている3つの単眼カメラの映像のみを用いることでコストアップを最小限に抑え、標準装備化を実現している。国内の油圧ショベルはレンタル機など一つの機械が様々な現場で使われるケースが多い。標準装備とすることで、現場に合せて使いたいときに本機能を使うことができる。

#### 2) 人・モノを切り分け“人”のみお知らせ

油圧ショベルの稼働現場には、周囲に資材などが置かれていることも多く、障害物や壁などに反応してしまうと、通常の作業に支障が出てしまうことも考えられる。

FVM2は、3つのカメラの映像の中に人の形があるかどうかを解析するシステムであり、可能な限り人以外の障害物では作動しないようにして、使い勝手の向上を図っている。

また、人がいると判断した位置をカメラ映像に重畳表示することで、お知らせ機能が作動した場合に、どこに人がいるかひと目で確認できるようにしている。

#### 3) 複数カメラ映像の同時解析

FVM2は、油圧ショベルに搭載されている3つのカメラ（後方、右側方、左側方）の映像を並行処理で解析することによって3方向同時にお知らせ機能を使えるようにしている。一つのカメラあたり最大3つの赤色枠（約2m以内）

と最大3つの黄色枠（約2m～約4m）を表示できるようにすることで機械周囲に複数人が入ってきた場合にも分かり易いようにしている。

#### 4) 超高感度WDR-CMOSカメラ採用

FVM2は、油圧ショベルに搭載されている単眼カメラの映像情報のみで画像解析を行うシステムである。そのため、カメラ自体の性能も併せて向上させている。従来のカメラの場合、イメージセンサーのダイナミックレンジ性能の制限により、映像の中に明るい光源がある場合、暗い部分が黒く潰れてしまい映像の解析が困難となってしまう。（図5）

油圧ショベルは屋外で使用される機械なので太陽光の影響は避けられない。日陰などが黒く潰れた映像になると、画像の解析が困難となる。そのため、多重露光技術を用いてダイナミックレンジ性能を大幅に向上したWDRカメラを新規に開発した。このWDRカメラは、逆光の時でも暗い部分を確認できる高いダイナミックレンジ性能を確保するとともに、従来の高感度カメラよりも感度を向上しており、昼間から夜間まで良好な視認性を確保している（図6）。



図5 従来のカメラ映像



図6 WDR-CMOSカメラ映像

## 4. おわりに

以上の3項で示したとおり、FVM2システムは、従来の“FVMが提供する機械周囲270°（後方小旋回機は235°）の広い視界”を進化させ、“カメラ映像中の人の形を認識し、人がいると判断した場合に、モニター表示とお知らせブザーでオペレーターに注意を促す”機能を追加したものである。この機能を有効に使うことで、油圧ショベルによる不幸な災害が減ることを期待している。

自動車の自動運転に代表されるように、周囲の状況をセンシングする技術は、今後、更に向上していくと思われる。今後も新しい技術を積極的に活用し、油圧ショベルの安全性を向上する開発を進めていきたい。

※ FVM及びField View Monitorは、住友重機械工業株式会社の登録商標です。



そこが知りたい！「実践 働き方改革 労務管理講座」

第2回

## これって労働時間？ ～「暗黙の了解」はもう通用しない～

社会保険労務士法人中村・中辻事務所  
代表社員 中辻めぐみ

### 1. 「『暑気払い』って残業時間つかないのですか？」

夏の夕方、まだ日中の暑さが残るものの、風に吹かれながら屋外で飲むビール。わいわいがやがやと同じ職場の仲間と仕事を忘れて、このような時間を過ごすのも良いものですね。

この時期になると、デパートやビルの屋上に「ビアガーデン」の案内が並んでおり、春の花見とはまた趣が違う、季節を楽しむ恒例の行事となりました。

また、屋内の涼しい空間で、職場の仲間と旬のものをいただきながら、器やお店のしつらえで涼を楽しむのも一興です。いずれにせよ「暑い夏を元気に過ごしていこう」という趣旨で開く「暑気払い」、そのための行事になっていったのではないかなと思います。

さて、今回のテーマは「これって労働時間？」です。気心の知れた職場の仲間と、会社の帰りに一杯、というのは本人たちの意思によるものですが、「職場全体での行事」となった場合は、どのように考えればよいのでしょうか？

中には、内心「職場の飲み会は苦手」と思う方や「プライベートな時間は好きに使いたい」と思う方もいることと思いますが、ここは「お付き合い」ということで参加をされる方もいるでしょう。



ここである事例をお話ししましょう。

X社でも同様にビアガーデンを借り切って社内全体の暑気払いが行われました。翌朝、ある部下が上司にこのように尋ねてきました。「課長、昨日はありがとうございました。ところで、昨日の時間の残業代はつくのでしょうか？」

「え？ ど、どうして？」ちょっと動揺する課長に対し、更に続けて尋ねてきます。「え？ だって、所定労働時間が過ぎても職場のみんなと過ごしたし、それに大体みんな仕事の話をしていたではありませんか？」と部下。「い、いや。それは仕事の話といっても、仕事に臨む姿勢とか、気概とか、そういった話であって、その場で仕事をするような指示はしていないだろう。だからそれは仕事じゃないから残業代はつかないよ。」戸惑いながら説明をする課長の言葉を怪訝そうに聞きながら、しぶしぶ納得する部下。

さて、ここで皆様に質問です。このような社内全体で行う暑気払いの時間は「労働時間」となるのでしょうか？

- ① そんなの労働時間になるわけない！
- ② 労働時間でしょ。だって社内全体行事だもの。
- ③ 部署によっては、なるかも…

「うーん…。」と一瞬考えてしまいますね。

①とお答え下さった方、その理由は何でしょうか？ え？ 飲み会だから？ 少し惜しい！

②とお答え下さった方は、「社内全体行事」だと労働時間となる理由はなんでしょう？

③とお答え下さった方、深いお答えですね！

結論から言いますと、親睦を深めることを目的としたものであり、職場全体で行うものの、参加はあくまでも任意の場合、これは労働時間とはなりません（一般的には、このケースが多いかもしれませんね）。

ただし主催側の総務部担当などは、会場受付や席の案内、司会進行、役員の挨拶への誘導、催し物の誘導、タイムキーパー、終了後の後片付け等、かかりっきりで裏方役を行っていた場合は、その部分は労働時間となる可能性もあります。労働時間となれば、その時間が所定労働時間外であれば残業となります。

さて、ここで労働時間とは何か？ を改めて考えてみましょう。なぜならば、今後働き方改革を進める上で、「労働時間管理」が重要になってくるからです。

## 2. ラッシュを避けて早目の出勤も労働時間？

Y社の人事部長は悩んでいます。

「うーん。どうしたものか？ 朝早く出勤する社員が近頃増えてきたようだ。上長に事前に許可を得て早出出勤している者は良いのだが…。中には『ラッシュを避けたい』や『家にいるより落ち着く』などの理由で早出出勤している者もちらほら…。自分の机で朝食を食べたり新聞を読んだり、PCを立ち上げて仕事とは関係のないネットサーフィンをしている者もいるようだ。うーん。これら全てが労働時間と考えることになるのか？」



さて、こんな疑問に皆様はどのようにお答えになりますか？

かねてから注目されていた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月6日公布されました。

| 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要   |  |
|---|--|
| 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。 |  |
| <b>I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進</b>  | 働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（雇用対策法）<br>※（衆議院において修正）中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。  |
| <b>II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等</b>  | <b>1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）</b><br>・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。<br>（※）自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用する例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。<br>・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、6日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。<br>・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化）<br>※（衆議院において修正）高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。<br>・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法）<br><b>2 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）</b><br>・事業主は、前日の就業時刻と翌日の始業時刻に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。<br>※（衆議院において修正）事業主の責務として、短時間勤務法や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。<br><b>3 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）</b><br>・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。 |
| <b>III 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保</b>   | <b>1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）</b><br>・短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的・照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化し、併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。（※）同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等<br><b>2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）</b><br>・短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。<br><b>3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備</b><br>・1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。  |

施行期日 Ⅰ：公布日

Ⅱ：平成31年4月1日（中小企業におけるパートタイム労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日）

Ⅲ：平成32年4月1日（中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日）

※（衆議院において修正）改正後の各法を検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、労働者の職業生活の充実を図ることを明記。

上記図のとおり平成31年4月1日（中小企業は平成32年4月1日）より残業時

間の上限規制が施行されますが先行して「働き方改革」を進めていた企業の担当部署からは冒頭のようなご質問が多く寄せられるようになりました。

なお前回もお伝えしたところですが、自動車運転業務、建設事業、医師等については、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外はあります。

労働時間の管理については、平成29年1月20日に、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が発出されています。この考え方や裁判例を元にして具体的な事例を交えてお伝えしていきたいと思います。

### 3. 何を基準に労働時間として考えればよいか

上記2の疑問にお答えする前に、まずは「労働時間」について改めて考えてみたいと思います。ご承知のとおり、労働基準法32条において、1週間は40時間、1日は8時間と法定労働時間は定められています。

しかし、ここでいう「労働時間」とは、ただ単に会社に来て、何らかの作業を行っている時間の積算の結果を指すのでしょうか？ 仮にそうであった場合は、上記2の「朝ごはん、新聞、ネットサーフィン」も労働時間となってしまう!ことになります。

「え？ それって…。なんとなく違う気がする…。」と思われた方、そうです。そうです。違います。果たして、その根拠は？

最高裁の判例では、以下のように示されています。

「労働者が使用者に指揮命令下に置かれている時間をいい、労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない。(裁判平12・3・9民集54・3・801)」

ここでいう「指揮命令下」がポイントになります。先の事例で考えますと朝の早出出勤に関しては、会社から命じられているものではなく、ラッシュや満員電車を避けるためなど個人の事情で行われ、仕事とは全く関係のない朝ごはんを取るなどの行為であった場合は、指揮命令下にあるとは言えないので、労働時間には該当しません。

一方、仮に会社が命じていないにも関わらず、個人が「夜よりも朝の仕事の方がはかどる。」「家庭の事情で、夕方は残業ができない。」といったような理由で早出出勤をし、実際に仕事も行っており、その状況を会社も把握しているものの黙認、となれば「黙示の承認」があったとして「労働時間」として考えられることになるでしょう。



朝は確かに能率が上がりますし、早出出勤を推奨している企業も増えてきました。また残業の上限規制が始まる平成31年4月以降、ますます残業時間数の削減の傾向は強まるでしょうから、働き方も夜の残業から朝の残業へシフトしていく可能性もあります。

実務上で今後考えていく際には、所定労働時間の終業時刻後の残業だけでなく、始業前のこういった働き方に関しても、労働時間として捉え、残業時間管理をしていくことも求められてきます。

なお、労働時間管理の客観的証跡として、職場のパソコンのログイン、ログオフの時刻で管理しているところもあります。仕事とは関係のないネットサーフィンであっても、記録として残ることもありますので、「仕事と関係のない行為は行わない」などのルールを定めるなど運用面での管理も同時に考えてみることもお勧めします。

#### 4. 始業時刻前の「掃除」や「朝礼」の時間

それでは、朝繋がりでは始業時刻前の「掃除」「朝礼」は、労働時間になるのでしょうか？

「掃除や朝礼なんて仕事じゃないのだから、そこは労働時間とは言えないでしょう？」と思われた方、実は…場合によっては「労働時間」となるのです。

先にお伝えした「指揮命令下」にあるか否かで考えてみると、始業時刻前であっても会社から朝礼への参加や掃除をするように命じられていた場合や、命じては無いものの朝礼に参加しない、掃除をしないと注意されたり、人事評価に影響したりするのであれば指揮命令下にあると考えられるので、労働時間に該当します。

しかしながら、この話をするに「それはもう意識の問題じゃないか？ 掃除なんて仕事を覚えていない新人や若い者が行うものだろう。先輩や上司にお世話になるのだから、それぐらいはやらないと！ ましてや朝礼なんて、始業前に今日の仕事の手順や申し送り、それに健康面のチェックも行っているのだし、それを労働時間だって言われちゃうとねえ…。うちではそんな甘いことは認めないけどなあ。」と苦い表情でお話をされる社長もいらっしゃいました。



確かに今までだったら、そこまで厳密に労働時間か否かが問われることはなかったことでしょう。しかし労働者の意識も変わってきていますし、情報もインターネットで調べればすぐに分かる時代になっています。

一方、参加しようがしまいが問題ないとなれば指揮命令下とは言えない、つまり労働時間ではないと考えることができます。

## 5. 作業服の着替えなど作業に付帯する行為の時間は？

それでは、作業服への着替え、作業を行う際の準備などはどのように考えれば良いのでしょうか？ これらに関し裁判で争った造船会社の事例をもとにお伝えしたいと思います。

(主な概要は以下のとおり)

- (1) 会社の就業規則が変更され、1日の労働時間が7時間から8時間に延長された。
- (2) 始業基準として、始業に間に合うように作業服に着替えて作業場に到着し、所定の始業時刻に実作業を開始し、所定の終業時刻に実作業を終了し、終業後に手洗、洗面、入浴、更衣等を行うものと定め、さらに始終業の勤怠把握基準として、始終業の勤怠は、更衣をすませ始業時に体操をするために所定場所にいるか否か、終業時に作業場にいるか否かを基準として判断する旨定めていた。
- (3) 作業をするために、作業服以外に保護具の装着を義務付けられ、装着は所定の更衣所で行うものとされ、怠った場合は就業規則に定められた懲戒処分を受けたり就業を拒否されたり、また成績考課に反映されて賃金の減収にもつながる場合もあった。
- (4) 材料庫からの副資材や消耗品の受け出しを午前ないし午後の始業時刻前に行うことを会社から義務付けられていた。
- (5) 粉塵が立つのを防止するため上長の指示により、午前の始業時刻前に月数回散水することが義務付けられていた。
- (6) 会社や上司からのこれらの指示に従って業務を行った。

(裁判で争われた部分)

- 始終業時における入退門から更衣所を経て準備体操ないし作業場までの往復時間
- 更衣所での作業服および保護具の着脱に要する時間
- 午前・午後の始業時刻前の副資材や消耗品の受け出しに要する時間及び午前の始業前の散水に要する時間
- 休憩時間中における作業場と更衣所との間の往復および保護具の着脱に要する時間
- 終業後の手洗い、洗面、入浴および入浴後の着衣に要する時間

これらは労働時間に該当するが、これを労働時間外とした就業規則は、労基法32条に反し無効であると主張し、8時間を超える時間外労働である上記までの行為に要した時間に対する割増賃金の支払いを請求し、裁判を起こした。

(結果)

- ・ 午前の始業時刻前に更衣所を経て、作業服および保護具を装着して準備体操場までの移動に要する時間
- ・ 午前ないし午後の始業時刻前の副資材や消耗品の受け出しに要する時間及び午前の散水に要する時間
- ・ 午後の終業時刻に作業場から更衣所まで移動して作業服および保護具の着脱に要する時間

以上が労働時間として、それらの行為に要した時間に対する割増賃金の請求が認められた。

(概要については「事例式 人事労務トラブル防止の手引き② 新日本法規」より引用)

実はこの裁判は、上記3でお伝えした判例で、休憩時間や手洗い等は認められていませんが、その他の行為に要する時間が労働時間として認められたのは「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」であるから、と考えられます。

その他にもこの判例で示された重要なポイントがあるので、併せてお伝えしたいと思います。

「労働者が就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、または、これを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされていた場合であっても当該行為は特段の事情がない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当する。」

ここでは、会社の就業規則で準備行為は「所定労働時間外に行うもの」とされていたとしても、指揮命令下に置かれている状況であれば、会社の定めによって左右されるものではなく「労働時間」である、ということを示しています。

つまり、上記4で「義務化している掃除や朝礼はあくまで気持ちでやっているの



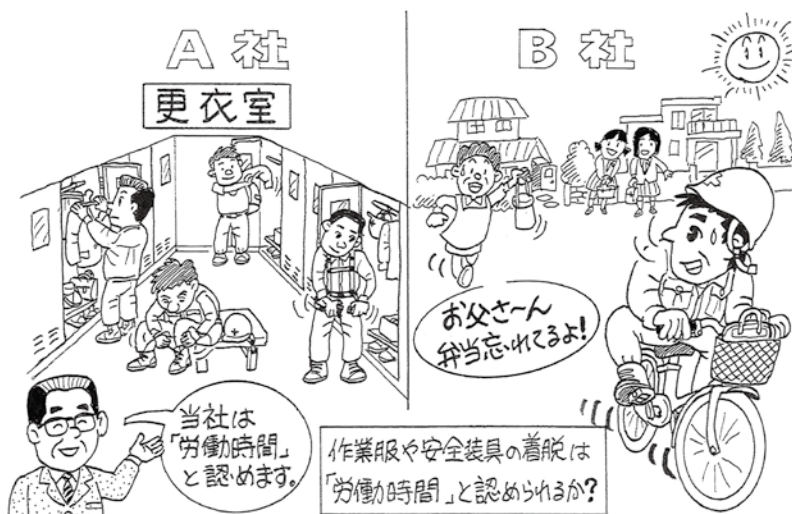
だから、それを労働時間なんてうちでは認めない！」とおっしゃっていた社長のマイルールは、通用しないということになるのです。

「会社から実作業に当たり、作業服および保護具の装着を義務付けられ、また、右装着を事業所内の所定の更衣所において行うものとされていたというのであるから、上記装着および更衣所から準備体操場までの移動は、会社の指揮命令下に置かれたものと評価することができる。」

ここでは、本来の業務ではないものの作業服に着替えたり、資材の準備をしたりするなど実際の作業を行うための「付帯する行為」も労働時間に含まれることを示したわけです。

となると、また別の疑問が出てきます。例えば会社で着換えようが家から着てこようがどちらでもよいとなった場合はどうでしょうか？これも「労働時間」となるのでしょうか？ 実は違います。

作業服を着用する時間そのものが労働時間となる、というのではなく、繰り返しお伝えしているように「指揮命令下に置かれていたか」がポイントです。それとその行為が「社会通念上必要なものか」であったか否かが問われてきます。この際の判断は、当該ケースで見れば、法令上必要不可欠な行為（労働安全衛生法において義務付けられている保護具等の装着、一定の準備や後始末等が義務付けられている等）、社内規則上不可欠（社内の規則で義務としている等）であり更衣室の着換えを義務づけられている場合は労働時間として考えるべきでしょう。



## 6. 労働時間管理の徹底が社員の健康と安全に寄与する

さて、ここまで具体的な事例を交えて「労働時間に該当するか否か」をお伝えしてきました。前回もお伝えしたところですが、働き方改革の柱の1つである「長時間労働の是正」、そのためには労働時間管理の徹底が必須です。何時から何時まで働いたか、という日々の管理はもちろんですが、今回お話した労働基準法32条が示す「労働時間」となる事例のように「暗黙の了解」として労働時間に参入していない時間がないか？ 改めて振り返っていただくことをお勧めします。

多くの企業様が「もちろん、労働時間として認識しており、それらも含めて時間管理を徹底している。」とされていることと思います。

一方、中には「え？ それも労働時間になるの？」と思われた企業様もいらっしゃるかもしれません。実務上は、それぞれの企業の実態に合わせて考えていくこととなります。繰り返しになりますが「指揮命令下にあるか」「社会通念上必要であるか」の視点をもって改めて考えていただければと思います。

皆様すでにご承知のとおり、長時間の残業は心身ともに疲弊するだけでなく、健康障害の要因の1つともなります。疲労した状態での業務は、ミスや事故を起こしやすくなりますし、生産性の低下にもつながっていきます。

逆に言えば長時間労働の削減を行うことで、心身の健康が向上し質の高い仕事、事故0の実現、さらには生産性の向上、業績向上につながっていくのです。

それでは、また次回、誌面でお目にかかれることを楽しみにしております。



## 『心を豊かにしてくれるもの』

運営幹事会 幹事 **室町 正博**  
日通商事株式会社  
整備製作部 担当部長

皆さま、日々お忙しくお過ごしのことと思います。ニュースでは毎日のように耳を疑うような凄惨な事件や、恐ろしい災害が報道されています。心が痛みますが、このような時こそ、胸の内には温かさや豊かさを持ち続けていたい。そのような願いをこめて、「心を豊かにしてくれるもの」について紹介させていただきます。

### 月世界

近所の図書館で気になる題名の本を見つけました。「作家のおやつ」。「チョコレートが無いと描けない手塚治虫」「マドレーヌ好きの三島由紀夫」など、様々な文化人が愛した「おやつ」の数々が絶妙な文章で紹介されています。中に何回も登場するお菓子がありません。富山の銘菓－月世界（つきせかい）。「和紙に包まれ、クリームがかった四角いそっけない形。素朴な甘み。口の中で綿あめのように溶け、ほんのりと甘みがいつまでも舌に残る（久世光彦）」こんな風に書かれては堪りません。試してみたくなり、入手先を探したらありました。日本橋三越の菓遊庵。早速

買い求め、拍子抜けするほど軽い包みを開けて口に含むと…。久世さんの言われる通り、心豊かに幸せになる逸品でした。緑茶にもコーヒーにも合う名菓月世界。機会があればぜひお試しください。



銘菓「月世界」  
（月世界本舗土井様掲載ご承知）

### 全生庵

文京区根津に住んでいた時、散歩の途中、お寺の入口の「日曜坐禅会・早朝坐禅会」の看板に目が止まりました。お寺の方に伺うと「まずは日曜坐禅会に参加。その後、早朝坐禅会に自由に参加可能」とのご案内。興味本位で参加を申し込みました。生まれて初めての坐禅会。読経、ご住職の法話の後、坐禅約40分。足は痺れる、警策（肩叩き）は痛い、心が折れかけました。で

すが、お寺を出る時には心がスッキリと晴れ渡るような感覚に包まれました。引き続き翌朝5時からの早朝坐禅会に参加しました。7時の坐禅終了まで坐り通そうとしたのですが、あまりの足の痛さに心が折れ、途中退出しようとして立ち上がったところ、転倒。後ろの襖に激突し、静まり返った本堂に大きな音が響き渡りました。痛む足を引き摺りほうほうの体で退席しました。恥ずかしい「坐禅デビュー」でしたが、それから十数年、今も参禅させていただいています。

そのお寺は谷中にある「臨済宗全生庵」。江戸無血開城の影の立役者山岡鉄舟（以下鉄舟先生）が明治維新の際、国事に殉じた人々の菩提を弔うために建立したお寺です。境内には「国事殉難志士墓」があります。佐幕側、勤王側、分け隔てなく国のために殉じた志士のために建てられたお墓で、鉄舟先生の広い心が伝わります。全生庵様では毎朝、貴重な仏像や掛け軸が置かれた本堂を開放し、誰もが自由に入り、坐り、退出することができます。このようなお寺は他には無いと思います。「一般の者に坐禅修養の場を提供する」という鉄舟先生の初志を守り抜く、ご住職をはじめお寺の方々の覚悟とご努力に深く頭が下がります。厳しい修行を積まれたご住職は明るく快活で、いつもざっくばらんに接して下さいます。「坐禅をして悟りを開く？ムリムリ！ただ坐る。それでいいんだよ」「過去と未来をくよくよ考えたってしょうがない。

脚下照顧。今を大切に！」など、“禅”について、私達が目線に立って教えてください。好きな時に行き、ただ坐り、心晴れやかになって帰る。一国の宰相、大企業の社長から一般人まで、分け隔てなく受け入れていただける全生庵様は、いつも参禅する者の心を整え、豊かにして下さいます。



臨済宗国泰寺派 全生庵

## フストカーレン（目黒さんの店）

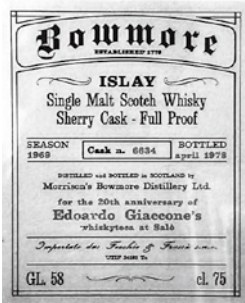
ウイスキーにはまり、色々な酒屋さん、Barを巡った時期がありました。ある日、足繁く通った目白の酒屋の店主Kさんから、「究極のBarが新小岩にある。住所は言えない。本当に行きたいと思えば、いつか辿りつける。看板は出ていない。」と、謎かけのような案内をいただきました。それから探しに探し「ここではないか？」と思える場所ようやく辿りつきました。看板のない扉を恐る恐る開けてみると、ほの暗い部屋の中にカウンターがあり、若い男性が佇んでいました。フストカーレン目黒さんとの出会いでした。

「何かおすすめのものを」との私の

オーダーに、彼は暫く考え「ボウモアです」古びたラベルの貼ってある酒瓶をカウンターに置きました。グラスに注がれた琥珀色のウイスキーを口に含むと、芳醇な香りが広がり、気が遠くなるような感覚に陥りました。香りが治まり閉じていた目を開けると、目黒さんがにっこりとほほ笑んでいました。

それから。何年も通う中、マッカランロイヤルマリッジ1948 & 1961、シャトーポーレ100年、シャトーディケムビンテージボトルなど、飲ませていただいたお酒はどれも夢のように美味しく、私の心をいつも豊かな香りで満たしてくれました。そして彼はそれら希少なお酒をあり得ないほどリーズナブルに提供してくれ続けました。昨年12月。「差し上げたいものが…」彼がそっと渡してくれたものは、それまで飲ませてくれた数々のお酒のラベルを綺麗に剥がし、フィルムに挟んだものでした。

最初にいただいたボウモアのラベ



最初にいただいた“夢”のようなお酒  
ボウモア・シェリーカスク  
No 6634  
エドアルド・シャコーネ  
20th anniversary



ボウモアのラベルは大事に額装して飾っています

ルもありました。

感動する私に「室町さん。召し上がっていただくお酒が投機の対象となり、ダイヤのように高くなりました。もう、お出しすることができません。残念ですが店じまいとさせていただきます。」夢から覚めるように別れが訪れました。

後日、冒頭登場のKさんが出版された「ウイスキー案内」という本を読んだ時、目黒さんが最初に出してくれたお酒が載っていました。



(参考) ウイスキー案内  
表紙のお酒はボウモア・シェリーカスクNo6634

「ボウモア・エドアルドジャコーネ 20th anniversary」瓶詰本数600本の極めて希少なお酒であることを知りました。一見客の私に、極め付きの一本を供してくれた目黒さんの心意気に胸が熱くなりました。

今でも目黒さんの店に通った思い出は「宝」のように私の胸の内に入り、思い出すたびに心が温かく豊かになります。

シリーズ  
特集 IX

## 作業中の災害事例

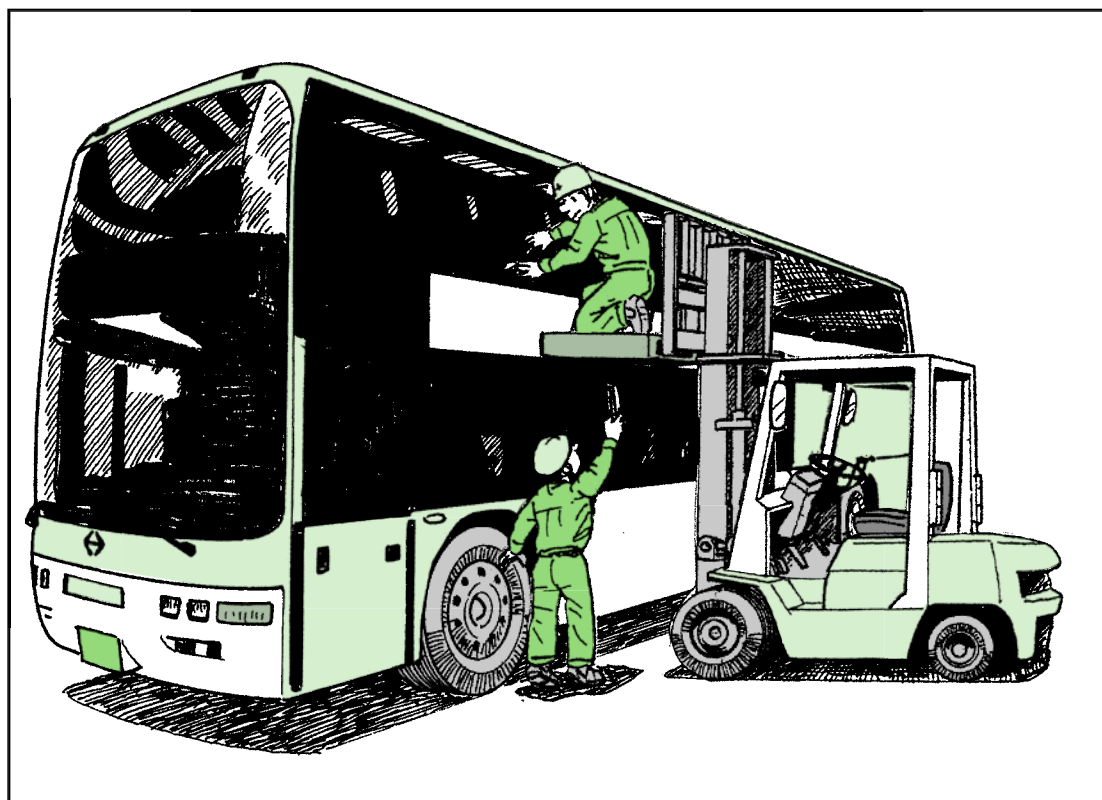


今回は、作業中に発生した災害事例のイラスト2件をご紹介します。  
職場の皆さんでご覧になり、安全作業にお役立てください。

### Case-1 分類：[フォークリフト：01. 墜落・転落]

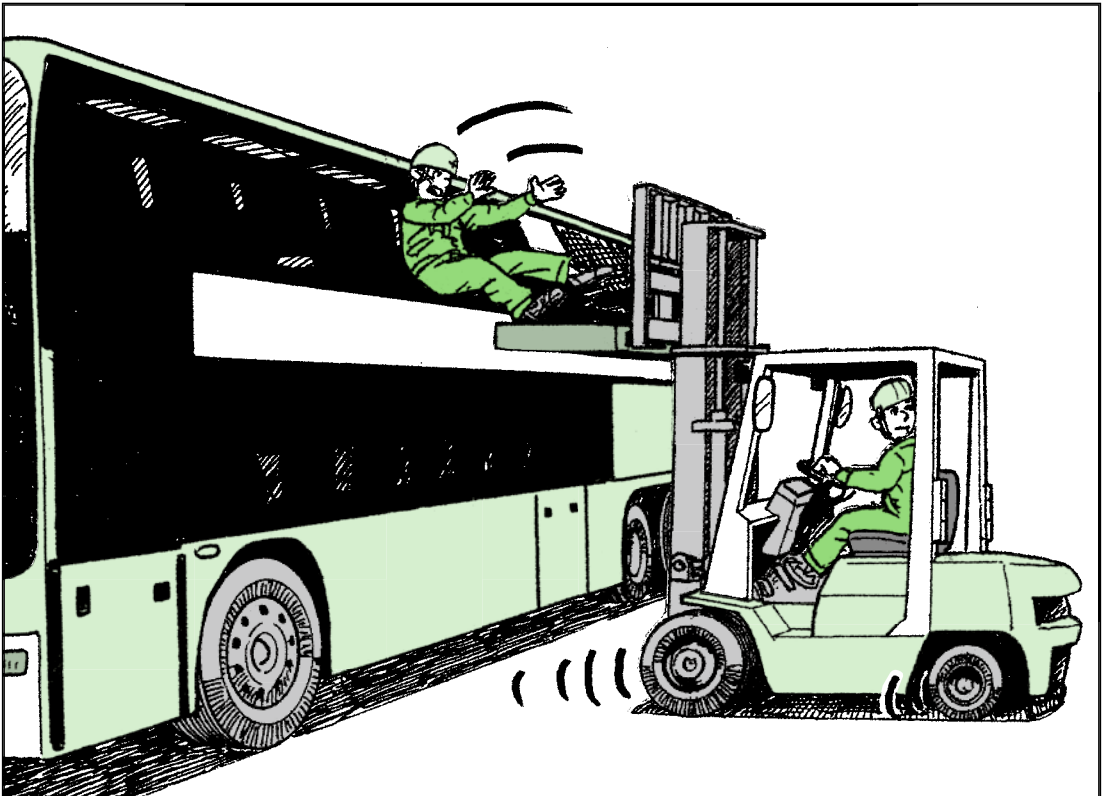
#### [1-1]

作業員が、大型バスの窓枠を修理するために、2m20cmまで上昇させたパレットに乗って作業を行っていました。



## [ 1-2 ]

作業が終了したので、そばにいた作業員に運転を依頼し、後退を指示したところパレットの上から墜落しました。



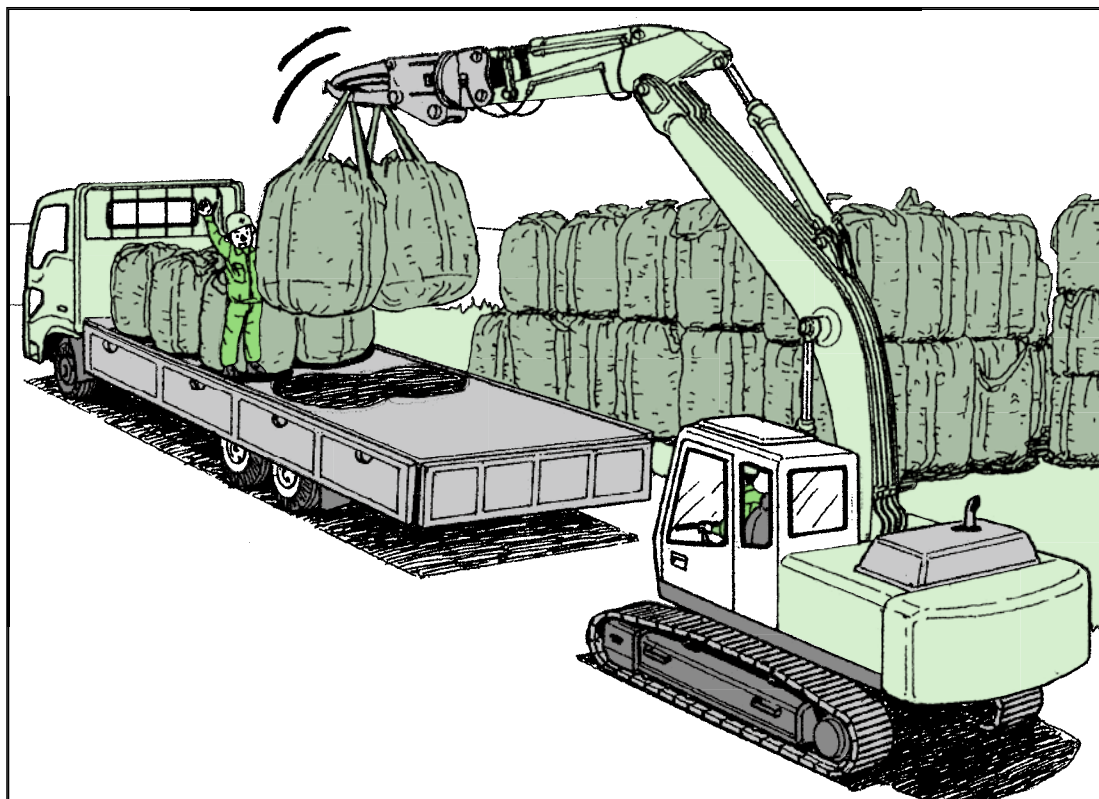
### 災害発生防止のポイント

- 高所作業の足場としてフォークリフトを使用しないこと。(用途外使用の禁止)
- 高所作業には、高所作業車若しくは手摺付き作業台等を使用し安全帯を必ず使用すること。
- フォークリフトの運転は、資格を有した者が行うこと。

## Case-2 分類：[解体用機械：04. 飛来・落下]

### [2-1]

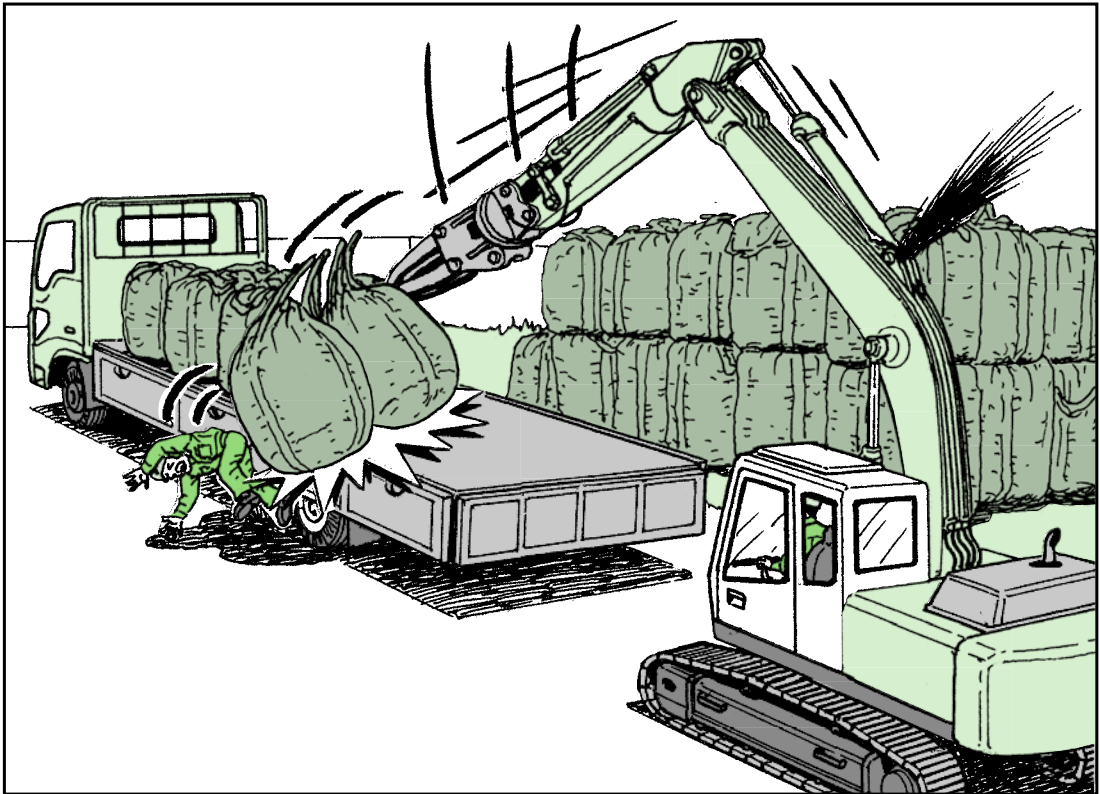
グラップル型アタッチメントを装着したドラグ・ショベルを用いてフレコンバッグをグラップルの爪に一つずつ（各400kg）掛けてトラックの荷台に積み込む作業をしていました。





## [ 2-2 ]

ドラグ・ショベルの油圧ホースが破裂したためアームが急激に降下しました。そのはずみでフレコンバッグが作業員に接触し、荷台から転落した作業員の上に、フレコンバッグが落下し下敷きとなりました。



### 災害発生防止のポイント

- グラップル型アタッチメントで揚重作業を行わず（用途外使用の禁止）、適切な揚重機を使用すること。
- 作業開始前点検並びに定期自主検査・整備を実施すること。
- 吊荷を揚重する際は、人払いをして吊荷の下に入らせないように徹底すること。

安全・技術講座

## 第54回

## 我が社のセールスポイント

栃木県支部  
コマツ栃木株式会社

平成20年3月号(2174号)より、新たな連載シリーズとして「我が社のセールスポイント」をスタート致しました。内容は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載して頂き、労働災害防止活動の向上や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上等を図る場を提供することを目的としています。

今回も、前回に引き続き平成29年度第6回定時総会において表彰された栃木県支部のコマツ栃木株式会社様に執筆をお願い致しました。

[第53回：平成30年7月号(236号)は福島県支部の郡山自動車工業株式会社様でした。]

## 1. はじめに

当社は、1974年（昭和49年）に藤井産業株式会社より分離独立し栃木小松株式会社を設立、1992年（平成4年）に現在のコマツ栃木株式会社に改称、(株)小松製作所の総販売代理店として栃木県全県を担当し、コマツ製建設機械の販売と修理、レンタル事業を営んでおります。また、2012年（平成24年）に再生可能エネルギー発電としてメガソーラー発電施設による事業を開始しました。

県内に6拠点を設け、油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、環境機械、道路機械を中心に、畜産、林業機械や国内トップクラスの生産量を誇る碎石現場で稼働する超大型鉋山機械まで多くの商品を取り扱っております。お客様のコスト削減と生産性アップのために多種多様な提案をすることで地域に密着したサービス活動を進めております。最近では建設現場にICT（情報通信技術）を導入し、人手不足を補い、生産性を高めようとする動きが進んでおり、当社もコマツが進める建設現場のICT施工「スマートコンストラクション」の提案・推進活動に取り組んでおります。

## 2. 会社概要

- 社 名 : コマツ栃木株式会社  
 所 在 地 : 栃木県宇都宮市平出工業団地38番地12  
 設 立 : 1974年（昭和49年）1月17日  
 代 表 者 : 代表取締役社長 齊藤 茂  
 資 本 金 : 100百万円  
 売 上 高 : 57億円（2018年3月期）  
 拠 点 数 : 栃木県内5支店1営業所  
           （宇都宮、鹿沼、小山、佐野、那須、真岡）  
 従業員数 : 89名



本社・宇都宮支店社屋



宇都宮支店整備工場

### (1) 検査登録機種

- 車両系建設機械（整地、運搬、積み込み用、掘削用及び解体用）
- 車両系建設機械（基礎工事用）
- 車両系建設機械（締固め用）
- 不整地運搬車
- 高所作業車
- フォークリフト

### (2) 特定自主検査資格者数 44名（2018年6月30日現在）

### (3) 特自検実施台数 2,984台（2017年4月1日～2018年3月31日）

### (4) 協会の研修・教育への参加

- 2017年6月 整地、運搬、積み込み用、掘削用及び解体用機械能力向上セミナー4名

- 2017年11月 特定自主検査セミナー 6名
- 2017年12月 高所作業車能力向上教育 4名
- 2018年 7月 フォークリフト能力向上教育 4名

#### (5) 協会事業への参加

1979年(昭和54年)7月24日検査業登録「登録番号 栃五号」、現在においては「事業内資格取得研修」「検査業資格取得研修」「能力向上教育」などへの講師の派遣をはじめ、研修用建設機械や研修会会場の提供など、微力ながら検査業技術向上、特定自主検査制度普及促進のため参加しております。

### 3. 安全管理（労働災害防止）

当社では、「社員が安全で安心して働くことのできる職場環境づくり」を第一に「社員の健康の維持・増進」を推進することを何より最優先し、職場環境の改善に取り組んでいます。安全・衛生に関する活動結果、災害事例とトピックスを交えた安全衛生委員会を毎月1回、全社員参加の安全衛生大会を年1回開催しております。

労働災害を未然に防ぐ活動として「朝ミーティングにおいて全員で作業指示時KYを実施・現場作業前KYの励行」や「指差し呼称の徹底」をはじめ、毎月5日を【安全の日】とし、拠点長によるチェックシートに基づいた安全パトロールを実施。また、コマツグループ内で発生した労働災害事例の共有・水平展開による類似災害防止と、横ニラミによる社員の安全意識の向上実施をしております。

健康管理活動として、全社員の定期健康診断（35歳以上は人間ドック受診）、有所見者の二次検診フォローを実施。メンタルヘルス対策としてストレス診断の実施と、過重労働による健康障害防止対策を講じ、産業医と連携を取りながら社員の心と身体の健康管理を進めております。また、健康への意識づくりとして事務所内への血圧計設置や、社員に対しメールや掲示板で健康情報を提供するとともに、喫煙率低減活動を「タバコ病対策」と捉え、禁煙啓発活動にも取り組んでおります。

交通事故ゼロ活動として、社有車にテレマティクス・ドライブレコーダーを導入し運行状況を把握、危険運転注意・指導と安全運転促進に取り組んでおります。



車両運行管理画面/テレマティクス

その他、災害等発生時の対応として、AEDを全拠点に設置、地震・洪水などの自然災害や大規模災害発生時に社員・家族の安否確認が出来る仕組みを導入し、メール配信による社内訓練(年2回)と、普通救命講習・防災訓練を定期的を実施しております。

#### 4. コンプライアンス

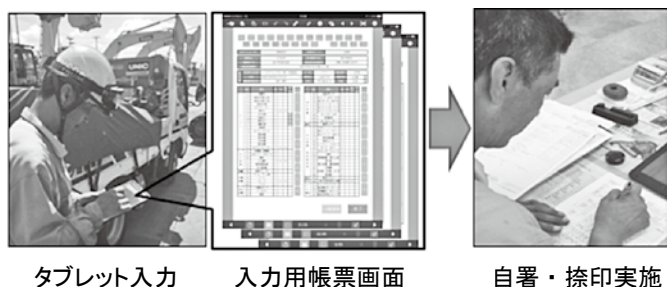
コマツグループの一員として、法令及びビジネス社会のルールを守るため、守るべき基本原則や方針・考え方と、するべきこと、してはいけないことを具体的に記載した「コマツの行動基準」により方針を明確にし、社員一人ひとりがコンプライアンス順守を基本に、社会から信頼される企業を目指しております。

検査業として、特定自主検査に係る関係法令の趣旨を理解し、検査が労働災害防止に果たす役割について十分認識することで、安心・安全を提供し、社会貢献してまいります。

#### 5. 技術開発・改良・考案のポイント

サービスメカニック・本体営業職全員へタブレット(iPad)を導入し、外出先からデータベースへのアクセスによる情報共有や事務工数を含めた作業改善効率化を進めております。

サービスメカニックの取り組みとして、初動工数短縮、お客様のマシンダウンタイムの最短化に向け作業現場での取扱説明書・ショップマニュアル・部品品番の検索の他、現場で現物写真を撮影しフロントと情報をリアルタイムに共有、見積作成作業やお客様への提案等に活用しております。また、コマツが開発した専用アプリケーションによる特定自主検査の結果入力と検査記録表の印刷が可能となり、より正確な記録表の作成を心掛けております。



タブレット入力

入力用帳票画面

自署・捺印実施

## 6. 環境への配慮

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別処分を実施し、廃油、金属くずや廃バッテリーなどはリサイクル業者による再生資源化に取り組んでおります。

排水水質検査（年1回）を実施し、適切な排水処理に努めております。

エコカーの導入推進として営業車を燃費性能に優れたハイブリッド車へ入れ替え、CO<sub>2</sub>の削減を図っております。

## 7. 社員教育

建設機械整備技能士のほか、業務上必要になる知識や資格の取得に向けた、職種別・階層別の教育を行っております。社内OJTはもちろん、コマツ及び各種団体が開催する外部研修への受講についても、年間計画をたて実施しております。

また、商品知識・技術面の教育だけでなく、中堅・管理者向けのリーダー研修や女性社員向けのキャリア研修などにも積極的に参加しております。

## 8. おわりに

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・労働力不足・高度情報化など日々変化しております。そのような中、私たち社員一人ひとりがしっかりと安全・コンプライアンス順守を基本に活動し、お客様が安全に安心して建設機械を使用していただけるよう、最高の品質サービスを提供し、その役割を担っていきたいと思っております。

[コマツ栃木(株)取締役サービス部長 武藤 克行]



## 続編 『いい旅』

寺岡 晟\*

前回の110号より続く。

旅の楽しみの一つは「非日常体験」だと思う。

今回の旅の主目的である妻の念願だったモーツァルト演奏会の夜を迎えた。

演奏会チケットには「ドレスコード」と記されている。

記憶を辿っても、旅行中に正装を召すのは、初めてのことだ。

二人で一斉に支度できるのも夫婦ならではである。

ホテルの狭い部屋で身支度を整え、互いにその出で立ちを誉め合うのも夫婦ならではだ。

「良く似合っているよ！」僕。

「貴方も素敵よ！」妻。

…読者のみなさんが、我慢して読み続けてくださることを祈ります。(笑)

さて、身支度を整えた僕らはまずは、腹ごしらえをすることにして、コンサート会場「ウィーン楽友協会」近くのレストランで食事を取ることにした。

クラシックな内装のレストランに入ると、これまた正装のウェイターやマネージャがうやうやしく席に案内してくれた。

これも「非日常体験」である。

妻が言う、「あなた、食べるときにこぼさないでね」

これも41年、連れ添ったが故の「日常のこと」である。

「大丈夫！箸じゃないから取りこぼすことはないよ」

とは言うものの、それなりに緊張して食べ始めた。

周りのお客はワインを口にしているようだが、やはり最初はビールで乾杯だ。

1時間近くかけて食事を終え、コーヒーを味わいながら「どこにもこぼしてないよね!？」と妻に問いかける。

「大丈夫よ！」妻の笑顔が合格の合図だ。

レストランを出ると日も傾いている。

間もなく8時になろうかという時間で、会場のウィーン楽友協会はすぐそこだ。

\*株エイム・コンサルツ 代表取締役



楽友協会ホール

正面玄関に入るとロビーはタキシードやドレスの紳士淑女でいっぱいだった。

そこへ日いつる国からやって来た僕ら熟年紳士淑女の登場である。

周囲の紳士淑女が一斉に注目する、なんてことはなく僕らは粛々と受付に行き、チェックイン。



ドレスコードカッブル

天井からは豪華なシャンデリアが下がり、大勢のゲストがいるにも拘わらず、話し声も小さいため、案外静かな雰囲気だ。



ホール

開演までにはまだ時間がある。

急に喉の渴きを覚えた僕は「ちょっとバーに寄って行こうよ！」

「もう喉が渴いたの？」と笑って応える妻。という訳でお許しをいただいたので、目の前にあるバーでビールをゴクリ。

これで気持ちも落ち着いたので（正しくは喉）、気分良くモーツァルトを楽しむことができそうだ。

8時15分、コンサートが始まった。

最初の曲は「ジュピター」だ。

とてもポピュラーな曲なので僕も知っているの、身を乗り出して聴き入ることができた。

2曲目から題名はわからなかったが、モーツァルトの軽快な演奏が続いた。

1時間程、演奏が続いて20分間の休憩タイムとなった。

もちろん足は真っ直ぐバーへ。

喉も乾いたので今度は白ワインだ。

妻はミネラルウォーターをリクエスト。



バーのある部屋は一気に人が押し寄せ、満員状態となったのでグラスを持ったまま、廊下へ。

ここも大勢の人が賑やかに笑ったり、何か真剣に話している。

さすがに一人で来ている人はいないようでカップル、夫婦同士のグループ、女性同士のグループ等々、多彩な顔ぶれだ。

「それに素敵なおホールで音の迫力が違うわね。それに貴方がよく寝なかったわね。」

よくわかっている妻の言葉だ。

コンサートの後半は、まるでミュージカルを見ているようなノリで、ホールは大いに盛り上がった。

指揮者が客席に向かって「ドイツから来られた方は？」すると、「ウォー」という声をあげて手が挙がる。

「Welcome to Vienna! As tonight will think out and is at deep night ウィーンへようこそ！今夜が思い出深い夜になりますように」

場内が拍手に包まれる。

「フランスから来られた方は？」「イタリアから…」「アメリカ…」次々と国名が。

日本が中々呼ばれないなあ。。

もし呼ばれなかったら自分から声を出そう！と心密かに誓う僕だった。

すると「Japan！」

待ってました！

「ハイ！」と声を張り上げて手を挙げる。

すると指揮者は「ハイ」とにこやかに返してくれた。

それを受けて周囲の観客から「ハイ

イ」と声が出て、ホール内が笑いに包まれた。

日本の後も次々と国名が呼ばれ、結局20カ国近くの国の人々がこのホールに座っていることになる訳だ。

小さな国連である。

コンサートは10時過ぎにエンディングとなり、そろそろと楽友協会ホールを出ると、玄関付近では、あちこちで記念撮影をしていた。

夜間照明に浮き上がる楽友協会の建物をバックにたくさんの笑顔が見える。

早速、僕らも記念撮影をすることにして、目の前にいた外国人夫婦のご主人らしき方に撮影をお願いした。

すると「OK！」とにこやかな返事が返って来て写真を撮ってくださいました。

それも撮る角度を変えたり、「もっと笑って！」「肩に手を回して！」次々とリクエストが。

僕らもそれに釣り込まれてモデル然として対応した。

「ありがとう！こんなにいろんなポーズで写真を撮られたのは初めてだ」とお礼を言い、「貴方たちも撮りましょうか？」と問いかけると「fine！」

彼のスマホを受け取って構えると、いきなり二人はキスをするではないか！

思わず「ワンドフル」と声が出てしまった。

撮り終わると奥さんが「貴方たちはどちらから？」「東京、日本からです」

するとご主人が「ハイ！」と声を出したので、「ハイ！」と快く返した。

彼らカップルはアメリカのニュージャージー州から旅行に来たそうで、昨日プラハからウィーンへやって来たとのこと。

「僕らは明後日にプラハへ向かいます。プラハはいかがでした？」と尋ねると

ご主人は「チェコビールはナンバーワン!」、奥さんは「カレル橋はファンタジック!」

お互いに「いい旅を!」と言って楽友協会ホールを後にした。

「楽しいコンサートをありがとう!」と妻が嬉しい言葉をかけてくれた。

いい旅になりそうだ。

そして、モーツァルトを満喫した僕と妻はウィーンを後に国際列車でお隣の国チェコの首都プラハに向かった。

プラハまでおよそ400km、オーストリア・チェコ版新幹線であるレイルジェットで約4時間の旅だ。

ウィーン中央駅を定刻11時に発って僕ら夫婦を乗せたレイルジェットは快適に走り出した。

贅沢にもファーストクラスとあって車内はゆったり、静かで快適である。



国際列車ファーストクラス

暫くするとチャーミングな女性スタッフが、おしぼりと共にオーダーを取りにやって来た。

もちろん、ビールをオーダーしたのは言うまでもない。



プラハへ向かう社内でのビール

車窓の風景は青々と、そして広々とした牧草や森林が広がる典型的なヨーロッパのそれだ。

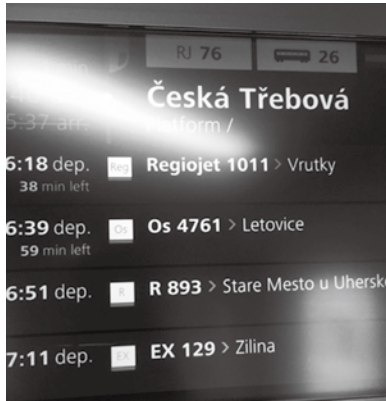


車窓からの風景

途中、いくつかの駅に止まったが、どれも小さな街の小さな駅だ。

嬉しいことにレイルジェットの車内には、行先案内のディスプレイがあり、

次の停車駅と到着予定時間が表示されていて便利。



国際列車の便利な行先表示板

ビールを飲みながら妻とウィーンでのエピソードを話している内に二人ともレイルジェットの心地よい揺れにいつの間にか夢の世界へ。

午後3時過ぎにプラハに到着。

地図で見るとホテルまではタクシーで行く距離ではなさそうだ。

プラハの駅前には緑が多く、公園のような風景が広がっていた。

僕ら二人はキャリーバッグをゴロゴロ引っ張ってホテルを目指した。

日本と違ってヨーロッパは石畳の道が多いので、キャリーバッグを引っ張るのは結構、力がいる。

妻が、そのか細い手で引っ張っているのを見かねて、「僕が2つ持つから」と言って妻のキャリーバッグを引っ張ったら「大丈夫、それくらい平気よ!」と言ってやんわり断られた。

ゴロゴロ押したり、引っ張ったりしながら20分、ようやく目指すホテルに到着。

部屋のカーテンを開けたらレンガ色の屋根越しにゴシック建築で有名なティーン教会の2本の尖塔が見える。



ホテルの窓越しに見えるティーン協会

一休みしようと思ったけど、早くそれを見に行きたくなり、ウズウズする好奇心満載の僕だ。

「もし疲れていなければ街をブラ歩きしない!？」

10分後、僕らはプラハブラ歩きのスタートを切った。

時刻は午後5時過ぎ、ヨーロッパの空はまだまだ明るいから嬉しい。

通りの両側は土産店が軒を連ねている。そして様々な人種、国籍の観光客が大勢歩いている。

聞こえてくる言葉で、もっとも多いのが甲高い中国語、次にドイツ語、それに韓国語だ。

時たま聞こえて来るのが英語、仏語、そしてスペイン語にイタリア語だ。

残念ながら我が日本の言葉は聞こえて来ない。

…自分の体験だけの印象だが10年以上前であれば、ヨーロッパに行くとき

本語がよく聞こえたものだ。まして中国語は皆無だった。

ホテルの部屋から見たティーン教会が面している旧市庁舎前広場に出た。

大勢の人で溢れている。

何やらイベントがあるのか、民族衣装をまとった老若男女があちらこちらに立っている。

広場の真ん中にステージが設けられていて、どうやらそこでダンスでもするらしい。

そして大勢の観光客で溢れている広場のそこかしこで大道芸人たちが様々な芸や着ぐるみ姿で愛想を振りまいている。

「すごいね！」と妻。

「スリも大勢いるから気を付けようね」と僕。

冷静さを失わない僕である!?

広場の雑踏を楽しんだり、旧市庁舎の塔に昇ってプラハの街を俯瞰したりしていたら、お腹も空いてきた。

「どこかで夕食しないか？」と僕。

「ビールを飲みたいんでしょう」と妻。

凶星である。さすが41年のキャリアだ。

という訳でブラ歩きを楽しみながら居心地の良さそうなレストランを物色する。

旧市庁舎前広場の先に小ぶりの広場があり、その真ん中に気持ちよさそうなレストランを見つけたので、入り口の受付台に陣取っているスタッフに「予約はないけど2人で食事がしたい」と告げると「申し訳ありません。今夜

は予約で満席です」とつれない返事。

このロケーション、雰囲気であれば、むべなるかなである。

せっかくのプラハでの最初のディナーである。

この青い空と行き交う人を眺めながらのディナーがいいし、それにこの空の下でチェコビールを味わいたいと、ひたすらどん欲に且つ意地汚くレストラン探しを始めた。

プラハの街は道も狭く、建物も4、5階の建物が殆どなため、見通しは良くない。だから地図を見ながら歩いても角を曲がると直ぐに現在地を見失ってしまう。

中々、これ!といったレストランが見つからない状態が続く。段々、本格的にお腹が空いてきた。

というより空腹である。

そんなときだった。

角を曲がると右手に教会、左手の小さな広場にはオープンレストランが数軒並んでいるではないか!

真ん中のレストランはイタリアンだが、お客も多い。

テーブルでは家族連れやカップルが美味しそうにパスタやピザを食べている。

よし、ここに決めた!ここにしよう!

生来の野生の勘が僕に伝えるのである。

愛想の良いウェイターがオーダーを取りに来た。

もちろんビールをオーダーし、パスタはペペロンチーノだ。

妻はミネラルウォーターにバジリコだ。  
期待に胸が膨らむ、ではなく腹が鳴る僕だった。

「けっこう歩いたね」  
「でも色とりどりのお店があって楽しいわ」

妻らしい言葉だ。  
ビールが運ばれてきた。  
ミネラルウォーターも一緒だ。  
「プラハを満喫しようね、乾杯！」  
空気が乾燥していることもあり、  
チェコビールが爽やかに喉を通る。  
「美味い！さすがだ！」



チェコビールに乾杯！

パスタが運ばれたときにビールを追加しよう、と心に誓った僕だった。  
ところがである。  
この後、悲劇が待っていたとは！  
程なくして運ばれてきたペペロンチーノを見たとき、「ん！？乾いているように見えるけど…」  
期待は見事に裏切られたのである。  
乾ききったパスタは、味も何もない単なる麺であり、唐辛子なんぞどこにも見当たらない。



驚愕的不味さのパスタ

一言で評すれば「不味い！」である。  
僕の顔色を見て妻が「どうしたの？  
美味しくないの？」

「うーん、ちょっと味見してみてくれない」

妻が訝し気に口に運んだ。

「これはひどいわね」

「だろう！キミのピザはどう？」

今度は僕が TESTING だ。

「これは普通だね」

周囲を見るとパスタを普通に食べているから不思議だ。

…ここでガタガタ言っても味は変わらないだろうな。僕一人ならクリームをつけるけど、妻まで嫌な思いをさせるのは止めておこう。ビールが旨いのでここは、大人の僕になろう。

妻のピザを仲良くシェアして、それでもビールの味を楽しみながらプラハでの過ごし方をアレコレ語り合った。

いつの間にか、陽が傾いて来た。

二度と来ないであろうレストランを

後に僕らは世界遺産のスポットであるカレル橋に向かった。

手にした地図はさっぱり役に立たず、目見当で歩く。

地図で見るとカレル橋は西の方角だから陽が沈む方角を目指せば、必ずあるはずだ。

「あなたの野生の勘を信頼してます」

さすが我が妻だ、よくわかっている。

凡そ20分は歩いたのだろうか、角を曲がるとカレル橋があった。

ドンピシャである。



カレル橋からプラハ城を仰ぎ見る

夕暮のカレル橋は期待以上の美しさで僕らを迎えてくれた。

ブルタバ川に架かる石造りのカレル橋の先にはプラハ城が見える。

これまでTVや雑誌で見た景色が目前に広がっている。

大勢の観光客が橋を渡っているのが見える。

僕らもそれに倣って橋を渡ることにした。

橋の欄干には彫像が連なっている。

彫像は全部で28体あり、フランシスコザビエルもあるとガイドブックに記

されていたことを思い出した。

橋の途中まで進んで、彫像の脇に程よいスペースがあったので、そこで旅ならではの記念撮影をすることにした。

さて、誰に声をかけて撮ってもらうか、橋を歩く人々に眼をやりながら物色。

若い女性たちのグループがやって来た。

この人たちに頼もう、そう決めた僕は迷わず声をかけた。

「Excuse me, could you take a picture ?」

すると返ってきた言葉は「Good !」嬉しい言葉だ。

旅は、ウィーンの楽友協会ホールでの米国人夫婦も同様に、一瞬の出会いが心を和ませ、思い出深いものになるからやめられない。

彼女たちに写真を撮ってもらい、しばらく僕らはカレル橋から茜色に染まったプラハ城を眺め続けた。

「結婚生活も旅を続けているようなものだね」僕。

「そうね、駆け足で進んだり、ゆっくり歩いたり、雨が降ったり、時には嵐があったり、二人で始まり、四人になり、そして二人に戻り、旅を続けていくのね」妻。

妻は続ける。

「いい旅にしましょうね！」

「そうだね、二人でいい旅をしよう！」と僕。

|      |             |        |
|------|-------------|--------|
| 製品名  | ホイールローダ 2機種 | キャタピラー |
| 発売年月 | 2018年 6月    |        |

### ■概要

キャタピラージャパン合同会社は、除雪、畜産、廃棄物処理、道路工事など幅広い現場で活躍するホイールローダ2機種を発売しました。

今回発売するCat 910M ホイールローダ（バケット容量1.3m<sup>3</sup>、運転質量7,110kg）、Cat 914M ホイールローダ（バケット容量1.6m<sup>3</sup>、運転質量8,050kg）は、それぞれCat 910K、Cat 914K ホイールローダのフルモデルチェンジ機で、オフロード法2014年基準に適合し、国土交通省低騒音型建設機械に指定されています。

### ■主な特長

#### 1. 新搭載のCat C4.4エンジン

- (1) オフロード法2014年基準適合の低回転・高トルク型Cat C4.4エンジンを新たに搭載、現行機のCat C3.8エンジンから排気量、トルクライズのアップにより、優れた動力性能と高い作業効率を發揮します。
- (2) アフタートリートメントには、ディーゼル酸化触媒（DOC）、尿素SCR（Selective Catalytic Reduction：選択式触媒還元）システムを搭載し、排ガス中のNOxを削減します。ディーゼルパーティキュレートフィルタ（DPF）を装着しないシステムのため、DPFの再生・メンテナンスが必要ありません。

#### 2. 燃料消費の低減

- (1) 気温やエンジン冷却水温などに応じてファンスピードを電子制御でコントロールし、燃料消費と騒音を低減するデマンドファンを標準装備しています。
- (2) 約5%の燃料消費を抑えることができるECOモードを搭載しています。軽負荷作業では、サイクルタイムを大きく落とすことなく、低燃費・低騒音運転が可能です。

#### 3. 優れた作業性能

- (1) 大きな開口と弓型サイドバーが特徴的なパフォーマンスシリーズバケットを標準装備し、優れた荷入り性能と荷こぼれ防止を実現し、生産性向上に貢献します。

(2) タイヤスリップが発生する軟弱地等で優れた走破性を發揮するディファレンシャルロックを標準装備しています。

(3) 牽引力や車両の加減速の調整など、作業現場に合わせた多様な設定が可能なキーパッドスイッチを搭載し、オペレーターの負担を大幅に軽減するとともに優れた作業性能を実現します。

#### 4. 安全で快適なオペレーター環境

- (1) ROPS（転倒時運転者保護構造）/FOPS（落下物保護構造）規格に対応したキャブを採用し、高い安全性を確保しています。
- (2) 車両の状態、警告表示が確認しやすい大型センタディスプレイを新たに採用し、優れた視認性と快適なオペレーター環境を実現します。
- (3) 作業時の視界を広げ安全性を高めるリアビューカメラ&モニターをオプション設定しています。

### ■問合せ先

キャタピラー  
 小型製品販売促進グループ  
 〒220-0012  
 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-7-1  
 TEL 045-682-3438



Cat® 910M ホイールローダ

### ■主な仕様

|             |                            | 910M         | 914M  |
|-------------|----------------------------|--------------|-------|
| 運転質量        | kg                         | 7,110        | 8,050 |
| 標準バケット容量    | m <sup>3</sup>             | 1.3          | 1.6   |
| 全長（バケット付）   | mm                         | 6,225        | 6,270 |
| 全幅（バケット付）   | mm                         | 2,320        | 2,400 |
| 全高（キャブ上端まで） | mm                         | 3,035        | 3,095 |
| 最高走行速度      | km/h                       | 34.0 (39.0*) | 39.0  |
| エンジン名称      | Cat C4.4 ディーゼルエンジン         |              |       |
| エンジン総行程容積   | ℓ                          | 4.4          |       |
| 定格出力/回転数    | kW/min <sup>-1</sup> (rpm) | 72/2,200     |       |
| ダンピングリーチ    | mm                         | 765          | 790   |
| ダンピングクリアランス | mm                         | 2,850        | 2,820 |

※高速・高けん引力仕様

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、毎号機種種を選び掲載しています。

|      |                       |          |
|------|-----------------------|----------|
| 製品名  | 新型超大型油圧ショベル EX-7 シリーズ | 日立建機株式会社 |
| 発売年月 | 2019年 4 月             |          |

### ■概要

日立建機株式会社は、超大型油圧ショベル EX-6シリーズからのフルモデルチェンジとなる EX-7シリーズの開発を進め、海外の鉱山向けに2019年4月から順次発売を開始します。

2008年1月に発売を開始した現行のEX-6シリーズは、安定した作業能力と信頼性に基づく高稼働率を維持し、世界中の鉱山業界のお客さまから高い評価をいただいています。

近年、鉱山業界では、増大する資源需要の市場動向に対応しながら、鉱山の安全性や生産性の向上、資源の掘削から加工、搬出、積み出しまで鉱山全体のサプライチェーンにおける効率化を果たすことがお客さまの課題となっています。

そのため、鉱山機械メーカーには、機械としての信頼性に加えて、ICTやIoT技術を活用した鉱山機械や鉱山管理システム、さらにはそれらを組み合わせたソリューションの提供が求められています。

EX-7シリーズは、機械に搭載した各種センサーからの情報を基に、お客さまへの定期的な稼働レポートの配信や、機械状態に応じた適切なメンテナンスやサービス部品の提供をタ

イムリーにすることを可能にし、お客さまの課題解決に貢献します。

また、EX-7シリーズのうちEX2600-7（運転質量258t）以上のクラスでは、カミンズ社製エンジンに加えて、MTU社製エンジンの選択が可能になります。現在、超大型油圧ショベルの排出ガス規制のある北米地域をはじめ、世界中のお客さまからの要望に応じたエンジンの選択が可能となります。

日立建機グループは、長年培ってきた建設機械の自社技術に加え、日立グループの強みであるICTや、制御およびIoTの技術を活用する「One Hitachi」の取り組みと、オープンイノベーションを通じて、お客さまの課題である「安全性向上」や「生産性向上」、「ライフサイクルコスト低減」に貢献していきます。

### ■問合せ先

日立建機株式会社

ブランド・コミュニケーション本部

広報戦略室 広報・IR部 広報グループ

〒110-0015 東京都台東区東上野2-16-1

電話：03-5826-8152



開発中の超大型油圧ショベルEX-7シリーズ（イメージ）

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。



|      |                          |          |
|------|--------------------------|----------|
| 製品名  | 新型SH120LC-7 マテリアルハンドリング機 | 住友建機株式会社 |
| 発売年月 | 2018年 7月                 |          |

### ■概要

住友建機株式会社は、特定特殊自動車排出ガス規制2014年基準に適合した、新型マテリアルハンドリング機SH120LC-7MH並びにSH120LC-7ECを発売しました。

マテリアルハンドリング機は油圧ショベルにグラップル（非鉄金属用）を装着することで、大量のスクラップを短時間に効率良く扱うことが出来る機械です。SH120-7をベースマシンとしたこの新型マテリアルハンドリング機は、旋回持上げ性能を10%向上させ、キャブは作業状態が見やすいようにエレベーター式に昇降し最適な作業ポジションを得られるほか、作業中も揺れを抑えるように設計されるなど、作業性能、安全性能を見直した最新の機能を搭載しています。

SH120LC-7MHはエレベーターキャブと、作業半径を長くするためのロングブームを採用、より遠くのものをつかむことが可能です。ECはエレベーターキャブを採用しています。

### ■主な特長

#### (1) 基本性能

- 作業性をあらゆる旋回持上げ性能を10%向上しました。
- 標準機に比べ作業半径を1000mm大きくし、より遠くまで作業可能です。

#### (2) 作業性能

- CAVIS（キャブアンチバイブレーションインテリジェントシステム）により、起動、停止時のショックを軽減しキャブの揺れを防止。オペレーターの疲労が軽減され作業性の向上に寄与します。

### ■主な仕様

|          |               | SH120LC-7MH<br>ロングブーム | SH120LC-7EC<br>標準ブーム |
|----------|---------------|-----------------------|----------------------|
| 運転質量     |               | kg                    | 16,200 <sup>*1</sup> |
| 定格出力     |               | kW/min <sup>-1</sup>  | 76.4/2,000           |
| 作業<br>範囲 | 最大作業半径        | mm                    | 8,100 <sup>*2</sup>  |
|          | 最大作業高さ        | mm                    | 9,220 <sup>*2</sup>  |
|          | 最大作業深さ        | mm                    | 2,430 <sup>*2</sup>  |
|          | アタッチメント最小旋回半径 | mm                    | 2,350                |
|          | 後端旋回半径        | mm                    | 2,170                |
| 寸法       | 全長            | mm                    | 8,130                |
|          | 全幅            | mm                    | 2,650                |
|          | 全高            | mm                    | 3,130                |
|          | シュー幅          | mm                    | 500                  |
|          | EV上昇量         | mm                    | 2,280                |

※1：運転質量はエンドアタッチメントを除きます

※2：作業範囲はアーム先端のピン位置となります

- 新システムの採用により、干渉防止停止距離を改善。これにより、従来機に比べ実作業範囲を最大900mm拡大しました。

#### (3) 安全性能

- 当社独自のFVM（フィールドビューモニター）を標準装備。270度の広角と上空からの俯瞰画像により安全確認が容易にできます。カメラは切替が可能で夜間も見やすいモニター画像を実現しています。
- キャブ干渉防止機能、エレベーターキャブ落下防止弁、エレベーターキャブ緊急降下装置、大型アンダービューミラーを標準装備し、安全性を強化しています。

### ■問合せ先

住友建機販売株式会社 営業企画部  
TEL 03-6737-2614



SH120LC-7MH

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

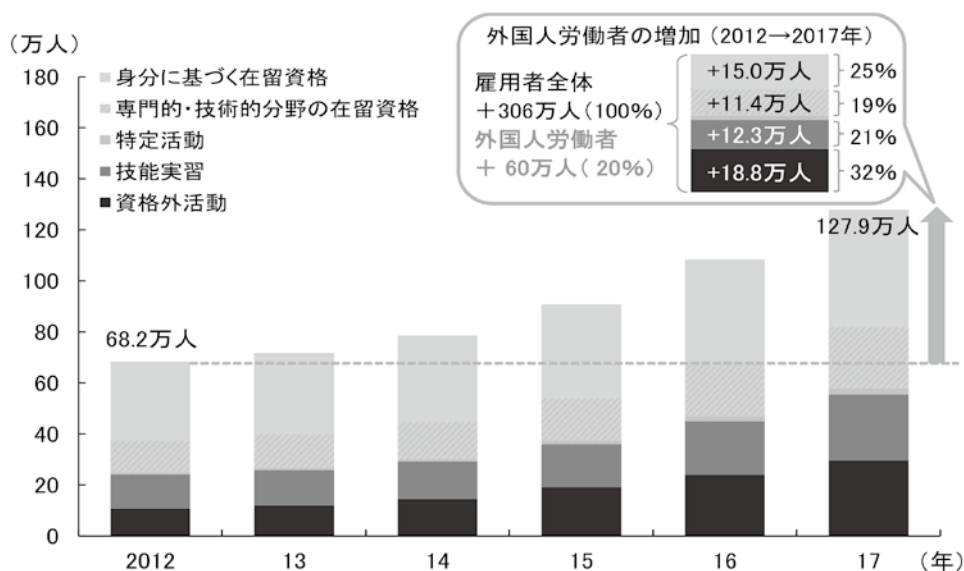
## 緊急レポート：骨太政策と外国人労働の重要性

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

政府は今年6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針）を決定した。これは第2次安倍政権で6度目の策定である。これまでの骨太方針は一貫して「デフレ脱却・経済再生」を希求してきたが、今回は、①財政分野への力点が大きく、②人づくり革命と生産性革命に係る点が多く、③外国人材受け入れ促進が取り込まれた点に特色がある。なかでも今回の柱は、①財政健全化計画の改訂、②外国人材受け入れのための新たな在留資格の創設にある。みずほ総合研究所は今回の骨太方針に関する緊急レポートを発表している<sup>1</sup>。下記の図表

は日本における外国人労働者数の推移である。2017年には127.9万人に達し、2012年からのアベノミクスの5年で約60万人増とおよそ倍近い規模に拡大している。技能実習や資格外活動（留学生のアルバイト等）といった「就労を目的としない」在留資格の外国人が増加したのが近年の特徴だ。この5年間における雇用者数の増加のうち、外国人労働者は2割を占め、その過半数は技能実習と資格外活動である。日本国内で人手不足が強まるなか、外国人材への期待が一層高まっている。

■図表1：日本における外国人労働者数の推移



(注) 各年10月末現在の外国人労働者数。

(資料) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出まとめ」よりみずほ総合研究所作成

次ページの図表2は各国の外国人労働者の割合を示すものである。日本の外国人労働者

の割合は、近年の急速な増加にも関わらず、主要先進国と比べて極めて低水準にある。

■図表 2：各国の外国人労働者の割合

|      | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 直近    |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 日本   | 0.3%  | 0.5%  | 1.0%  | 2.0%  |
| 米国   | 12.5% | 14.8% | 15.2% | 17.7% |
| 英国   | 7.9%  | 10.1% | 13.3% | 17.7% |
| ドイツ  | 17.7% | 15.5% | 14.1% | 17.6% |
| フランス | 10.9% | 10.5% | 11.4% | 11.8% |

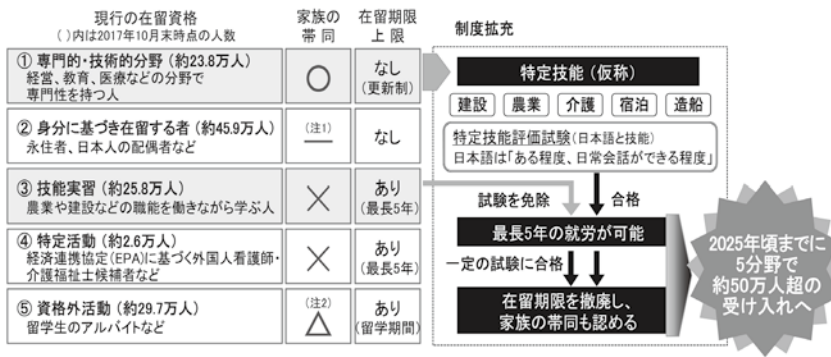
(注) 直近は、米国は2016年、日本と欧州は2017年の数値。欧州諸国についてはEU圏内からの労働者を含む。

(資料) 産業構造審議会総会（2018年5月29日）資料

先述のように、今回の骨太方針の特徴の一つは新たな在留資格の創設を明記した点にある。下記の図表3は新たな在留資格の概要と効果を示したものである。新資格「特定技能」（仮称）は、労働力不足の深刻な5業種（建設、農業、介護、宿泊、造船）など<sup>2</sup>を対象に、従来よりもハードルを下げた

試験により、最長5年の就労を可能にするものである。技能実習（最長5年）を終えた外国人の場合、試験が免除され最長10年の在留が認められる。この新資格を通じて、政府は2025年頃までに約50万人超の外国人受け入れを見込んでいる。

■図表 3：新たな在留資格の概要と効果



(注) 1. 永住者の配偶者や子は一定条件の下で基本的に永住許可が得られる。

2. 家族の扶養が困難な場合は帯同不可。

(資料) 各種報道等よりみずほ総合研究所作成

総務省が7月11日に発表した人口調査で、日本の総人口は前年から37.4万人減少し、減少幅は現行調査開始以降、最大となった。一方で外国人は高い伸び率を示し、17.4万人の増加となっている。日本の人口対策に

は、外国人を底上げしていくのが最も現実的な対応であり、こうした観点から今回の骨太方針に示された外国人労働者の受け入れ拡大は、日本の労働市場における歴史的に重要な第一歩とみていいたいだろう。

- 1 「骨太方針2018にみる今後の財政再建と外国人材の活用」(みずほ総合研究所『緊急レポート』2018年7月9日)
- 2 政府は新たな在留資格の対象業種を一部の製造業にも拡大する方向で検討を始めており、今年7月12日には経済産業省が「製造業における外国人材受け入れに向けた説明会」を開催した。

2018. 7. 26 高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

## 『キーワードで読み解く地方創生』、 重要な地産外商と地域商社

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

このたび岩波書店より『キーワードで読み解く地方創生』を刊行した\*。UIJターン、日本版CCRC、コンパクトシティ、スマートシティ、これらはどれも過去に政府が行ってきた地方対策のメニューである。今日、政府は地方創生を合言葉に、地方圏の人口減少に歯止めをかけることを模索している。一方、現実には、日本の人口は2008年をピークに既に減少に転じており、2100年には日本の人口は5,000万人になるとされる。また、地方創生の掛け声にもかかわらず東京一極集中が着実に進んでいる現実がある。さらに、東京には若者や女性が集まり、地方では高齢化が進むという二重の格差も着実に進行している。今後も、東京を中心とした人口がそう減少しないとすれば、地方で大幅な人口の減少が生じることになる。当社はこうした現実を直視するところから、初めて建設的な議論が始まると考えた。今回、都道府県数と同じ47のキーワードを手掛かりにできるだけ幅広く、また定量的な視点から地方の実態を浮き彫りにしようとした。

単に人口を増やそうとしても困難であり、持続可能性があるもの、また地方独自のビジネスモデルとなるものを掴もうとした。

これまで、ともすると地方創生は政治的な要請に強く影響されてきた。今日、政治的に地方を重視すること、地方の人口を増加させることが是とされる空気があるのは確かだ。一方、現実には21世紀においては成長エンジンとしての大都市の役割がグローバルに高くなっており、都心回帰は21世紀の大都市を変えている面もある。巨大な人口集積を活かした第3次産業が集まって世界レベルで都市間競争が生じている。こうした実態と、政治的要請からの地方への視点とはかい離があるのが実情だ。そうしたなか、本書では地方の「実相」を様々な角度から描くことにした。そして、できるだけデータも踏まえたなかで、47の視点からできる限り地方の実態に幅広くフォーカスし、今日の地方の状況が浮き彫りになるようにした。

下記が本書における47のキーワードである。

■図表1：47のキーワード

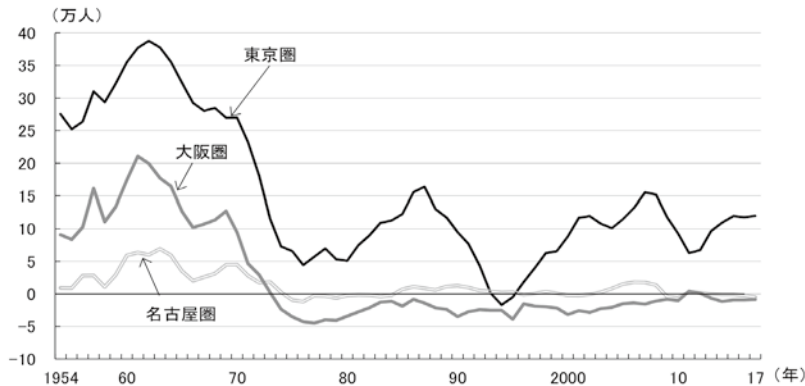
|               |                  |                |                |
|---------------|------------------|----------------|----------------|
| 1 東京一極集中      | 13 地方分権改革        | 25 コンパクトシティ    | 37 インバウンド      |
| 2 高齢化         | 14 地方創生関係交付金     | 26 日本版CCRC     | 38 コト消費        |
| 3 都心回帰        | 15 コンセプション       | 27 スマートシティ     | 39 クルーズ船       |
| 4 都市のスポンジ化    | 16 ふるさと納税        | 28 立地適正化計画     | 40 キッズウィーク     |
| 5 消滅可能性都市     | 17 大阪都構想         | 29 シェアリングエコノミー | 41 観光のICT化     |
| 6 UIJターン      | 18 町村総会          | 30 大都市の再開発     | 42 IR(統合型リゾート) |
| 7 まち・ひと・しごと創生 | 19 産業集積・企業城下町    | 31 地域商社        | 43 6次産業化       |
| 8 地方人口ビジョン    | 20 地域未来投資促進法     | 32 世界遺産・日本遺産   | 44 企業の農業参入     |
| 9 国家戦略特区      | 21 地域クラスター       | 33 ご当地キャラ      | 45 観光農業        |
| 10 政府機関の地方移転  | 22 地域中核企業活性化ファンド | 34 クルーズトレイン    | 46 農産物輸出       |
| 11 小さな拠点      | 23 ビジネス・インキュベータ  | 35 聖地巡礼        | 47 ジビエ         |
| 12 日本版DMO     | 24 ローカルベンチマーク    | 36 ガーデン・ツーリズム  |                |

(資料) みずほ総合研究所作成

下記の図表2は三大都市圏の転入超過数の推移である。1970年代初頭までの高度経済成長期には、東京圏、大阪圏、名古屋圏への大幅な転入超過が続いた。この時期は、地方の第1次産業から大都市の第2次産業へ産業の中心が移った影響が大きい。その後、東京圏への一極集中が進む状況にある

が、その背景には経済のサービス化で東京圏に新たな産業が集積した点がある。さらに、バブル崩壊後も東京への人口集中が続き、東京は戦後3回目の人口集中期を迎えている。それは、従来ながらの公共投資・工場誘致の限界を示している。

■図表2：三大都市圏の転入超過数

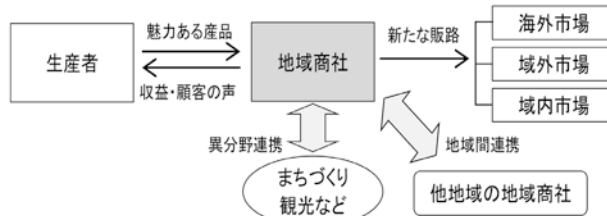


(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」(各年版)よりみずほ総合研究所作成

今回、地方活性化で注目したのは、地域の活性化に企業の発想を活用する「地域商社」の役割りである。地方では公共投資や工場誘致といった外からの経済活性化策が限界にきており、今日必要なのは、地域資源を活用した産業を自ら起こし、商品やサービスを域外に販売して儲ける「地産外商」である。下記の図表3は地域商社の活動の

概況を示したものだ。筆者は日本の地域金融機関の戦略としても「地域商社」的活動の重要性を議論しているが、地域経済の活性化のカギを握るのは、結局、企業の力を活用して地域の収益性や潜在力を高めることにあると考えている。それは、実業でも金融でも同様に重要な視点であると考えている。

■図表3：地域商社の活動の概況



(資料) まち・ひと・しごと創生本部「プロフェッショナル人材事業等について：モデル的な事業に関する参考資料」(地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会、2017年)よりみずほ総合研究所作成

※ 『キーワードで読み解く地方創生』(みずほ総合研究所編 岩波書店 2018年7月)  
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/book/180725.html>

2018. 8. 20 高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

# 建 荷 協 の 動 き

(平成30年6月1日～平成30年7月31日)

## 常設委員会

### 平成30年度第2回広報委員会

月 日：平成30年7月13日（金）

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 前回議事録の確認（2018.5.18：平成30年度第1回）
2. 機関誌主要計画の検討（237号9月号～239号1月号）
3. 製品紹介（237号掲載分，他在庫）
4. イラスト災害事例の検討（237号掲載用初回案）
5. 平成30年度特自検強調月間広告について
6. 2019年版年間ポスター制作について
7. 特自検PR用品の制作について

8. 平成30年度工場取材見学会について
9. 平成30年広報委員会開催スケジュールについて
10. 平成30年度広報委員会名簿
11. その他

### 会員入会状況

平成30年6月1日から平成30年7月31日までの会員の入会状況は次のとおりである。

| 種別          | 対象業種別    | 会 員 数 (社)       |                             |                 |
|-------------|----------|-----------------|-----------------------------|-----------------|
|             |          | 平成30年5月末<br>会員数 | 平成30年6月1日～<br>平成30年7月31日間異動 | 平成30年7月末<br>会員数 |
| 正<br>会<br>員 | 製造業      | 27              |                             | 27              |
|             | 建設業      | 288             | 1                           | 289             |
|             | 荷役業      | 84              | 1                           | 85              |
|             | 製造工業等    | 46              |                             | 46              |
|             | リース・レンタル | 649             | 3                           | 652             |
|             | 検査・整備業   | 2,940           | 3                           | 2,934           |
|             | その他業種    | 186             | 9                           | 185             |
| 賛 助 会 員     | 15       |                 | 15                          |                 |
| 総 数         | 4,235    | 8               | 4,233                       |                 |

### 新入会員名簿

| 会員番号  | 名 称                       | 〒        | 所在地                | 電話番号         |
|-------|---------------------------|----------|--------------------|--------------|
| 30863 | (株)片山組                    | 853-0013 | 長崎県五島市上大津町410-3    | 0959-72-6077 |
| 40268 | キャリムエンジニアリング(株)九州支店 門司事業所 | 801-0804 | 福岡県北九州市門司区田野浦海岸9-2 | 093-322-2500 |
| 60223 | (株)TSユニオン松戸機材センター         | 104-0043 | 東京都中央区湊2-12-11     | 03-6262-3968 |
| 61221 | (株)カナモト松山営業所              | 791-8067 | 愛媛県松山市古三津四丁目600-2  | 089-908-9775 |
| 61222 | (株)ハヤシエンタープライズ            | 121-0824 | 東京都足立区西伊興3-15-2    | 03-3897-3506 |
| 76203 | (株)JA常陸エネルギーライフ里美サービスセンター | 311-0505 | 茨城県常陸太田市大中町1494-2  | 0294-82-2196 |
| 76204 | (株)鴨島フォークリフトセンター          | 776-0010 | 徳島県吉野川市鴨島町鴨島640番6号 | 0883-25-9002 |
| 76205 | 神田産業(株)                   | 022-0006 | 岩手県大船渡市立根町字堀ノ内24-1 | 0192-27-6000 |

## 平成30年度 支部別検査者の研修・教育の予定表

平成30年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表1・2及び3のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

### 1. 特定自主検査者資格取得研修 (別表1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

### 2. 特定自主検査者能力向上教育 (別表2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術の進展に対応した技術、知識を付与することを目的とした教育です。

### 3. 実務研修及び安全教育（別表3）

- 実務研修「記録表作成コース」  
他の法令で資格を取得された方（建

設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

#### • 実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

#### • 実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について実習を通して研修します。

#### • 安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧シヨベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにシヨベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表1）

(H30.08.01現在)

| 地区       | 支部              | フォークリフト     |             |            | 車両系建設機械           |  |  |
|----------|-----------------|-------------|-------------|------------|-------------------|--|--|
|          |                 |             |             |            | 整地・運搬・積込・掘削・解体用機械 |  |  |
| 北海道・東北地区 | 北海道             |             |             |            | 9/5～7 EF          |  |  |
|          | 青森              | 9/21～22 EF  |             |            | 10/12～13 EF       |  |  |
|          | 岩手              | 10/23～25 EF |             |            |                   |  |  |
|          | 宮城              | 8/24～25 EF  |             |            |                   |  |  |
|          | 秋田              | 2/1～2 EF    |             |            |                   |  |  |
|          | 山形<br>福島        |             |             |            |                   |  |  |
| 関東地区     | 茨城              | 4/5～6 EF    |             |            | 5/9～10 EF         |  |  |
|          | 栃木              | 4/7～8 EF    |             |            | 4/19～20 EF        |  |  |
|          | 群馬              | 10/19～20 EF |             |            |                   |  |  |
|          | 埼玉              | 8/22～24 EF  | 1/16～18 EF  |            | 2/6～8 EF          |  |  |
|          | 千葉              | 4/5～7 EF    | 9/13～15 EF  |            | 7/3～5 EF          |  |  |
|          | 東京              | 7/19～21 EF  | 10/18～20 EF |            |                   |  |  |
|          | 神奈川             | 7/12～14 EF  | 11/15～17 EF |            | 8/29～31 EF        |  |  |
| 中部地区     | 新潟              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 富山              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 石川              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 福井              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 山梨              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 長野              | 11/6～8 EF   |             |            |                   |  |  |
|          | 岐阜              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 静岡              | 6/16～17 EF  |             |            | 4/21～22 EF        |  |  |
|          | 愛知              | 3/7～9 EF    |             |            | 3/12～14 EF        |  |  |
| 三重       | 10/19～21 EF     |             |             | 9/28～30 EF |                   |  |  |
| 近畿地区     | 滋賀              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 京都              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 大阪              | 2/18～24 EF  |             |            |                   |  |  |
|          | 兵庫              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 奈良<br>和歌山       |             |             |            |                   |  |  |
| 中国地区     | 鳥取              | 9/12～14 F   |             |            |                   |  |  |
|          | 島根              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 岡山              | 8/30～31 EF  |             |            | 6/28～29 EF        |  |  |
|          | 広島              |             |             |            | 10/11～12 EF       |  |  |
| 四国地区     | 山口              | 4/20～21 EF  |             |            | 11/16～17 EF       |  |  |
|          | 徳島              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 香川              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 愛媛              |             |             |            | 7/27～28 EF        |  |  |
|          | 高知              |             |             |            | 9/7～8 EF          |  |  |
| 九州・沖縄地区  | 福岡              | 9/13～15 EF  |             |            | 7/12～13 EF        |  |  |
|          | 佐賀              | 10/10～11 EF |             |            | 6/5～6 EF          |  |  |
|          | 長崎              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 熊本              |             |             |            | 10/27～28 EF       |  |  |
|          | 大分              |             |             |            |                   |  |  |
|          | 宮崎<br>鹿児島<br>沖縄 |             |             |            |                   |  |  |

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。



## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

(H30.08.01現在)

| 地区       | 支部  | 車両系建設機械 |         |           | 高所作業車    |    |            |    |
|----------|-----|---------|---------|-----------|----------|----|------------|----|
|          |     | 基礎工専用   | 締固め用    | コンクリート打設用 |          |    |            |    |
| 北海道・東北地区 | 北海道 |         |         |           | 10/19～20 | EF |            |    |
|          | 青森  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 岩手  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 宮城  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 秋田  | 8/24～26 | EF      |           |          |    |            |    |
|          | 山形  |         |         |           |          |    |            |    |
| 関東地区     | 福島  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 茨城  |         | 1/28～29 | EF        | 9/6～7    | EF |            |    |
|          | 栃木  |         |         | 7/20～21   | EF       |    |            |    |
|          | 群馬  |         |         |           | 9/12～13  | EF |            |    |
|          | 埼玉  |         | 6/19～21 | EF        | 1/30～2/1 | EF |            |    |
|          | 千葉  | 8/28～30 | EF      |           | 7/24～26  | EF |            |    |
|          | 東京  |         |         |           | 6/21～23  | EF | 9/13～15    | EF |
| 中部地区     | 神奈川 |         | 6/27～29 | EF        | 3/7～9    | EF |            |    |
|          | 新潟  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 富山  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 石川  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 福井  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 山梨  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 長野  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 岐阜  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 静岡  |         |         |           | 9/8～9    | EF |            |    |
| 近畿地区     | 愛知  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 三重  |         |         |           | 11/2～4   | EF |            |    |
|          | 滋賀  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 京都  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 大阪  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 兵庫  |         |         |           |          |    |            |    |
| 中国地区     | 奈良  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 和歌山 |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 鳥取  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 島根  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 岡山  |         |         |           |          |    |            |    |
| 四国地区     | 広島  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 山口  |         | 7/19～21 | F         | 6/7～6/9  | F  |            |    |
|          | 徳島  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 香川  |         |         |           |          |    |            |    |
| 九州・沖縄地区  | 愛媛  |         |         |           | 5/25～26  | EF |            |    |
|          | 高知  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 福岡  | 8/3～5   | EF      |           | 11/16～18 | EF | 11/30～12/2 | EF |
|          | 佐賀  |         | 7/3～4   | EF        |          |    |            |    |
|          | 長崎  |         |         | 7/28～29   |          |    |            |    |
|          | 熊本  |         |         |           |          |    |            |    |
|          | 大分  |         |         |           |          |    |            |    |
| 宮崎       |     |         |         |           |          |    |            |    |
| 鹿児島      |     |         |         |           |          |    |            |    |
| 沖縄       |     |         |         |           |          |    |            |    |

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H30.08.01現在)

| 地区       | 支部    | フォークリフト   |      |          |      | 車両系建設機械           |         |            |     |       |   |
|----------|-------|-----------|------|----------|------|-------------------|---------|------------|-----|-------|---|
|          |       |           |      |          |      | 整地・運搬・積込・掘削・解体用機械 |         |            |     |       |   |
| 北海道・東北地区 | 北海道   | 6/20~22   | BCD  | 8/22~24  | BCD  | 9/10~14           | A       | 6/13~15    | BC  | 7/2~6 | A |
|          | 青森    | 6/6~10    | ABCD |          |      |                   |         | 6/28~30    | BC  |       |   |
|          | 岩手    | 6/27~29   | BC   | 12/17~21 | ABC  |                   |         | 7/23~27    | ABC |       |   |
|          | 宮城    | 6/6~10    | ABC  |          |      |                   |         | 5/23~27    | ABC |       |   |
|          | 秋田    | 7/25~29   | ABC  |          |      |                   |         | 7/25~29    | ABC |       |   |
|          | 山形    | 10/23~25  | BC   |          |      |                   |         | 8/29~31    | BC  |       |   |
|          | 福島    | 7/24~28   | ABC  |          |      |                   |         | 9/6~8      | BC  |       |   |
| 関東地区     | 茨城    | 6/11~15   | ABC  |          |      |                   |         | 7/2~6      | ABC |       |   |
|          | 栃木    | 7/4~8     | ABC  |          |      |                   |         | 9/10~14    | ABC |       |   |
|          | 群馬    | 7/13~15   | BCD  |          |      |                   |         | 9/7~9      | BC  |       |   |
|          | 埼玉    | 7/23~27   | ABCD | 3/11~15  | ABCD |                   |         | 12/3~7     | ABC |       |   |
|          | 千葉    | 6/21~23   | BC   | 12/6~8   | BC   |                   |         | 3/5~7      | BC  |       |   |
|          | 東京    | 6/13~17   | ABC  |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 神奈川   | 6/14~16   | BCD  | 10/25~27 | BC   |                   |         | 8/21~23    | BC  |       |   |
| 中部地区     | 新潟    | 6/7~9     | BCD  | 7/5~7    | BCD  |                   |         | 7/19~21    | BC  |       |   |
|          | 富山    | 9/26~28   | BC   |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 石川    | 6/22~24   | BC   |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 福井    | 6/14~17   | BC   |          |      |                   |         | 5/24~26    | BC  |       |   |
|          | 山梨    |           |      |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 長野    | 6/27~29   | BCD  |          |      |                   |         | 9/3~5      | BC  |       |   |
|          | 岐阜    | 9/26~28   | BC   |          |      |                   |         | 5/28~6/1   | ABC |       |   |
|          | 静岡    | 6/6~10    | AB   | 9/13~17  | ABC  |                   |         | 5/18~27    | BC  |       |   |
|          | 愛知    | 6/7~9     | BCD  | 9/20~24  | ABC  |                   |         | 9/26~28    | BC  |       |   |
| 三重       | 9/7~9 | BC        |      |          |      |                   | 5/23~27 | ABC        |     |       |   |
| 近畿地区     | 滋賀    | 2/20~22   | BCD  |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 京都    | 9/6~8     | BC   |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 大阪    | 5/21~27   | ABCD | 10/22~28 | BC   |                   |         | 6/4~9      | BC  |       |   |
|          | 兵庫    | 7/12~21   | BC   |          |      |                   |         | 9/6~8      | BC  |       |   |
|          | 奈良    | 9/13~16   | BC   |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 和歌山   |           |      |          |      |                   |         | 6/28~30    | BC  |       |   |
| 中国地区     | 鳥取    | 9/12~14   | BC   |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 島根    | 7/4~6     | BC   |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 岡山    | 6/4~8     | ABC  | 3/18~20  | BC   |                   |         | 10/29~11/2 | ABC |       |   |
|          | 広島    | 11/8~10   | BC   |          |      |                   |         | 10/15~19   | ABC |       |   |
|          | 山口    | 9/13~15   | BC   |          |      |                   |         | 5/16~20    | ABC |       |   |
| 四国地区     | 徳島    |           |      |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 香川    |           |      |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 愛媛    | 6/14~16   | BCD  |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 高知    |           |      |          |      |                   |         |            |     |       |   |
| 九州・沖縄地区  | 福岡    | 6/20~24   | ABCD | 1/17~19  | BCD  |                   |         |            |     |       |   |
|          | 佐賀    | 2/5~7     | BC   |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 長崎    | 6/20~24   | ABC  |          |      |                   |         |            |     |       |   |
|          | 熊本    | 7/14~7/22 | ABC  |          |      |                   |         | 2/1~10     | ABC |       |   |
|          | 大分    | 6/15~24   | ABC  |          |      |                   |         | 8/22~26    | ABC |       |   |
|          | 宮崎    | 9/12~16   | ABC  |          |      |                   |         | 7/18~22    | ABC |       |   |
|          | 鹿児島   | 10/24~28  | ABC  |          |      |                   |         | 7/11~15    | ABC |       |   |
| 沖縄       | 7/4~8 | ABC       |      |          |      |                   | 6/13~17 | ABC        |     |       |   |

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 平成30年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表1）

(H30.08.01現在)

| 地区       | 支部  | 車両系建設機械      |             |              | 高所作業車        |             |
|----------|-----|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
|          |     | 基礎工専用        | 締固め用        | コンクリート打設用    |              |             |
| 北海道・東北地区 | 北海道 |              |             |              | 5/23～25 BC   | 7/18～20 BC  |
|          | 青森  |              | 8/23～25 BC  |              | 7/26～28 BC   |             |
|          | 岩手  |              |             |              | 9/12～14 BC   |             |
|          | 宮城  |              |             |              | 7/19～23 ABC  |             |
|          | 秋田  | 8/24～26 BC   |             |              | 4/10～12 BC   |             |
|          | 山形  |              |             |              | 5/23～25 BC   |             |
|          | 福島  |              |             |              | 10/11～13 BC  |             |
| 関東地区     | 茨城  |              | 1/21～23 BC  |              | 10/9～11 BC   |             |
|          | 栃木  |              |             | 10/21～25 ABC | 8/28～30 BC   |             |
|          | 群馬  |              |             |              | 6/19～21 BC   |             |
|          | 埼玉  | 10/22～26 ABC | 6/18～22 ABC |              | 2/18～22 ABC  |             |
|          | 千葉  | 2/5～7 BC     |             |              | 9/25～27 BC   |             |
|          | 東京  |              |             |              | 11/8～10 BC   |             |
|          | 神奈川 |              | 11/27～29 BC |              | 1/17～19 BC   |             |
| 中部地区     | 新潟  |              |             |              | 6/21～23 BC   |             |
|          | 富山  |              |             |              | 6/21～23 BC   |             |
|          | 石川  |              |             |              | 5/11～13 BC   |             |
|          | 福井  |              |             |              | 9/6～8 BC     |             |
|          | 山梨  |              |             |              |              |             |
|          | 長野  |              |             |              | 6/13～15 BC   |             |
|          | 岐阜  |              |             |              | 6/27～29 BC   |             |
|          | 静岡  |              |             |              | 10/12～14 BC  |             |
|          | 愛知  |              | 7/24～26 BC  |              | 6/1～3 BC     | 11/9～11 BC  |
| 近畿地区     | 三重  |              | 6/22～24 BC  |              | 7/20～22 BC   |             |
|          | 滋賀  |              |             |              |              |             |
|          | 京都  |              |             |              |              |             |
|          | 大阪  |              |             |              | 9/3～7 ABC    |             |
|          | 兵庫  |              |             | 10/22～26 ABC | 3/7～9 BC     |             |
|          | 奈良  |              |             |              |              |             |
| 中国地区     | 和歌山 |              |             |              |              |             |
|          | 鳥取  |              |             |              |              |             |
|          | 島根  |              |             |              |              |             |
|          | 岡山  |              | 12/3～5 BC   |              | 7/12～14 BC   | 2/18～22 ABC |
|          | 広島  |              |             |              | 9/13～15 BC   |             |
| 四国地区     | 山口  |              | 7/19～21 BC  |              | 6/7～9 BC     |             |
|          | 徳島  |              |             |              |              |             |
|          | 香川  |              |             |              |              |             |
|          | 愛媛  |              |             |              | 10/11～13 BC  |             |
|          | 高知  |              |             |              |              |             |
| 九州・沖縄地区  | 福岡  |              |             |              | 10/17～21 ABC |             |
|          | 佐賀  |              |             |              | 8/1～3 BC     |             |
|          | 長崎  |              |             | 5/23～27 ABC  |              |             |
|          | 熊本  |              |             |              |              |             |
|          | 大分  |              | 9/21～23 BC  |              | 10/12～14 BC  |             |
|          | 宮崎  | 1/12～14 BC   |             |              | 10/11～13 BC  |             |
|          | 鹿児島 |              |             |              | 5/30～6/3 ABC |             |
| 沖縄       |     | 1/30～2/3 ABC |             | 10/24～28 ABC |              |             |

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 平成30年度 特定自主検査能力向上教育予定表 (別表2)

(H30.08.01現在)

| 地区       | 支部   | フォークリフト |       |      |  |       |       | 車両系建設機械           |       |      |            | 高所作業車 |      |            |                 |
|----------|------|---------|-------|------|--|-------|-------|-------------------|-------|------|------------|-------|------|------------|-----------------|
|          |      |         |       |      |  |       |       | 整地・運搬・積込・掘削・解体用機械 |       |      | 基礎工<br>用機械 |       |      | 締固め用<br>機械 | コンクリート<br>打設用機械 |
| 北海道・東北地区 | 北海道  | 6/26    |       |      |  |       | 6/25  | 7/26              |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 青森   | 5/9     |       |      |  |       | 5/30  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 岩手   | 7/11    |       |      |  |       | 9/19  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 宮城   | 10/12   |       |      |  |       | 6/23  |                   |       |      |            |       |      | 8/4        |                 |
|          | 秋田   | 2/13    |       |      |  |       | 7/18  |                   |       |      | 4/24       |       |      |            |                 |
|          | 山形   | 8/8     |       |      |  |       | 6/14  |                   |       |      |            |       |      | 7/31       |                 |
|          | 福島   | 6/12    | 10/19 |      |  |       | 6/21  | 10/18             |       |      | 8/8        |       |      | 6/26       |                 |
| 関東地区     | 茨城   | 4/26    | 12/12 |      |  |       | 5/23  | 2/5               |       | 7/25 |            |       |      | 9/5        |                 |
|          | 栃木   | 6/6     |       |      |  |       | 6/22  |                   |       |      | 6/17       |       |      | 12/11      |                 |
|          | 群馬   | 10/18   |       |      |  |       | 4/25  | 10/10             |       |      |            |       |      | 9/21       |                 |
|          | 埼玉   | 6/13    | 10/11 |      |  |       | 9/5   | 3/6               |       | 11/7 | 3/1        |       |      | 5/16       |                 |
|          | 千葉   | 6/12    |       |      |  |       | 6/27  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 東京   | 9/5     |       |      |  |       |       |                   |       |      |            |       |      | 10/24      |                 |
|          | 神奈川  | 2/1     |       |      |  |       | 7/20  |                   |       |      | 11/21      |       |      |            |                 |
| 中部地区     | 新潟   | 8/22    |       |      |  |       | 9/5   |                   |       |      |            |       |      | 9/12       |                 |
|          | 富山   | 7/4     |       |      |  |       | 8/21  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 石川   |         |       |      |  |       | 8/29  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 福井   | 6/5     |       |      |  |       | 5/15  |                   |       |      |            |       |      | 8/28       |                 |
|          | 山梨   | 7/18    |       |      |  |       | 6/27  |                   | 9/26  |      |            |       |      |            |                 |
|          | 長野   | 10/2    |       |      |  |       | 7/12  |                   |       | 7/26 |            |       |      | 10/17      |                 |
|          | 岐阜   | 2/6     |       |      |  |       | 6/18  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 静岡   | 1/26    |       |      |  |       | 8/4   |                   |       |      | 5/26       |       |      | 6/2        |                 |
|          | 愛知   | 7/18    | 8/30  |      |  |       | 7/12  |                   |       | 7/20 |            |       |      | 7/3        |                 |
| 三重       | 9/5  |         |       |      |  | 5/9   |       |                   |       |      |            |       | 8/8  |            |                 |
| 近畿地区     | 滋賀   |         |       |      |  |       | 7/19  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 京都   | 9/26    |       |      |  |       | 8/2   |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 大阪   | 1/21    |       |      |  |       |       |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 兵庫   | 6/14    | 10/18 |      |  |       | 6/15  | 8/28              |       |      | 10/12      |       |      | 2/21       |                 |
|          | 和歌山  | 10/27   |       |      |  |       |       |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
| 中国地区     | 鳥取   |         |       |      |  |       | 11/22 |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 島根   |         |       |      |  |       |       |                   |       |      |            |       |      | 1/23       |                 |
|          | 岡山   | 9/7     | 10/10 |      |  |       | 9/21  | 11/9              | 11/19 |      |            |       |      |            |                 |
|          | 広島   | 7/5     | 7/12  | 7/19 |  |       | 6/13  | 6/20              | 6/27  |      |            |       |      | 7/3        | 7/17            |
|          | 山口   | 10/27   |       |      |  |       | 10/13 |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
| 四国地区     | 徳島   | 11中旬    |       |      |  |       |       |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 香川   |         |       |      |  |       | 9/29  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 愛媛   | 7/21    |       |      |  |       | 8/25  |                   |       |      |            |       |      | 10/20      |                 |
|          | 高知   |         |       |      |  |       | 9/20  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
| 九州・沖縄地区  | 福岡   |         |       |      |  |       | 2/8   |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 佐賀   | 11/22   |       |      |  |       | 11/22 |                   |       | 9/14 |            |       |      | 9/14       |                 |
|          | 長崎   | 7/5     | 2/27  | 3/13 |  |       | 7/4   | 10/30             | 11/7  |      |            |       |      |            |                 |
|          | 熊本   | 9/15    |       |      |  |       | 1/19  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 大分   | 11/17   |       |      |  |       | 10/27 |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 宮崎   | 7/14    |       |      |  |       | 7/6   |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
|          | 鹿児島  | 9/8     |       |      |  |       | 8/18  |                   |       |      |            |       |      |            |                 |
| 沖縄       | 1/18 |         |       |      |  | 12/14 |       |                   |       | 6/29 |            |       | 8/17 |            |                 |

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

## 平成30年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表3)

(H30.08.01現在)

| 地区       | 支部    | 実務研修     |       |       |       |       |      |                       |      | 安全教育        |                |       |               |       |  |
|----------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|------|-----------------------|------|-------------|----------------|-------|---------------|-------|--|
|          |       | 記録表作成コース |       |       |       |       |      | 月次定期自主検査<br>(フォークリフト) |      | 業務点検<br>コース | 建機付属<br>クレーン部分 |       | ショベル<br>ローダー等 |       |  |
|          |       | 座学       |       |       | 実技    |       |      | 座学                    | 実技   |             |                |       |               |       |  |
| 北海道・東北地区 | 北海道   | 11/9     |       |       |       |       |      |                       |      |             |                | 7/24  |               | 7/23  |  |
|          | 青森    | 11/3     | 11/14 |       |       |       |      |                       |      |             | 8/29           | 3/9   | 3/19          |       |  |
|          | 岩手    | 8/7      | 10/12 | 11/16 | 6/20  | 8/24  |      |                       |      | 6/8         |                | 11/6  |               |       |  |
|          | 宮城    | 4/21     | 9/14  |       |       |       |      |                       |      |             |                | 11/17 |               |       |  |
|          | 秋田    | 6/13     | 1/29  |       |       |       |      |                       |      |             |                | 5/22  |               |       |  |
|          | 山形    | 9/6      | 9/21  |       |       |       |      |                       | 5/10 | 6/20        |                | 7/11  |               |       |  |
|          | 福島    | 6/7      | 8/23  |       |       |       |      |                       |      | 9/13        |                | 7/18  |               | 11/19 |  |
| 関東地区     | 茨城    |          |       |       | 8/24  | 1/11  |      |                       |      |             | 10/26          | 5/25  |               | 1/9   |  |
|          | 栃木    |          |       |       | 11/27 |       |      |                       |      |             | 10/12          | 9/15  |               | 2/8   |  |
|          | 群馬    | 6/11     |       |       |       |       |      |                       |      |             | 10/24          | 11/15 |               |       |  |
|          | 埼玉    | 11/14    |       |       |       |       |      | 12/12                 |      |             | 7/4            | 7/11  |               |       |  |
|          | 千葉    | 1/22     |       |       |       |       |      |                       |      |             | 11/6           | 8/7   | 12/3          |       |  |
|          | 東京    |          |       |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
|          | 神奈川   | 11/9     | 12/14 |       |       |       |      | 9/21                  |      |             | 9/4            | 11/6  | 10/12         |       |  |
| 中部地区     | 新潟    | 10/3     |       |       |       |       |      |                       |      |             | 10/17          | 8/8   |               |       |  |
|          | 富山    |          |       |       |       |       |      |                       |      |             | 9/13           |       |               |       |  |
|          | 石川    | 4/25     | 7/20  | 9/19  |       |       |      |                       |      |             |                | 9/26  |               |       |  |
|          | 福井    | 2/7      |       |       |       |       |      | 2/14                  |      |             | 4/16           |       |               | 7/4   |  |
|          | 山梨    |          |       |       |       |       |      |                       |      |             |                | 11中旬  |               |       |  |
|          | 長野    | 7/18     |       |       |       |       |      |                       |      |             | 10/19          | 6/21  |               |       |  |
|          | 岐阜    |          |       |       | 6/19  | 11/14 |      |                       |      |             | 10/17          | 7/18  |               |       |  |
|          | 静岡    | 8/25     | 10/20 | 12/1  |       |       |      |                       |      |             | 11/17          | 6/30  |               | 2/16  |  |
|          | 愛知    | 8/7      | 8/9   |       | 8/2   |       |      |                       |      |             | 11/27          | 9/12  |               | 10/3  |  |
| 三重       | 4/24  | 9/12     |       |       |       |       | 8/25 | 12/8                  |      | 1/17        | 5/12           |       | 6/9           |       |  |
| 近畿地区     | 滋賀    |          |       |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
|          | 京都    |          |       |       |       |       |      |                       |      |             | 11/20          | 10/19 |               |       |  |
|          | 大阪    | 11/14    | 11/21 |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
|          | 兵庫    | 9/12     | 2/19  |       |       |       |      | 2/19                  |      |             | 6/19           | 8/23  | 8/22          | 11/7  |  |
|          | 奈良    |          |       |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
| 和歌山      |       |          |       |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
| 中国地区     | 鳥取    | 8/3      |       |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
|          | 島根    | 2/21     |       |       |       |       |      |                       |      |             |                | 6/22  |               |       |  |
|          | 岡山    |          |       |       | 6/19  |       |      |                       |      |             |                | 8/24  |               | 10/22 |  |
|          | 広島    |          |       |       | 7/10  | 2/1   |      |                       |      |             | 8/23           |       |               | 6/1   |  |
| 山口       | 11/10 |          |       |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
| 四国地区     | 徳島    | 5/25     |       |       |       |       |      |                       |      |             |                | 5/24  |               |       |  |
|          | 香川    | 6/30     |       |       |       |       |      |                       |      |             |                |       |               |       |  |
|          | 愛媛    | 4/21     |       |       | 10/27 |       |      |                       |      |             | 7/13           | 4/14  |               |       |  |
|          | 高知    | 6/22     |       |       | 6/13  |       |      |                       |      |             |                | 6/6   |               |       |  |
| 九州・沖縄地区  | 福岡    |          |       |       |       |       |      |                       |      |             |                | 11/22 |               | 10/12 |  |
|          | 佐賀    | 8/9      |       |       |       |       |      |                       |      |             |                | 6/14  |               |       |  |
|          | 長崎    | 6/27     |       |       | 7/18  |       |      |                       |      |             | 11/6           | 9/13  | 1/9           |       |  |
|          | 熊本    | 6/16     | 12/22 |       |       |       |      |                       |      |             |                | 8/18  |               |       |  |
|          | 大分    | 7/7      |       |       |       |       |      | 5/19                  |      |             |                | 6/2   |               | 8/18  |  |
|          | 宮崎    | 6/2      | 2/2   |       | 5/19  |       |      |                       |      |             | 8/3            | 4/21  |               |       |  |
|          | 鹿児島   | 12/1     |       |       |       |       |      |                       | 6/23 |             |                | 7/28  |               |       |  |
|          | 沖縄    | 9/7      |       |       |       |       |      |                       | 5/11 |             |                | 8/3   |               |       |  |

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

## 平成30年度 運転技能講習予定表

(H30.08.08現在)

| ●フォークリフト |       |       |       |       |       |       |        |        |        |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 秋田       | 4/26~ |       | 6/8~  |       |       | 9/13~ |        |        |        |       |       |       |
|          |       |       | 6/19~ |       |       |       |        |        |        |       |       |       |
| 茨城       | 4/9~  | 5/8~  | 6/8~  | 7/10~ | 8/17~ | 9/7~  | 10/11~ | 11/8~  | 12/11~ | 1/10~ | 2/13~ | 3/8~  |
| 石川       |       | 5/24~ |       |       | 8/23~ |       |        |        |        |       |       |       |
| 山梨       |       | 5/12~ |       | 7/7~  |       | 9/8~  |        | 11/3~  |        |       |       |       |
| 京都       |       |       | 6/4~  |       |       |       |        |        |        |       |       |       |
| 大阪       | 4/8~  | 5/10~ | 6/6~  | 7/4~  |       | 9/19~ | 10/10~ | 11/4~  |        | 1/16~ |       | 3/6~  |
| 兵庫       | 4/6~  |       |       |       |       |       |        |        |        |       |       |       |
| 長崎       | 4/12~ | 5/10~ | 6/7~  | 7/19~ | 8/2~  | 9/6~  | 10/18~ | 11/15~ | 12/6~  | 1/17~ | 2/7~  | 3/14~ |
|          | 4/26~ |       | 6/14~ |       |       | 9/27~ |        |        | 12/13~ |       | 2/28~ |       |
| 熊本       |       | 5/19~ | 6/2~  | 7/7~  | 8/4~  | 9/1~  | 10/6~  | 11/22~ |        |       | 2/16~ | 3/2~  |
| 宮崎       | 4/25~ | 5/23~ | 6/20~ |       | 8/22~ |       | 10/24~ |        |        |       |       |       |

| ●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） |       |       |       |  |       |       |        |        |  |       |       |  |
|---------------------------|-------|-------|-------|--|-------|-------|--------|--------|--|-------|-------|--|
| 兵庫                        |       |       |       |  |       | 9/18~ |        |        |  |       |       |  |
| 鳥取                        |       |       | 6/12~ |  |       |       | 10/18~ |        |  |       |       |  |
| 鳥根                        |       | 5/28~ |       |  |       | 9/18~ |        |        |  |       |       |  |
| 長崎                        | 4/19~ |       |       |  | 8/24~ |       |        | 10/11~ |  | 1/10~ | 2/22~ |  |

| ●車両系建設機械（解体用） |  |       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 鳥取            |  | 5/18~ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| ●不整地運搬車 |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|--|--|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 鳥取      |  |  |  | 7/19~ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 鳥根      |  |  |  | 7/18~ |  |  |  |  |  |  |  |  |

| ●高所作業車 |       |       |       |       |       |       |        |        |        |  |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--|-------|-------|
| 青森     | 4/20~ | 5/11~ | 6/1~  | 7/6~  |       | 9/7~  | 10/27~ | 11/9~  | 12/15~ |  | 2/23~ | 3/15~ |
|        | 4/28~ | 5/26~ | 6/23~ | 7/21~ |       | 9/29~ |        | 11/17~ |        |  |       | 3/23~ |
| 群馬     |       | 5/12~ |       |       |       | 9/22~ |        |        |        |  |       |       |
| 福井     | 4/18~ |       |       |       |       | 9/26~ |        |        |        |  |       |       |
| 滋賀     | 4/5~  |       | 6/5~  | 7/4~  |       | 9/5~  | 10/10~ |        | 12/4~  |  |       |       |
| 奈良     |       | 5/19~ |       | 7/23~ |       | 9/3~  |        | 11月    |        |  |       | 3月    |
| 鳥取     | 4/18~ |       |       |       | 8/22~ |       |        | 11/7~  |        |  |       |       |
| 鳥根     |       |       |       |       |       |       | 10/22~ |        |        |  |       |       |
| 沖縄     | 4/6~  |       | 6/1~  | 7/20~ |       |       | 10/12~ | 11/16~ |        |  | 2/8~  |       |

| ●小型移動式クレーン |  |  |  |       |  |      |  |  |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|-------|--|------|--|--|--|--|--|--|
| 兵庫         |  |  |  | 7/27~ |  |      |  |  |  |  |  |  |
| 鳥根         |  |  |  |       |  | 9/3~ |  |  |  |  |  |  |

| ●玉掛け |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| 鳥根   |  |  |  |  | 8/20~ |  |  |  |  |  |  |  |

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔平成30年度〕  
各種研修の受講料及び修了証再交付手数料

## 1 資格取得研修

| 研修の種類                   | (A) 事業内検査者研修 |        |              |        |          |        | (B) 検査業者検査員研修 |         |         |        |         |        |         |        |
|-------------------------|--------------|--------|--------------|--------|----------|--------|---------------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|                         | 14時間コース      |        | 8.5・9.5時間コース |        | 5.5時間コース |        | 35時間コース       |         | 21時間コース |        | 18時間コース |        | 13時間コース |        |
|                         | 会員           | 一般     | 会員           | 一般     | 会員       | 一般     | 会員            | 一般      | 会員      | 一般     | 会員      | 一般     | 会員      | 一般     |
| 1 フォークリフト               | 49,032       | 54,108 | 44,712       | 49,788 | 43,632   | 48,708 | 77,112        | 82,188  | 55,512  | 60,588 | 53,352  | 58,428 | 52,272  | 57,348 |
| 2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 | 61,128       | 73,116 | 56,808       | 68,796 | —        |        | 93,528        | 105,516 | 70,848  | 82,836 | 66,528  | 78,516 | —       |        |
| 3 基礎工事用機械               | 57,672       | 66,528 | 53,352       | 62,208 |          |        | 90,072        | 98,928  | 66,312  | 75,168 | 61,992  | 70,848 |         |        |
| 4 締固め用機械                | 51,084       | 57,456 | 46,764       | 53,136 |          |        | 79,164        | 85,536  | 57,564  | 63,936 | 55,404  | 61,776 |         |        |
| 5 コンクリート打設用機械           | 64,368       | 71,604 | 58,968       | 66,204 |          |        | 112,968       | 120,204 | 80,568  | 87,804 | 78,408  | 85,644 |         |        |
| 6 高所作業車                 | 51,624       | 58,104 | 47,304       | 53,784 |          |        | 85,104        | 91,584  | 62,424  | 68,904 | 60,264  | 66,744 |         |        |

## 2 能力向上教育

| 教育の種類                   | 会員     | 一般     |
|-------------------------|--------|--------|
| 1 フォークリフト               | 13,176 | 15,444 |
| 2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 | 13,824 | 16,524 |
| 3 基礎工事用機械               | 11,448 | 12,960 |
| 4 締固め用機械                | 11,340 | 12,744 |
| 5 コンクリート打設用機械           | 11,124 | 12,312 |
| 6 高所作業車                 | 11,448 | 12,960 |

## 3 実務研修

| 研修の種類             | 座学コース                 |        | 実技コース  |        |        |
|-------------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
|                   | 会員                    | 一般     | 会員     | 一般     |        |
| 記録表作成コース          | フォークリフト               | 13,176 | 15,768 | 18,576 | 21,168 |
|                   | 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 | 14,796 | 18,468 | 20,196 | 23,868 |
|                   | 基礎工事用機械               | 14,796 | 18,468 | 20,196 | 23,868 |
|                   | 締固め用機械                | 14,580 | 18,036 | 19,980 | 23,436 |
|                   | コンクリートポンプ車            | 14,580 | 18,036 | 19,980 | 23,436 |
|                   | 高所作業車                 | 13,392 | 16,092 | 18,792 | 21,492 |
| 月次定期自主検査(フォークリフト) | 7,722                 | 8,964  | 13,122 | 14,364 |        |
| 検査業者業務点検コース       | 会員                    |        | 一般     |        |        |
|                   | 9,180                 |        | 10,044 |        |        |

## 4 安全教育

| 教育の種類      | 会員     | 一般     |
|------------|--------|--------|
| 建機付属クレーン部分 | 7,344  | 7,884  |
| ショベルローダー等  | 10,368 | 11,232 |

## 5 資格取得研修 修了証再交付手数料

申請にあたっては、1件につき送料を含む手数料2,160円(税込)を「現金書留」にて同封してください。

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税8%が含まれています。  
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。  
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。  
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

## お知らせ

けんにきょう

## 建荷協発行図書等のご案内

平成30年度版

安全の心を託す特自検


**建設荷役車両安全技術協会**

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

## ■ 特定自主検査制度の入門解説

## 特定自主検査制度についての入門編

## 安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかりやすく解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



| 品名             | 品番         | 会員価格 | 一般価格 |
|----------------|------------|------|------|
| 安全と特定自主検査のおはなし | PC-ZC-02-C | 216円 | 324円 |

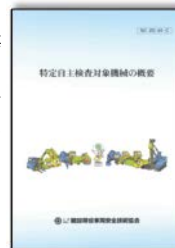
## 特定自主検査の対象機械について

## 特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



| 品名            | 品番         | 会員価格 | 一般価格  |
|---------------|------------|------|-------|
| 特定自主検査対象機械の概要 | SC-ZC-01-D | 648円 | 1080円 |

## ■ 特定自主検査済標章

## 特定自主検査 実施年月の明示

## 特定（定期）自主検査済標章

## ・ 特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

## ・ 定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

| 品名             | 品番        | 会員価格 | 一般価格 |
|----------------|-----------|------|------|
| 特定自主検査済標章（事業内） | BP-LH-30  | 324円 | 972円 |
| 特定自主検査済標章（検査業） | BP-LR-30  |      |      |
| 定期自主検査済標章      | BP-LR1-30 |      |      |



特定自主検査済標章（事業内）



特定自主検査済標章（検査業）



定期検査済標章

**【注記】** 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

## 特定自主検査に係る標章等について

## 標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

| 品名           | 品番         | 会員価格 | 一般価格 |
|--------------|------------|------|------|
| 標章の使い方から管理まで | BC-ZC-05-E | 216円 | 324円 |



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。



■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

| 品名          | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|-------------|------------|-------|-------|
| フォークリフト     | SG-LC-01-A | 324円  | 432円  |
| 不整地運搬車      | SG-GR-01   | 216円  | 432円  |
| 車高系建設機械     | SG-KC-01-B | 1728円 | 2700円 |
| 高所作業車       | SG-HL-01   | 540円  | 756円  |
| フォークリフト(月次) | SG-LC-11-A | 216円  | 324円  |

検査項目の判定値

検査・整備基準値表

判定基準の中で「メーカーの指定する基準値内であること」とされている基準値および測定方法を機種・型式別ごとにまとめたものです。

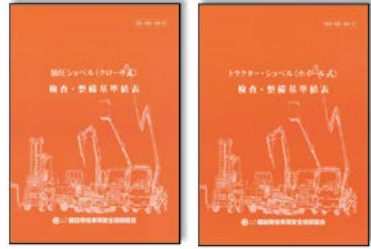
| 品名             | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|----------------|------------|-------|-------|
| フォークリフト        | SS-LC-03-F | 1404円 | 2052円 |
| 油圧ショベル *改訂     | SS-GE-03-D | 1944円 | 2916円 |
| トラクター・ショベル *改訂 | SS-GE-04-D | 540円  | 756円  |
| ブルドーザー *改訂     | SS-GE-05-D | 216円  | 324円  |
| 解体用機械 *改訂      | SS-DM-01-B | 2592円 | 3996円 |
| 締固め用機械         | SS-RC-01-C | 972円  | 1512円 |
| コンクリートポンプ車     | SS-CP-01-C | 648円  | 972円  |
| 高所作業車          | SS-HL-01-C | 756円  | 1080円 |

検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技术協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



| 品名                     | 会員価格 | 一般価格 |
|------------------------|------|------|
| 特定(定期)自主検査記録表(1セット50枚) | 486円 | 756円 |

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(H28.3改訂0版発行)



記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



| 品名             | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|----------------|------------|-------|-------|
| 特定自主検査記録表の記入要領 | TC-ZC-02-0 | 1080円 | 1620円 |

| 品名        | 品番       | 会員価格 | 一般価格 |
|-----------|----------|------|------|
| 特定自主検査記録簿 | BP-ZC-03 | 108円 | 162円 |

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用  
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用  
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

| 品名             | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|----------------|------------|-------|-------|
| 特定自主検査台帳 事業内用  | BC-ZC-04-A | 540円  | 810円  |
| 特定自主検査台帳 検査業者用 | BC-ZC-07   | 1620円 | 2160円 |



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

## ■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

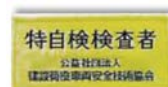
### ・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

| 品名      | 品番       | 会員価格  | 一般価格  |
|---------|----------|-------|-------|
| 検査者腕章   | BP-YC-01 | 1080円 | 1620円 |
| 検査者ワッペン | BP-YC-02 | 324円  | 540円  |



検査者腕章



検査者ワッペン

### ・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

| 特定自主検査対象機種            | 検査業者用      | 事業内用     | 会員価格 | 一般価格 |
|-----------------------|------------|----------|------|------|
| フォークリフト               | BP-YC-11-A | BP-YC-21 | 108円 | 162円 |
| 整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械 | BP-YC-12-A | BP-YC-22 |      |      |
| 基礎工事用機械               | BP-YC-13-A | BP-YC-23 |      |      |
| 締固め用機械                | BP-YC-14-A | BP-YC-24 |      |      |
| コンクリートポンプ車            | BP-YC-15-A | BP-YC-25 |      |      |
| 高所作業車                 | BP-YC-16-A | BP-YC-26 |      |      |
| 不整地運搬車                | BP-YC-17-A | BP-YC-27 |      |      |

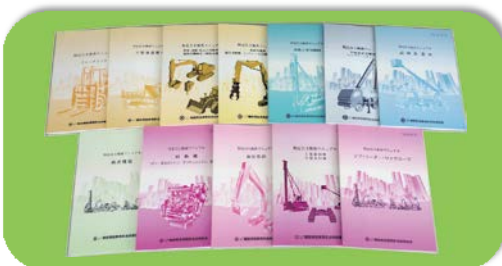


## ■ 教育資料

当協会で開催する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

### ・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法を機種、部位別に解説しています。

| 品名                  | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|---------------------|------------|-------|-------|
| 検査機器                | TQ-ZC-01-D | 648円  | 972円  |
| 原動機(ディーゼル・ガソリン) *改訂 | TQ-KE-01-F | 2376円 | 3564円 |
| 油圧装置                | TQ-KH-01-D | 1188円 | 1836円 |
| 上部旋回体 下部走行体         | TQ-KB-01-D | 1836円 | 2808円 |
| ジブ・リーダー・ワイヤーロープ     | TQ-KJ-01-C | 864円  | 1296円 |
| フォークリフト             | TQ-LC-02-G | 1296円 | 1944円 |
| 不整地運搬車              | TQ-GR-01-D | 756円  | 1188円 |
| 車両系建設機械(整地等用) *改訂   | TQ-GC-02-A | 3240円 | 5184円 |
| 〃 (基礎工事用)           | TQ-FC-01-D | 2916円 | 4428円 |
| 〃 (締固め用)            | TQ-RC-01-D | 1188円 | 1728円 |
| 〃 (コンクリート打設用)       | TQ-CP-01-E | 1080円 | 1728円 |
| 高所作業車               | TQ-HL-01-D | 1296円 | 1944円 |
| 特定自主検査と補修           | TC-ZC-01-E | 540円  | 864円  |



### ・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

| 品名              | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|-----------------|------------|-------|-------|
| フォークリフト         | TL-LC-01-D | 3456円 | 5184円 |
| 整地・運搬等&ブレーカ *改訂 | TL-GE-01-F | 3564円 | 5400円 |
| 締固め用機械          | TL-RC-01-C | 1620円 | 2484円 |
| 基礎工事用機械         | TL-FC-01-C | 1188円 | 1836円 |
| 不整地運搬車          | TL-GR-01-A | 540円  | 864円  |
| コンクリートポンプ       | TL-CP-01-C | 1404円 | 2052円 |
| 高所作業車           | TL-HL-01-C | 1728円 | 2700円 |



### ・その他

| 品名                                | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|-----------------------------------|------------|-------|-------|
| フォークリフト安全運転テキスト                   | TO-LC-02-B | 1512円 | 1512円 |
| ショベルローダー等定期自主検査マニュアル<br>検査・整備基準値表 | TQ-SR-02-C | 1728円 | 2592円 |
| 業務点検コーステキスト                       | TT-YC-01-B | 1080円 | 1620円 |



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

事業内検査の適正実施のために  
特定自主検査業務マニュアル

—事業内検査—

事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。  
(H27.2 改訂 E 版発行)



| 品名                       | 品番         | 会員価格  | 一般価格   |
|--------------------------|------------|-------|--------|
| 特定自主検査業務マニュアル<br>—事業内検査— | BP-ZC-02-E | 972 円 | 1512 円 |

検査業者検査の適正実施のために  
特定自主検査業務マニュアル

—検査業者—

検査業者の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。  
(H25.10 改訂 F 版発行)



| 品名                      | 品番         | 会員価格  | 一般価格   |
|-------------------------|------------|-------|--------|
| 特定自主検査業務マニュアル<br>—検査業者— | BP-ZC-01-F | 972 円 | 1512 円 |

特定自主検査の適正実施のために  
特定自主検査とその管理

(管理者用マニュアル)

特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。  
(H26.12 改訂 D 版発行)



| 品名          | 品番         | 会員価格  | 一般価格   |
|-------------|------------|-------|--------|
| 特定自主検査とその管理 | BC-ZC-06-D | 648 円 | 1080 円 |

登録検査業者の諸手続きについて  
特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。  
(H26.4 改訂 J 版発行)



| 品名             | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|----------------|------------|-------|-------|
| 特定自主検査登録検査業者必携 | BC-ZC-01-J | 540 円 | 864 円 |

特定自主検査制度に関する法令、通達  
特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法令の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。  
(H28.3 改訂 J 版発行)



| 品名            | 品番         | 会員価格   | 一般価格   |
|---------------|------------|--------|--------|
| 特定自主検査関係法令通達集 | BC-ZC-03-J | 2268 円 | 3456 円 |

特定自主検査制度についての疑問を解説  
特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。  
(H26.10 改訂 A 版発行)



| 品名               | 品番         | 会員価格  | 一般価格  |
|------------------|------------|-------|-------|
| 特定自主検査に関する Q & A | BC-YC-01-A | 432 円 | 756 円 |

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

| 品名                 | 品番       | 会員価格  | 一般価格  |
|--------------------|----------|-------|-------|
| 特定自主検査実施経歴書 (フォーク) | BP-LC-01 | 54 円  | 108 円 |
| 経歴書ビニルケース (フォーク用)  | BP-LC-02 | 162 円 | 324 円 |
| 特定自主検査実施経歴書 (建機用)  | BP-OH-01 | 54 円  | 108 円 |
| 特定自主検査実施経歴書 (解体機用) | BP-OH-02 | 54 円  | 108 円 |



表記の価格は全て消費税 8% 込みの価格です。

※ご紹介しました図書等は、最寄りの建荷協支部でご購入いただけます。

平成 30 年 4 月

# 特定自主検査者資格取得者名簿

(平成30年6月1日～平成30年7月31日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

## 事業内検査者資格取得者

### ■フォークリフト

|      |      |       |      |      |      |
|------|------|-------|------|------|------|
| 甘利晴樹 | 荻原健輔 | 齊藤一哉  | 嶽森昇  | 藤井浩二 | 水本寛和 |
| 池田宰  | 越智節雄 | 齊藤孝志  | 津田隆  | 藤原邦裕 | 宮内賢徳 |
| 伊藤敬司 | 恩田有樹 | 桜井順二  | 中川倫明 | 増田心  | 守屋由偉 |
| 猪股利幸 | 片野圭弥 | 佐々木達也 | 西野章  | 松坂昇弥 | 安田誠司 |
| 宇賀神武 | 加藤浩太 | 佐藤彌佑  | 根本透  | 松下勇太 | 山下勇二 |
| 榎本大輔 | 亀谷明  | 首藤靖   | 芳賀誠  | 松田貴行 | 山中泰博 |
| 大瀧和則 | 亀田一実 | 染谷勇一  | 萩原義亮 | 松本敏光 | 吉田紀之 |
| 大野裕宣 | 木村薫  | 高木聡史  | 長谷川忠 | 三浦一典 | 龍神敬  |
| 小川豊弘 | 栗山英明 | 田口舜   | 福元傑  | 水口陽介 |      |

### ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

|      |      |       |      |       |      |
|------|------|-------|------|-------|------|
| 新井裕幸 | 藏本和生 | 小松昭雄  | 座間義明 | 富永優太  | 村上竜太 |
| 飯田淳  | 栗山和也 | 佐々木正彦 | 鈴木純一 | 中村幸樹  | 目黒俊匡 |
| 太田法夫 | 小泉佑太 | 佐藤友和  | 鈴木龍雄 | 野村昌則  | 山本竜平 |
| 大塚由樹 | 古賀勝実 | 佐藤政樹  | 鈴木紀亮 | 古田亨   | 吉田浩章 |
| 金子真也 | 小西伸幸 | 佐藤正隆  | 田中朋和 | 松本慎太郎 | 余田雅彦 |
| 草野達也 |      |       |      |       |      |

### ■基礎工事用機械

|      |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|
| 高好朗弘 |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|

### ■締固め用機械

|      |     |      |      |       |  |
|------|-----|------|------|-------|--|
| 尾崎正志 | 渋澤隆 | 田原和明 | 中島一弘 | 松本慎太郎 |  |
|------|-----|------|------|-------|--|

■コンクリート打設用機械

秋葉貴史 | 益田直之 |

■高所作業車

|      |       |      |      |      |      |
|------|-------|------|------|------|------|
| 飯塚正則 | 川田康雅  | 栗崎司  | 滝澤友浩 | 中村夏輝 | 山下孝介 |
| 五十嵐誠 | 儀仁千太郎 | 笹本明生 | 丹澤直人 | 平井伸明 | 横山優介 |
| 井上直哉 | 草譯悠樹  | 椎名司  | 津崎翔太 | 宮本奨太 | 渡邊一将 |
| 越智隆  | 熊川健一郎 | 高橋宣昭 | 中村邦光 | 安村匠平 | 渡邊泰治 |

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

|       |        |       |       |       |      |
|-------|--------|-------|-------|-------|------|
| 浅香宣賢  | 大熊宏樹   | 佐々木淳  | 高橋祐作  | 軒端康弘  | 松永政一 |
| 安達寿朗  | 大崎瞬    | 佐々木大地 | 田窪健治  | 野口誠司  | 松本英志 |
| 足立浩規  | 大貫裕平   | 佐藤守平  | 竹村光城  | 野尻誠   | 松元直哉 |
| 熱田慎希  | 大淵幹生   | 實藤俊人  | 田中亮太  | 野田憲司  | 水矢好洋 |
| 穴見沙希  | 大堀駿也   | 佐原雅人  | 谷口忠利  | 野中勝幸  | 村上綾人 |
| 阿部真二  | 大山隆士   | 小代輝   | 為久将実  | 萩原孝充  | 村松部彦 |
| 阿部智明  | 小川寛之   | 柴田大輔  | 角田海斗  | 長谷川浩二 | 本森祐二 |
| 阿部諒   | 小金田卓巳  | 下井朋則  | 坪木真寛  | 長谷川貴也 | 森川栄二 |
| 有井直也  | 蟹澤直也   | 白似田隼斗 | 手嶋晃浩  | 原田真圭  | 山岡久峻 |
| 五十嵐貴  | 上條敏和   | 白水涼次  | 寺田健史  | 肥前和真  | 山口琢夢 |
| 五十嵐夕也 | 川井田敦   | 新郷幸滋  | 徳山真二  | 蛭川隆博  | 山口貴史 |
| 池崎奨太郎 | 川股隼葵   | 鈴木政之  | 戸塚友明  | 広瀬正紀  | 山下博義 |
| 石塚康雄  | 神澤幸史   | 鈴木勇太  | 土井聖一郎 | 藤井幸希  | 山添博勝 |
| 石渡康介  | 菅野敬士   | 鈴木義雄  | 堂ノ下和将 | 藤井信幸  | 大和直樹 |
| 磯口幸佑  | 菅野星太   | 鈴木隆夫  | 中野義拓  | 藤井直之  | 山本亮守 |
| 稲垣正次郎 | 教野良弘   | 砂塚一輝  | 仲程拓也  | 藤澤芳彦  | 陽川亮修 |
| 稲富晋平  | 木澤康也   | 世古邦弘  | 中坊唱亮  | 藤島和樹  | 横田裕也 |
| 岩田信幸  | 岸保誠人   | 瀬戸康真  | 長尾捺央哉 | 堀川聖人  | 吉田英利 |
| 上野優太  | 久保雅斗   | 園田勇樹  | 永谷良樹  | 堀田眞大  | 吉成啓行 |
| 上原智裕  | 久保山天斗  | 藺部将弥  | 永山瑛一  | 松井昇哉  | 吉野輝昭 |
| 内山惠太郎 | 久保山明日希 | 高澤栄相  | 永田尚新  | 松尾将史  | 吉野拓海 |
| 宇野響士郎 | 小泉英史   | 高田祥之  | 鍋田真彦  | 松尾圭治  | 吉松直樹 |
| 梅原良央  | 郡山隼孝   | 高田章友  | 西科和久  | 松田浩   | 渡辺直樹 |
| 江口真治  | 小平圭芳   | 高橋慶太  | 沼田和久  | 松永    |      |
| 塩川天人  | 斎藤和久   |       |       |       |      |
| 大石諭   | 桜沢     |       |       |       |      |

## ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 秋場 司  | 工藤 敏明 | 武川 迪弘 | 長澤 峻  | 本多 正規 | 宮川 昌博 |
| 五十嵐 亨 | 齋藤 義孝 | 竹島 大矩 | 野口 孝二 | 前川 強  | 宮澤 潤哉 |
| 伊藤 雄二 | 坂下 隆義 | 竹元 成明 | 橋本 英明 | 前田 要  | 山本 広宣 |
| 加藤 恵則 | 佐藤 友哉 | 辻 文博  | 林 賢太郎 | 松下 俊樹 | 山森 翔太 |
| 加畑 政彦 | 柴田 一磨 | 錫田 聡  | 平田 雅彦 | 馬淵 大輝 | 吉岡 健治 |
| 川股 隼葵 | 新垣 和也 | 中島 芳文 | 深坂 暁斗 | 丸山 久樹 | 若松 将吾 |
| 楠田 智弘 | 田口 勇人 |       |       |       |       |

## ■基礎工事用機械

|       |       |      |       |       |       |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 新井 智也 | 白井 俊郎 | 黒木 明 | 寺坂 和浩 | 永岡 伸仁 | 森原 康介 |
| 池田 真一 |       |      |       |       |       |

## ■締固め用機械

|       |       |       |       |       |      |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 今駒 充宏 | 五島 弘崇 | 田邊 浩司 | 平川 浩治 | 藤原 央成 | 大和 勝 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|

## ■コンクリート打設用機械

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小田島 淳 | 神山 政明 | 亀井 秀樹 | 櫻井 和也 | 千葉 賢介 |
|-------|-------|-------|-------|-------|

## ■高所作業車

|        |       |       |        |       |       |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 赤塚 善仁  | 加藤 義治 | 清水 雄二 | 寺川 一起  | 日高 賢児 | 宮岡 亮輔 |
| 我妻 一重  | 金成 隆雄 | 下川 健  | 徳永 大   | 平野 孝幸 | 宗形 憲男 |
| 秋場 司   | 金田 隆志 | 下津 優貴 | 富永 祐介  | 廣瀬 豊  | 持田 仁  |
| 足利 祐紀  | 亀山 晶広 | 白川 拓  | 土肥 宏樹  | 福原 寿紀 | 森岡 幸一 |
| 有賀 武寿  | 茅山 政行 | 鈴木 真悟 | 中島 達郎  | 福森 豊  | 山内 僚太 |
| 石井 寛臣  | 河合 和生 | 須田 祐貴 | 中西 昭裕  | 藤井 邦彦 | 山口 晃弘 |
| 磯山 哲也  | 川口 航  | 陶山 夏樹 | 中村 健太郎 | 藤谷 弘明 | 山口 俊弘 |
| 伊藤 寛   | 河田 充弘 | 世古 一輝 | 永田 祐   | 堀川 和幸 | 山下 恭平 |
| 稲垣 正次郎 | 菊池 翔  | 高辻 翔伍 | 那須 浩平  | 本田 裕昭 | 山田 一陽 |
| 白井 直人  | 岸本 一臣 | 高橋 健太 | 名取 淳三  | 前田 和孝 | 山田 和也 |
| 内田 創   | 北山 宗克 | 高橋 胤  | 南部 高之  | 牧村 英充 | 山田 孝行 |
| 大勝 敬介  | 清森 勝也 | 高橋 幹夫 | 西本 斉   | 松岡 史朗 | 山本 広宣 |
| 大久保 賢司 | 小隅 洋介 | 瀧本 友也 | 橋本 徹   | 松田 健二 | 芳野 亨  |
| 大津 英人  | 佐藤 剛  | 田中 寛樹 | 蓮江 秀和  | 松平 健  | 脇山 浩和 |
| 荻野 和樹  | 佐藤 守  | 田中 保輝 | 畠山 豊   | 松本 誠  | 渡辺 直樹 |
| 小野 隆行  | 佐藤 昌良 | 谷藤 亮太 | 林 辰徳   | 丸山 亮平 | 渡邊 実介 |
| 桂川 淳   | 清水 章次 | 塚田 和也 | 林 哲哉   | 三塚 亮  | 渡辺 亮介 |

## 支 部 一 覧

平成30年 8月1日現在

| 支部名   | 〒        | 所在地                                     | 電話番号         | FAX          |
|-------|----------|---|--------------|--------------|
| 北海道   | 060-0004 | 北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階          | 011(271)7720 | 011(271)7580 |
| 青 森   | 030-0902 | 青森県青森市合浦1-10-7                          | 017(765)5432 | 017(765)5433 |
| 岩 手   | 020-0873 | 岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階                 | 019(626)2616 | 019(626)2627 |
| 宮 城   | 983-0842 | 宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号            | 022(298)2150 | 022(298)2151 |
| 秋 田   | 010-0923 | 秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室           | 018(823)8258 | 018(823)8260 |
| 山 形   | 990-8681 | 山形県山形市流通センター2-3 山形流通団地組合会館内             | 023(666)6581 | 023(666)6582 |
| 福 島   | 960-8035 | 福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階                  | 024(521)8065 | 024(521)8248 |
| 茨 城   | 311-3116 | 茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559                    | 029(292)6546 | 029(292)6547 |
| 栃 木   | 320-0043 | 栃木県宇都宮市桜1-1-3 プレジール桜2階C                 | 028(636)0102 | 028(636)0103 |
| 群 馬   | 371-0805 | 群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階                   | 027(223)3448 | 027(223)3451 |
| 埼 玉   | 330-0062 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A           | 048(835)3050 | 048(835)3055 |
| 千 葉   | 260-0026 | 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号          | 043(245)9926 | 043(245)9927 |
| 東 京   | 102-0072 | 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階                 | 03(3511)5225 | 03(3511)5224 |
| 神奈川   | 231-0011 | 神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階           | 045(664)1811 | 045(664)1817 |
| 新 潟   | 950-0961 | 新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内            | 025(285)4699 | 025(285)4685 |
| 富 山   | 930-0094 | 富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内                  | 076(442)4358 | 076(442)6748 |
| 石 川   | 920-0806 | 石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川㈱レンタル事業部事務所2階      | 076(208)3302 | 076(208)3303 |
| 福 井   | 910-0854 | 福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階                | 0776(24)7277 | 0776(24)9507 |
| 山 梨   | 409-3867 | 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階             | 055(226)3558 | 055(226)3631 |
| 長 野   | 380-0872 | 長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階                | 026(232)2880 | 026(232)6606 |
| 岐 阜   | 504-0843 | 岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34                        | 058(382)5011 | 058(382)5120 |
| 静 岡   | 422-8045 | 静岡県静岡市駿河区西島127                          | 054(236)4008 | 054(236)4031 |
| 愛 知   | 450-0002 | 愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階            | 052(586)0069 | 052(586)0010 |
| 三 重   | 514-0009 | 三重県津市羽所町601 アカツカビル4階                    | 059(223)7177 | 059(223)7180 |
| 滋 賀   | 520-0043 | 滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C                  | 077(521)5260 | 077(521)5352 |
| 京 都   | 615-0042 | 京都府京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館5階           | 075(314)0080 | 075(314)8398 |
| 大 阪   | 540-6591 | 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階              | 06(6944)6611 | 06(6944)6612 |
| 兵 庫   | 650-0024 | 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号                  | 078(332)4936 | 078(392)8921 |
| 奈 良   | 630-8113 | 奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内 | 0742(93)5181 | 0742(36)5715 |
| 和歌山   | 640-8287 | 和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階        | 073(435)3337 | 073(435)3338 |
| 鳥 取   | 682-0802 | 鳥取県倉吉市東巖城町120番地 プライムスクエアビル2階            | 0858(22)1400 | 0858(23)4667 |
| 島 根   | 690-0012 | 島根県松江市古志原2-20-54                        | 0852(27)0340 | 0852(27)0556 |
| 岡 山   | 700-0907 | 岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205              | 086(222)6039 | 086(222)4296 |
| 広 島   | 733-0011 | 広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202          | 082(291)1150 | 082(291)3413 |
| 山 口   | 753-0083 | 山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階                     | 083(932)1858 | 083(932)1859 |
| 徳 島   | 770-0808 | 徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階                 | 088(622)8243 | 088(622)8243 |
| 香 川   | 760-0062 | 香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113                | 087(837)3668 | 087(837)3671 |
| 愛 媛   | 790-0003 | 愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階                   | 089(941)6740 | 089(941)7361 |
| 高 知   | 780-0072 | 高知県高知市杉井流9-11                           | 088(882)5025 | 088(882)0837 |
| 福 岡   | 812-0013 | 福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402           | 092(474)2246 | 092(474)2312 |
| 佐 賀   | 849-1301 | 佐賀県鹿島市大字常広139-2                         | 0954(62)6315 | 0954(62)6368 |
| 長 崎   | 854-0072 | 長崎県諫早市永昌町10-8-202                       | 0957(49)8000 | 0957(49)8001 |
| 熊 本   | 860-0845 | 熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階                 | 096(356)6323 | 096(356)6325 |
| 大 分   | 870-0844 | 大分県大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館4階         | 097(540)7177 | 097(540)7127 |
| 宮 崎   | 880-0802 | 宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階                  | 0985(23)5061 | 0985(23)5129 |
| 鹿 児 島 | 891-0123 | 鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内              | 099(260)0615 | 099(260)0646 |
| 沖 縄   | 901-2131 | 沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海建設4階                    | 098(879)3744 | 098(879)3757 |

(注) アンダーラインは変更部分

## 編 集 後 記

9月に入ってもまだまだ暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしですか。平成30年7月豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

大雨特別警報が発表されたとき、テレビ・ラジオからは「大雨特別警報が継続しています。新たな災害がいつ発生してもおかしくない状態です。最大級の警戒をしてください。」と呼びかけられたものの、被害の拡大は防げなかった。「自分だけは大丈夫」という心理からの逃げ遅れもあったようです。普段からハザードマップなどにより自宅周辺の地形や避難所を確かめ、万一の時の行動を想定し、警報などに敏感に反応する事が大切だといわれております。

当機関誌でも、毎年多数発生している建設荷役車両に起因する労働災害を、「作業中の災害事例」として紹介しているほか、特定自主検査を通じ車両の安全性能の保持向上を図るためいろいろな事業を行っております、ぜひご活用いただければと思います。

[広報委員：山本 泰徳 記]

### 委員長

水島 敏文 [清水建設㈱]

兼八 淳 [日本通運㈱]

### 副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

室町 正博 [日通商事㈱]

### 委員

津川 元 [コベルコ建機㈱]

岩崎 茂樹 [コマツ]

森田康太郎 [キャタピラー]

関 邦生 [日立建機㈱]

田中喜代志 [コマツ]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

平山 哲也 [大成建設㈱]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

廣山 浩 [事務局：広報部]

遊部 浩司 [ 同 ]

吉田 岳 [ 同 ]

(平成30年8月10日現在)

## 「建設荷役車両」 VOL. 40 第237号

平成30年8月25日 印刷

平成30年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 (ニュー九段ビル9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

ユーザー名 (U) [saclhp](http://www.saclhp)      パスワード (P) [saclhp](http://www.saclhp)



# 建荷協からのお知らせ

## あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか??

### 実務研修 記録表作成コース



とくじけんくん

特定自主検査の結果を  
検査記録表に  
正しく記録します!!

### 正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第 45 条で定められています。

この検査結果は、特定自主検査を実施した検査者(員)が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

■ 関係法令 : 労働安全衛生法 第 45 条 第 1 項

労働安全衛生規則 第 151 条の 23, 第 169 条, 第 194 条の 25



公益  
社団法人

## 建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

建荷協本部 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F

TEL:03-3221-3661 / FAX:03-3221-3665

WWW.sacl.or.jp

# 機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために  
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

## 販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B (Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金  
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：5,100部

| 掲載場所 | 頁/色   | 掲載料金    |
|------|-------|---------|
| 表紙2  | 1頁/1C | 42,000円 |
| 表紙3  | 1頁/1C | 36,000円 |
| 表紙4  | 1頁/2C | 54,000円 |
| 前付   | 1頁/1C | 34,000円 |
| 後付   | 1頁/1C | 30,000円 |

- 広告原稿締切日：発行前月の7日
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアーブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部：03-3221-3661



社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION & LOADING VEHICLES

会長 吉識 晴夫

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F  
TEL : 03-3221-3661 FAX : 03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



## 特定自主検査業者の必需品!

### 内容明細

- ノズルテスター
- コンプレッションテスター
- デジタル回転計
- サーキットテスター
- バッテリークランプテスター
- カラーチェック
- 足廻り測定具
- シックネスゲージ
- ノギス
- 油圧測定工具 (40MPa)

- \* 内容の変更についてはご相談下さい。
- \* Aセットでは非接触型の回転計となります。
- Bセットではデジタル回転計はディーゼル専用 (燃料高压管検知) となります。
- \* フォークリフト用チェーンゲージ、ガソリン車専用回転計も別途承ります。

(アルミ収納ケース付き)

本製品の御問合せ、ご注文は下記東京工場までお願いします。



## 新商品のご案内

### ポータブル流量計 (ポータブル油圧テスタ) (英国 WEBTEC社製)

オイルコンポーネントの保守管理

- 建設機械の油圧システムの流量・圧力・温度を簡単に計測できます。
- ポータブルなので、フィールドサービスでの故障診断・保守点検に威力を発揮します。
- 双方向の計測が可能ですので、計測時間が短縮できます。
- 計測能力

モデル DHT401 : 10-400 リッター/分 圧力 : 最大 40MPa

モデル DHT801 : 20-800 リッター/分 圧力 : 最大 48MPa

- 接続口金、ホースも別途ご用意しておりますので、お問い合わせください。
- 詳細は弊社ホームページでご確認ください。



### 作動油汚染度測定器 オイルコンタミチェッカー (英国MP FILTRI社製)

オイル管理はコンタミ管理から

- 測定油にレーザー光を照射、その透過率から固体汚染物の粒子の大きさと数を測定します。
- 測定結果は「NAS等級」、「ISO4406コードNo」のどちらにも対応、同時にプリントもできます。
- 油圧ラインに直接接続、本体が稼動したままで測定するライン計測と、採取油のサンプリング測定の2通りの測定方法。(別途サンプリングキットを使用)
- 測定結果は本体にメモリー、パソコンへの転送も可能です。
- ディーゼル燃料の汚染度も測定可能です。



オイルコンタミチェッカー LPA-2

### New インラインコンタミネーションモニター (英国MP FILTRI社製)

装置組みみタイプ

- 油圧装置への組みみで、オイルの清浄度を常時監視できます。
- USBメモリスティックでデータを簡単にダウンロードできます。(オプション)
- 専用ソフトウェアが付属、お手持ちのPCで容易にデータの取りまとめができます。
- 計測結果は内部メモリーに自動保存できます。
- データの通信はシリアル通信・アナログ通信共に対応しています。
- ICMモニター上で汚染度の等級 (ISO4406/NAS 1638)、粒子分布が確認できます。
- 水分計測 (%RH)、温度計測ができます。



その他、豊富な整備経験により生まれた油圧テスター・特殊工具の製造販売および各種専用機械・工具等の輸入販売を致しております。

## マルマテクニカ株式会社

■本社・相模原事業所 SE営業課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6-2-1

TEL 042 (751) 3024 FAX 042 (751) 9065

E-mail: overseas@maruma.co.jp

■東京工場

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-2-22

TEL 03 (3429) 2141 FAX 03 (3420) 3336

■名古屋事業所

〒485-0037 愛知県小牧市小針2-18

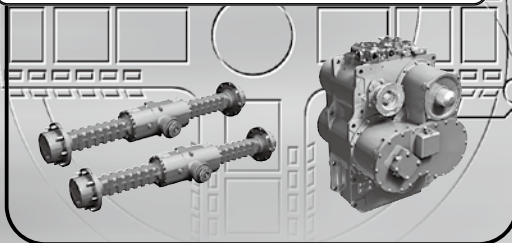
TEL 0568 (77) 3311 FAX 0568 (77) 3719

URL <http://www.maruma.co.jp>

MARUMA

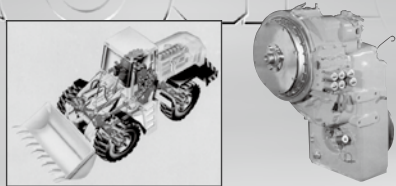
# あらゆる建設機械／シールドマシン・・・ 油圧機器の整備・再生

## イタリアDANA社のアクスルトランスミッション



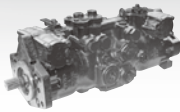
## 建設機械用ZFトランスミッション

点検・整備は、日本ではマルマのみが対応

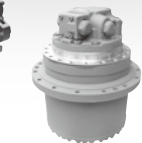
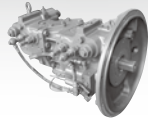


## 建設機械のあらゆる油圧機器

斜板式ダブルポンプ

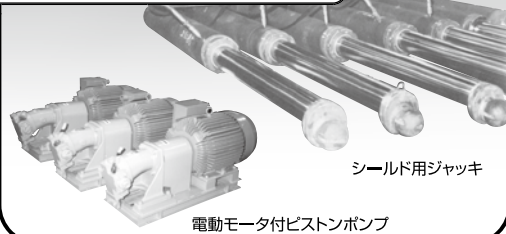


斜板式ピストンポンプ



斜軸式ピストンモータ

## シールドマシン用油圧機器



シールド用ジャッキ

電動モータ付ピストンポンプ

## 建機と共に半世紀以上。確かな「信頼」をお届けします!

整備・再生された各Ass'yは、自社独自開発の多機能油圧機器試験機により性能を確認。各テストのデータはデータベースとして保存され、出荷後、マッチング調整や、搬送されてきた同等品の確認テストに活用します。この万全を期した体制がマルマの高い信頼性の由縁です。



MH-R220は従来の油圧ドライブ型油圧機器試験機に比べ、インバータ制御電動モーター駆動、及びエネルギー一回生回路の採用により大幅な消費電力量の削減を実現しました。大型油圧ポンプの試験も可能です。



## マルマテクニカ株式会社

本社・相模原事業所 営業部 整備油機課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6丁目2番1号

TEL042 (751) 3809 FAX042 (756) 4389

E-mail:yuki@maruma.co.jp

東京工場 〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-2-22

E-mail:tokyo@maruma.co.jp

名古屋事業所 〒485-0037

E-mail:service@maruma.co.jp

TEL03 (3429) 2141 FAX03 (3420) 3336

愛知県小牧市小針2-18

TEL0568 (77) 3311 FAX0568 (77) 3719

ホームページにおいても油圧機器整備公開中

URL <http://www.maruma.co.jp/>



安全防爆型蛍光灯から標示板、消火器まで  
必要な設備は全てオールインワン！

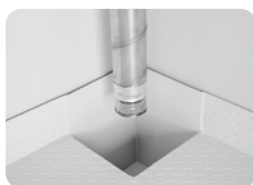
## ユニット型少量危険物保管庫



親子ドア仕様



標示板



溜め升・防油堤(室内)

防油堤は150mmの立ち上がりで  
安心・安全設計。



消火器



安全増防爆型蛍光灯(室内)



シャッター仕様

### 株式会社システムハウスR&C

※コマツハウス株式会社より社名変更しました。

〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8 (ケイヒン東大井ビル)  
☎ 0120-16-9667 mail:sh-info-access@sh-rc.co.jp  
ホームページアドレス <http://www.sh-rc.co.jp>

- |                       |                      |                       |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| ● 北海道営業所 0123-33-3161 | ● 横浜営業所 045-201-1628 | ● 岡山営業所 086-296-0900  |
| ● 岩手営業所 0193-31-36530 | ● 千葉営業所 0436-74-1050 | ● 九州支店 092-686-1119   |
| ● 東北支店 022-254-3191   | ● 開発営業部 03-5762-0923 | ● 広島営業所 050-3486-0641 |
| ● 福島支店 024-927-0801   | ● 中部支店 050-3369-1636 | ● 久留米営業所 0942-46-1212 |
| ● 新潟営業所 025-379-3700  | ● 北陸営業所 076-252-7280 | ● 熊本営業所 096-213-1033  |
| ● 東京支店 03-5762-0934   | ● 大阪支店 06-6867-6523  |                       |

ちよつと待って

# まだ使えます、そのエンジン！

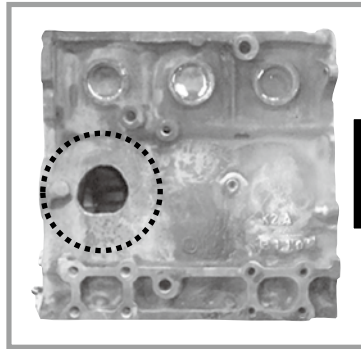


あきらめる前には是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

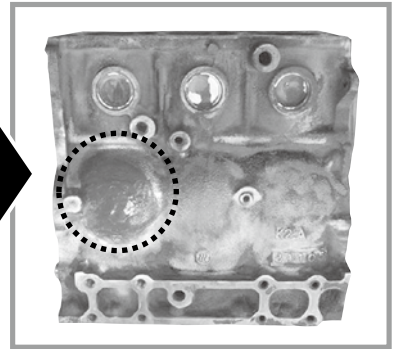
★シリンダーブロック足出し補修再生★



E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

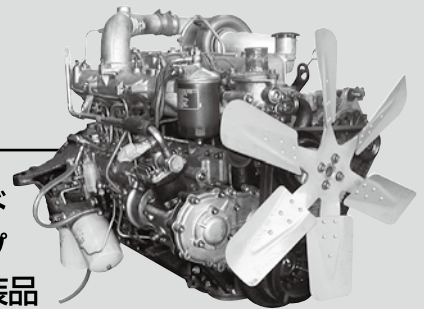
皆さんがお困りの事解決いたします！

# リビルト品の活用は 不況脱出の切り札！

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

## 業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



お陰様で40周年を迎えることができました。



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (🖱️ URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュユーザーサービスステーション

株式会社

北日本リビルトワークス

〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様へのみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)




# 建荷協からの お知らせ

平成31年（新元号元年）

## 特定（定期）自主検査済標章の取扱いについて

当協会が発行する平成31年特定（定期）自主検査済標章は、平成31年及び新元号元年に適用することいたしましたのでお知らせします。

みなさまにおかれましては、下記の平成31年標章を新元号元年12月31日までご使用いただくようお願いします。

| 特定自主検査用   |   | 定期自主検査用  |
|---|---|--|
| 事業内検査用  | 検査業者検査用   |  |
|  |  |  |
| 上記標章裏面台紙には「※本標章は平成31年及び新元号元年に適用する。」の注記が記載されます。                                      |   |  |



公益 建設荷役車両安全技術協会  
社団法人 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

略称：けんきにきょう  
【建荷協】 特自検に関することは 建荷協 検索

